

ホ 新約十三〇
 約十四〇七
 約十五〇七
 約十六〇七
 約十七〇七
 約十八〇七
 約十九〇七
 約二十〇七
 約二十一〇七
 約二十二〇七
 約二十三〇七
 約二十四〇七
 約二十五〇七
 約二十六〇七
 約二十七〇七
 約二十八〇七
 約二十九〇七
 約三十〇七
 約三十一〇七
 約三十二〇七
 約三十三〇七
 約三十四〇七
 約三十五〇七
 約三十六〇七
 約三十七〇七
 約三十八〇七
 約三十九〇七
 約四十〇七
 約四十一〇七
 約四十二〇七
 約四十三〇七
 約四十四〇七
 約四十五〇七
 約四十六〇七
 約四十七〇七
 約四十八〇七
 約四十九〇七
 約五十〇七
 約五十一〇七
 約五十二〇七
 約五十三〇七
 約五十四〇七
 約五十五〇七
 約五十六〇七
 約五十七〇七
 約五十八〇七
 約五十九〇七
 約六十〇七
 約六十一〇七
 約六十二〇七
 約六十三〇七
 約六十四〇七
 約六十五〇七
 約六十六〇七
 約六十七〇七
 約六十八〇七
 約六十九〇七
 約七十〇七
 約七十一〇七
 約七十二〇七
 約七十三〇七
 約七十四〇七
 約七十五〇七
 約七十六〇七
 約七十七〇七
 約七十八〇七
 約七十九〇七
 約八十〇七
 約八十一〇七
 約八十二〇七
 約八十三〇七
 約八十四〇七
 約八十五〇七
 約八十六〇七
 約八十七〇七
 約八十八〇七
 約八十九〇七
 約九十〇七
 約九十一〇七
 約九十二〇七
 約九十三〇七
 約九十四〇七
 約九十五〇七
 約九十六〇七
 約九十七〇七
 約九十八〇七
 約九十九〇七
 約百〇七

べし 十四 この諸の事の外に愛を加へよ愛の徳の帯なり 十五 爾曹キリストの賜ふ平安をして其心を主らしめよ爾曹一體に在て此平安に至るべき召を蒙れり爾曹恩に感すべし 十六 キリストの道をして爾曹の心を存て充足しめ諸の智慧により詩と歌と鐘に感じて作れる賦を以て互に相教へ相勸め恩に感じて心の中に神を讚美すべし 十七 爾曹の爲所の諸事あるひの言あるひの行みよ主イエスの名の爲に之をなせし彼に出て父なる神に感謝すべし 十八 妻ある者よ其夫よ従ふべし此の主にある者の爲べき事あり 十九 夫ある者よ其妻を愛すべし苦を以て之を待ふ勿れ 二十 子たる者よ爾曹すべての事二親に従ふべし是主の悦び給ふ所あり 父ある者よ爾曹の子を怒らす勿れ 二十一 其氣餒ん 僕ある者よ凡のこゝに肉體に屬る主人に従ふべし人を悦ぶする者の如くたゞ眼前の事を務ることなく誠心を以て神を畏れて従へ 二十二 ふんぢら何事も人に非るが如せず主よ事る如く心より之を行ふべし 二十三 爾曹の主より報賞ある嗣業を受ることなまる者されば也ふん

子 新約四〇六
 ナ 新約一〇四
 ラ 新約一〇三
 ヲ 新約一〇二
 ッ 新約一〇一
 ヴ 新約一〇〇
 ヲ 新約九九
 フ 新約九八
 ケ 新約九七
 ナ 新約九六
 ヲ 新約九五
 ッ 新約九四
 ヴ 新約九三
 ヲ 新約九二
 フ 新約九一
 ケ 新約九〇
 ナ 新約八九
 ヲ 新約八八
 ッ 新約八七
 ヴ 新約八六
 ヲ 新約八五
 フ 新約八四
 ケ 新約八三
 ナ 新約八二
 ヲ 新約八一
 ッ 新約八〇
 ヴ 新約七九
 ヲ 新約七八
 フ 新約七七
 ケ 新約七六
 ナ 新約七五
 ヲ 新約七四
 ッ 新約七三
 ヴ 新約七二
 ヲ 新約七一
 フ 新約七〇
 ケ 新約六九
 ナ 新約六八
 ヲ 新約六七
 ッ 新約六六
 ヴ 新約六五
 ヲ 新約六四
 フ 新約六三
 ケ 新約六二
 ナ 新約六一
 ヲ 新約六〇
 ッ 新約五九
 ヴ 新約五八
 ヲ 新約五七
 フ 新約五六
 ケ 新約五五
 ナ 新約五四
 ヲ 新約五三
 ッ 新約五二
 ヴ 新約五一
 ヲ 新約五〇
 フ 新約四九
 ケ 新約四八
 ナ 新約四七
 ヲ 新約四六
 ッ 新約四五
 ヴ 新約四四
 ヲ 新約四三
 フ 新約四二
 ケ 新約四一
 ナ 新約四〇
 ヲ 新約三九
 ッ 新約三八
 ヴ 新約三七
 ヲ 新約三六
 フ 新約三五
 ケ 新約三四
 ナ 新約三三
 ヲ 新約三二
 ッ 新約三一
 ヴ 新約三〇
 ヲ 新約二九
 フ 新約二八
 ケ 新約二七
 ナ 新約二六
 ヲ 新約二五
 ッ 新約二四
 ヴ 新約二三
 ヲ 新約二二
 フ 新約二一
 ケ 新約二〇
 ナ 新約一九
 ヲ 新約一八
 ッ 新約一七
 ヴ 新約一六
 ヲ 新約一五
 フ 新約一四
 ケ 新約一三
 ナ 新約一二
 ヲ 新約一一
 ッ 新約一〇
 ヴ 新約九
 ヲ 新約八
 フ 新約七
 ケ 新約六
 ナ 新約五
 ヲ 新約四
 ッ 新約三
 ヴ 新約二
 ヲ 新約一

ぢら主なるキリストよ事ふべし 二十五 不義を行ふ者よ亦その不義の報をうく主ハ偏視たまふ事なし 二十六 主人なる者よ爾曹も亦天に主ある事を知バ義に従ひ公平を以て其僕を待ふべし 二十七 恒に祈禱をなし怠らずして感謝と共に之を爲べし 二十八 神われらに道を傳ふるの門を開き我僕をしてキリストの奥義を語らしめ わが言べき所の如く此奥義を顯さしめ給はんことを我僕の爲よ祈るべし 二十九 我々の奥義の爲よ蒙れたり 三十 ふんぢら機を窺がひ智慧をもて外人と交るべし 三十一 爾曹の言つれに思を用ぬ且驥を以て調和べし 然ぞ如何して各人に答ふべき乎を知ん 三十二 わが愛する兄弟忠なる役者われと偕し主に事する僕テキコわが事を悉く爾曹に告知せん 三十三 我かれを殊に爾曹よ遣すハ彼をして爾曹の事を知なんぢらの心を慰めまめん爲なり 三十四 また忠なる我が愛する兄弟爾曹の中の一人なるオテシモを彼と偕に遣せり 彼等この處の事を以て悉く爾曹よ告知せん 三十五 我と偕に繋るキリストタルコ及バルナバ

テ 第百五十七節
第百五十八節
第百五十九節

フ 門三〇七

チ 門二〇九

エキ 門二〇九
門二一〇
門二一一
門二一二
門二一三
門二一四
門二一五
門二一六
門二一七
門二一八
門二一九
門二二〇
門二二一
門二二二
門二二三
門二二四
門二二五
門二二六
門二二七
門二二八
門二二九
門二三〇
門二三一
門二三二
門二三三
門二三四
門二三五
門二三六
門二三七
門二三八
門二三九
門二四〇
門二四一
門二四二
門二四三
門二四四
門二四五
門二四六
門二四七
門二四八
門二四九
門二五〇
門二五一
門二五二
門二五三
門二五四
門二五五
門二五六
門二五七
門二五八
門二五九
門二六〇
門二六一
門二六二
門二六三
門二六四
門二六五
門二六六
門二六七
門二六八
門二六九
門二七〇
門二七一
門二七二
門二七三
門二七四
門二七五
門二七六
門二七七
門二七八
門二七九
門二八〇
門二八一
門二八二
門二八三
門二八四
門二八五
門二八六
門二八七
門二八八
門二八九
門二九〇
門二九一
門二九二
門二九三
門二九四
門二九五
門二九六
門二九七
門二九八
門二九九
門三〇〇

の甥マコ爾曹に安を問ふのマコの事に就てハ爾曹すでに命を受たり彼も
 し爾曹に至らざる之を接べし 十一 エストと名るイエス爾曹に安をとふ割禮を
 受し者のうち惟この三人のみ我と偕に神の國の爲に勞けり我われらよ由
 て安慰を得しなり 十二 爾曹の中の一人にてキリストイエスの僕なるエバフ
 ラス爾曹に安を問彼ハ恒に爾曹の爲に力を盡て祈禱をなし爾曹が完全な
 心を堅して立ち立てすべての事神の旨に遵はんことを願へり 十三 われ彼が爾曹
 およびラオデキヤヒエラポリにある者のため甚く心を勞することを證
 す 十四 我偕が愛する醫者ルカ及びテマス爾曹に安を問 請なんぢらラオデ
 キヤの兄弟等とモンバス及び其家にある教會に安を問 爾曹すでに此書
 を讀む之を亦ラオデキヤ人の教會に讀せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書
 をよめ 十七 アルキポよ曰なんぢ主に在て受し所の職を慎みて盡すべしと
 我ハッロ親手ふんぢらに安を問なんぢら 十八 我の縲縲を念へ願くハ恩寵爾曹
 と偕に在んことをアーメン

エ 門二〇八
モ 門二〇九
セ 門二一〇

イ 徒十七〇四
十四
徒前五〇十二
羅一〇七至九

ニ 來六〇十
本 羅八〇廿五

ハ 徒後二〇十三
テト 徒前二〇四至
徒前二〇五

カ 徒後一〇八
徒後一〇四

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる前書

パウロニケ人の教會に贈る願くハ我儕の父なる神および主イエスキリスト

トより爾曹恩寵と平康を受よニわれら祈禱の中に爾曹の事を陳て常ニ爾

曹衆人の爲に神に感謝すニこれ爾曹が信仰より由て行ひ愛に由て勞し我儕

の主イエスキリストを望むに因て忍ぶを我儕の父なる神の前にて斷す

念ふが故あり神に愛せらるる兄弟よ又これ爾曹の撰れたる事を知り縁て

なり我儕の福音なんぢらに來りしハ只言より由てのみならず能により聖

靈に由りまた篤き信仰に由てあり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に

如何におこなひし乎を爾曹の知ごとし且なんぢら大なる難の中ニ聖靈

の喜樂をもて道を受われら及び主に效ひマケドニヤミアカヤに在すべて

の信者の模楷となれり主の道爾曹より響しハ第にマケドニヤアカヤの

みならず而して亦なんぢらが神に向る信仰すべての處ニ廣れり是故に我

馬三〇二
馬三〇三
馬三〇四
馬三〇五
馬三〇六
馬三〇七

傳何事し言に及ばず 蓋かれら我儕の事を開りて我儕いかなる状よて爾曹の中より且ふんぢら偶像をすて神よ歸して活る眞神よ事へ 十 その子の天より臨るを待さ言む也その子の即ち神の死より避らしし所のイエスにして我儕を來らんさする怒より拯ふ者ふり

マ三〇七
マ三〇八
マ三〇九
マ三一〇
マ三一〇

兄弟よ我儕が爾曹の中に入しこの徒然ならざるを爾曹みづから知るに 爾曹に語れり 我儕の勸ハ惑より出るよ非す汚より出るに非す亦許を以てせず われら神の擧を福音を傳ることを託られたるに因て開るふ

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

知なんぢら知る如く我儕さきよヒリヒにて苦を受まさ辱を受たり然も尙なんぢら至り我儕が神に頼て憚る所なく神の福音を大なる紛争の中に

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

にて爾曹に語れり 我儕の勸ハ惑より出るよ非す汚より出るに非す亦許を以てせず われら神の擧を福音を傳ることを託られたるに因て開るふ

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

り此ハ人を悦むするよ非す我が心を察し給ふ神を悦バする也 五 ふんぢら知が如く我儕いつも詔ふ言を用すまた事に藉て食るふさをせず神これが

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

證をふす 我儕キリストの使徒にて人よ重ぜらるべしと雖も或ハ爾曹にも或ハ他人にも人に榮耀を求す 乳母その赤子を育ふ如く我儕ふんぢら

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

の中に在て柔和にせり 如此なんぢらを慕ひて第に神の福音のみふらす己の生命をも爾曹よ予んぶきを喜べり是ふんぢらハ我が愛する者ふれば也 兄弟よ爾曹われらの勞さ苦をまゐる爾曹のうち一人をも累ハせざる爲

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

に夜晝工を作て神の福音を爾曹よ宣傳へたり 我儕ふんぢら信する者よ對て何等かり潔く義く缺ると無して行へるを爾曹も神も證をなす十二なんぢら知われら父が其子を待ふ如して爾曹おのくに對ひ其國さ其榮に召き給

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

ふ神に合ひて行とを勸また慰め亦教たり 是故に我儕神に向ひ爾曹が我儕より神の道を開しき之を人の道させず神の道として受たるを斷す感

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

謝す此道ハ誠に神の道よして爾曹信する者の中よ働くなり 兄弟よ爾曹エグヤの中なるキリストイエスにある神の教會に效る者さなれり蓋かれ

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

らエグヤ人に苦められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれば也 十五 エグヤ人の主イエスと己が預言者たちを殺したまた我儕を寤て逐出せり彼

マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇
マ三一〇

等ハ神の心に合はず且すべての人に逆へり 十六 また我儕が異邦人に救を得

らしめん事を
第四章 兄弟よ我儕かく神に願へど主イエスに頼て亦なんぢらに求め且勤む爾曹すてに我儕の教を受いかに行ひて神を悦ばすべきを知られど益之に進むべし 蓋われら主イエスに由て如何なる誠を爾曹に授けしかを爾曹知ばなり 神の旨ハ爾曹の潔き即ち姦淫をせず 各々己の器を得て之を深く費くなくして用ふるべきを知ら 神を知らざる異邦人の如く情慾を放縱にせず 又この事について兄弟を欺きかつ害せざらんを要め給ふ凡て期る惡事を行ふ者に主報をふし給ふふりわれら既に爾曹に告かつ證せしが如し 七 それ神の我儕を召きたるハ我儕の汚さる事を行ふを要るに非ず 潔からん事を要め給ふふり 八 是故に慢る者ハ人を慢るに非ず其聖靈を爾曹に賜ひし神を慢るふり 九 兄弟を愛する事に就てハ我ふんぢらに書贈るに及ぶす蓋ふんぢら互に愛することを親く神より教られたれば也 爾曹マケドニヤの全地ふる諸の兄弟に此の如く行へり兄弟よ我儕勤るハ爾

ヨ 十二節 約十三節 約十四節 約十五節 約十六節 約十七節 約十八節 約十九節 約二十節 約二十一節 約二十二節 約二十三節 約二十四節 約二十五節 約二十六節 約二十七節 約二十八節 約二十九節 約三十節 約三十一節 約三十二節 約三十三節 約三十四節 約三十五節 約三十六節 約三十七節 約三十八節 約三十九節 約四十節 約四十一節 約四十二節 約四十三節 約四十四節 約四十五節 約四十六節 約四十七節 約四十八節 約四十九節 約五十節 約五十一節 約五十二節 約五十三節 約五十四節 約五十五節 約五十六節 約五十七節 約五十八節 約五十九節 約六十節 約六十一節 約六十二節 約六十三節 約六十四節 約六十五節 約六十六節 約六十七節 約六十八節 約六十九節 約七十節 約七十一節 約七十二節 約七十三節 約七十四節 約七十五節 約七十六節 約七十七節 約七十八節 約七十九節 約八十節 約八十一節 約八十二節 約八十三節 約八十四節 約八十五節 約八十六節 約八十七節 約八十八節 約八十九節 約九十節 約九十一節 約九十二節 約九十三節 約九十四節 約九十五節 約九十六節 約九十七節 約九十八節 約九十九節 約百節

曹ますく此の如く行ひ かつ安んぢらんことを務め己の事を行ひ 手づから工をなし 遂に爾曹に我儕が命ぜし如せんこと也 此ハ爾曹外人に向て正しく行ひ亦自ら乏きこと無らん爲なり 〇 兄弟よ爾曹の憂慮ハ望み他人の如ならざらんふきを欲ふが故に我儕すてに願れる者に就てハ爾曹の知ざるを好まず 我儕もしイエスの死て甦りし事を信するならばイエスに由る所の既に願れる者を神かれと併に携へ來らんことをも信すべき也 十五 われら主の言に託て爾曹に告ん主の臨らん時に至り活て存れる我儕ハ直に願れる者よりも先だもじ 十六 それ主號令と使長の聲と神の靈を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり 十七 後に活て存る我儕かれらと併に雲に携へられ空中に於て主に遇べし斯て我儕いつまでも主と併に居ん 是故に此等の言を以て互に慰むべし
第五章 兄弟よ時き期についてハ我なんぢらに書贈るに及ばす 二 その主の日の來ること 盜人の夜きたるが如なることを爾曹詳細に知ばなり 三 人々

一 約三十一節 約三十二節 約三十三節 約三十四節 約三十五節 約三十六節 約三十七節 約三十八節 約三十九節 約四十節 約四十一節 約四十二節 約四十三節 約四十四節 約四十五節 約四十六節 約四十七節 約四十八節 約四十九節 約五十節 約五十一節 約五十二節 約五十三節 約五十四節 約五十五節 約五十六節 約五十七節 約五十八節 約五十九節 約六十節 約六十一節 約六十二節 約六十三節 約六十四節 約六十五節 約六十六節 約六十七節 約六十八節 約六十九節 約七十節 約七十一節 約七十二節 約七十三節 約七十四節 約七十五節 約七十六節 約七十七節 約七十八節 約七十九節 約八十節 約八十一節 約八十二節 約八十三節 約八十四節 約八十五節 約八十六節 約八十七節 約八十八節 約八十九節 約九十節 約九十一節 約九十二節 約九十三節 約九十四節 約九十五節 約九十六節 約九十七節 約九十八節 約九十九節 約百節

新約全書帖撒羅尼迦前書終

ロイ 後三〇一九
ハ 前二〇三
ニ 後三〇六九
ホ 前二〇一九
ハ 前二〇四
ト 前二〇四八
ヤ 前二〇四三
メ 前二〇四三
ル 前二〇四三
ヲ 前二〇四三
カワ 前二〇四三

新約全書使徒パウロテサロニク人に贈れる後書

第 三 章
 在テサロニク人の教會に書を贈る 願くハ我儕の父なる神および主イエスキリストに
 スキリストより爾曹恩寵と平康を受よ ○ 兄弟よ我儕ふんぢらに就て恆
 に神に感謝すべき也これ理に合ふこと也そハ爾曹の信仰彌増かつ爾曹お
 の 互に愛すること篤く成たれば也 是故に我儕なんぢらの爲に神の
 教會の中に誇る蓋なんぢら窘迫と患難の中に在て忍耐と信仰を存バなり
 五 これ神の義 鞠の表ふり爾曹をして神の國に入べき者ならしめん爲な
 り爾曹いま神の國の爲に患難を受 蓋なんぢらに患難を加る者にハ患難
 を以て報 患難を受る爾曹にハ我儕と偕に平安を得ことを以て報ハ神
 の公義なればなり此事ハ主イエス火鉄の中にて其能力の諸使と偕に天よ
 り顯れん時にあり ○ 即ち神を識ざる者および我儕の主イエスキリスト
 の福音に服ハざる者に報を予ふ かれら主の面と其勢の榮光より離れて

一 約十七〇七
二 約十七〇八
三 約十七〇九
四 約十七一〇
五 約十七一一
六 約十七一二
七 約十七一三
八 約十七一四
九 約十七一五
十 約十七一六
十一 約十七一七
十二 約十七一八
十三 約十七一九
十四 約十七二〇
十五 約十七二一
十六 約十七二二
十七 約十七二三
十八 約十七二四
十九 約十七二五
二十 約十七二六
二十一 約十七二七
二十二 約十七二八
二十三 約十七二九
二十四 約十七三〇
二十五 約十七三一
二十六 約十七三二
二十七 約十七三三
二十八 約十七三四
二十九 約十七三五
三十 約十七三六
三十一 約十七三七
三十二 約十七三八
三十三 約十七三九
三十四 約十七四〇
三十五 約十七四一
三十六 約十七四二
三十七 約十七四三
三十八 約十七四四
三十九 約十七四五
四十 約十七四六
四十一 約十七四七
四十二 約十七四八
四十三 約十七四九
四十四 約十七五〇
四十五 約十七五一
四十六 約十七五二
四十七 約十七五三
四十八 約十七五四
四十九 約十七五五
五十 約十七五六

窮なく亡る罰を受ん 其時ハ即ち主の臨りて其聖徒に由て榮光をうけ諸の信者に由て讚を得ん其日あり爾曹も我済の証を信する者なり 此に就て我済つれに爾曹の爲に祈るハ我済の神爾曹をして召を受べき者となし又能力を以て爾曹の諸の善願と信仰の行を成就せしめん事あり 是われらの神主イエスキリストの恩に由て我済の主イエスの名なんぢらの中に榮られ亦なんぢら彼に在て榮られん爲なり

兄弟よ我済の主イエスキリストの臨り給ふこと及び我済が彼の所に集ることに就てハ我済願ふ 爾曹あるハハ靈により或ハ言に由あるハハ我が贈れるに似たる書に由て主の日いま既に來るとて心を動かし且擧こと莫らんことを 誰ふよの法を以てするとも爾曹欺かるること勿れ蓋さきに道を離る事なく且罪の人即ち淪亡の子現る事なく其日きたらじ 凡て神と稱る者また人の拜む所の者に敵し之より超て己を尊くし神の殿に坐して自ら神ありと爲に至る されば爾曹の中に在しとき此

一 約十七〇七
二 約十七〇八
三 約十七〇九
四 約十七一〇
五 約十七一一
六 約十七一二
七 約十七一三
八 約十七一四
九 約十七一五
十 約十七一六
十一 約十七一七
十二 約十七一八
十三 約十七一九
十四 約十七二〇
十五 約十七二一
十六 約十七二二
十七 約十七二三
十八 約十七二四
十九 約十七二五
二十 約十七二六
二十一 約十七二七
二十二 約十七二八
二十三 約十七二九
二十四 約十七三〇
二十五 約十七三一
二十六 約十七三二
二十七 約十七三三
二十八 約十七三四
二十九 約十七三五
三十 約十七三六
三十一 約十七三七
三十二 約十七三八
三十三 約十七三九
三十四 約十七四〇
三十五 約十七四一
三十六 約十七四二
三十七 約十七四三
三十八 約十七四四
三十九 約十七四五
四十 約十七四六
四十一 約十七四七
四十二 約十七四八
四十三 約十七四九
四十四 約十七五〇
四十五 約十七五一
四十六 約十七五二
四十七 約十七五三
四十八 約十七五四
四十九 約十七五五
五十 約十七五六

事を誦した爾曹記憶せざる乎 彼をして其時に至りて現れしめん爲よ今これを抑る者を爾曹ある 七 それ不法の隠たる者すてハ働けり今これを抑るもの除るまで隠なり 其時に至りて不法の者あらはるべし主イエス其口の氣を以て彼を滅さん其臨るとき發す所の榮光を以て彼を廢せん 九 彼サタンの行爲に循ひて各様の偽なる能と徴と奇蹟 かつ不義の諸の説話を以て顯れハの淪亡者の中に在なり蓋かれら眞理を愛するの愛を受ずして救を得ざる者なれ也 是故に神かれらが罪を信せん爲に迷惑をして彼等の中に働かしむ 十二 これ凡て眞理を信ぜず不義を好む者の罪を定んきて也 〇 主に愛せらるる兄弟よ爾曹の爲よ我済常々神に謝すべき也 そハ神始より爾曹を簡び眞理を信することと靈の聖を蒙るべきことと因て救を得じめ給へ也 神われらの福音を以て爾曹を此福に召し給へり爾曹をして我済の主イエスキリストの榮光を得しめん爲なり 是故に兄弟よ爾曹堅く立かつ或ハ我済の言あるハハ我済の書に因て教を受たる傳を堅

新約全書帖撒羅尼第二卷終

イ 一〇三
 二〇四
 三〇五
 四〇六
 五〇七
 六〇八
 七〇九
 八一〇
 九一一
 一〇一二
 一一一三
 一二一四
 一三一五
 一四一六
 一五一七
 一六一八
 一七一九
 一八二〇
 一九二一
 二〇二二
 二一二三
 二二二四
 二三二五
 二四二六
 二五二七
 二六二八
 二七二九
 二八三〇
 二九三一
 三〇三二
 三一三三
 三二三四
 三三三五
 三四三六
 三五三七
 三六三八
 三七三九
 三八四〇
 三九四一
 四〇四二
 四一四三
 四二四四
 四三四五
 四五四六
 四六四七
 四七四八
 四八四九
 四九五〇
 五〇五一
 五一五二
 五二五三
 五三五四
 五四五五
 五六五六
 五七五七
 五八五八
 五九五九
 六〇六〇
 六一六一
 六二六二
 六三六三
 六四六四
 六五六五
 六六六六
 六七六七
 六八六八
 六九六九
 七〇七〇
 七一七一
 七二七二
 七三七三
 七四七四
 七五七五
 七六七六
 七七七七
 七八七八
 七九七九
 八〇八〇
 八一八一
 八二八二
 八三八三
 八四八四
 八五八五
 八六八六
 八七八七
 八八八八
 八九八九
 九〇九〇
 九一九一
 九二九二
 九三九三
 九四九四
 九五九五
 九六九六
 九七九七
 九八九八
 九九九九
 一〇〇〇

新約全書使徒パウロテに贈れる前書

我儕の救主なる神および我儕の望ふるイエスキリストの命よ運び
 てイエスキリストの使徒とふれるパウロ 信仰に由て我が眞子なるテモ
 テに密を贈る願くハ父なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と
 矜恤と平康を受よ ○ 我マケドニヤに往しとき爾に仍エヘソに留りに
 命じて彼處に異教を傳るよとふく 四 また信仰にある神の道を立すして辨
 論を生ずる奇談と極りふき系圖に心を寄ること勿らしめよと勤たり今も
 此の如く行ハんことを願ふ 誠命の主意ハ愛ふり即ち潔き心と善良心と
 感ふき信仰より出 或人これを棄て虚き論に轉り 律法の教師と爲んと
 して卻て其語る所その定論とこの事の自ら知す 夫われら律法の善も
 の也と知る但し理に従ひて律法を用べし 律法の義人の爲に設たるよ非
 ず不法なるもの不服ふるもの不敬なるもの罪惡ふるもの不潔ふるもの邪
 僻ふるもの父を殺せるもの母を殺せるもの人を殺せる者 奸淫を行ふも

カ 提摩太前書三章
 一節前二〇四
 二節前二〇五
 三節前二〇六
 四節前二〇七
 五節前二〇八
 六節前二〇九
 七節前二一〇
 八節前二一一
 九節前二一二
 十節前二一三
 十一節前二一四
 十二節前二一五
 十三節前二一六
 十四節前二一七
 十五節前二一八
 十六節前二一九
 十七節前二二〇
 十八節前二二一
 十九節前二二二
 二十節前二二三
 二十一節前二二四
 二十二節前二二五
 二十三節前二二六
 二十四節前二二七
 二十五節前二二八
 二十六節前二二九
 二十七節前二三〇
 二十八節前二三一
 二十九節前二三二
 三十節前二三三
 三十一節前二三四
 三十二節前二三五
 三十三節前二三六
 三十四節前二三七
 三十五節前二三八
 三十六節前二三九
 三十七節前二四〇
 三十八節前二四一
 三十九節前二四二
 四十節前二四三
 四十一節前二四四
 四十二節前二四五
 四十三節前二四六
 四十四節前二四七
 四十五節前二四八
 四十六節前二四九
 四十七節前二五〇
 四十八節前二五一
 四十九節前二五二
 五十節前二五三

の男色を好むもの人を懲むもの詭を言もの偽誓ふ者また此ほか正理に悖るこさ有が爲に設たり 十一 我に託し給ふ所の福なる神の榮の福音に循へる也 十二 我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職に任じて忠信ふる者とあし給へど也 十三 われ昔ハ勝願たるもの驕迫たるもの狎侮たる者ふりしが我信ぜざるさき知すして之を行へる故にふは矜恤を受たり 十四 我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信仰と愛ハ極て大ふふれり 十五 キリストイエス罪人を救んとめに世に臨れり信すべく亦疑ハすして納べき話ふり罪人のうち我ハ首ふり 然ども我が矜恤を受しハキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて永 生を受る者の我を模楷さあし給へる也 十七 願くハ萬世の王すなはち朽す見ざる一の神に窮ふく尊貴と榮光あらんこさをアーメン 十八 我子テモテよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命す此預言により信仰と善良心をもて善職を職ふべし 十九 或人よき良心を棄て信仰を亡へり 二十 此の如き人の

ナ 提摩太前書三章
 一節前二〇四
 二節前二〇五
 三節前二〇六
 四節前二〇七
 五節前二〇八
 六節前二〇九
 七節前二一〇
 八節前二一一
 九節前二一二
 十節前二一三
 十一節前二一四
 十二節前二一五
 十三節前二一六
 十四節前二一七
 十五節前二一八
 十六節前二一九
 十七節前二二〇
 十八節前二二一
 十九節前二二二
 二十節前二二三
 二十一節前二二四
 二十二節前二二五
 二十三節前二二六
 二十四節前二二七
 二十五節前二二八
 二十六節前二二九
 二十七節前二三〇
 二十八節前二三一
 二十九節前二三二
 三十節前二三三
 三十一節前二三四
 三十二節前二三五
 三十三節前二三六
 三十四節前二三七
 三十五節前二三八
 三十六節前二三九
 三十七節前二四〇
 三十八節前二四一
 三十九節前二四二
 四十節前二四三
 四十一節前二四四
 四十二節前二四五
 四十三節前二四六
 四十四節前二四七
 四十五節前二四八
 四十六節前二四九
 四十七節前二五〇
 四十八節前二五一
 四十九節前二五二
 五十節前二五三

中ヒメナヨとアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をし勝願を言さらしめん爲に懲なり 一 我に託し給ふ所の福なる神の榮の福音に循へる也 二 我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職に任じて忠信ふる者とあし給へど也 三 われ昔ハ勝願たるもの驕迫たるもの狎侮たる者ふりしが我信ぜざるさき知すして之を行へる故にふは矜恤を受たり 四 我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信仰と愛ハ極て大ふふれり 五 キリストイエス罪人を救んとめに世に臨れり信すべく亦疑ハすして納べき話ふり罪人のうち我ハ首ふり 然ども我が矜恤を受しハキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて永 生を受る者の我を模楷さあし給へる也 六 願くハ萬世の王すなはち朽す見ざる一の神に窮ふく尊貴と榮光あらんこさをアーメン 七 我子テモテよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命す此預言により信仰と善良心をもて善職を職ふべし 八 或人よき良心を棄て信仰を亡へり 九 此の如き人の

十三節 婦女ハ凡のこゝに願ひて解に道を學ぶべし 十二 されば婦女教を施すこゝに男の上に權を執ることを許さず婦女ハ只安靜にすべし 蓋アダムハ前に造られエバハ後に造られたれども也 十四 アダムハ惑されざりしなり婦ハ惑されて罪に陥れり 然れども彼もし信仰と愛と潔と謹に居ならん子を生こゝと因て救を得べし

第十五節 人もし監督の職を欲せしむるは善務を欲ふ也といふ話ハ誠なり 監督たる者ハ貴べき所なく一個の婦の夫なるべく謹慎自ら制し品行正く旅客を慰撫し待ひ教訓をなし 酒を嗜まず人を撃つ柔和また争はず財を食らす 自己の家を善理め端莊を以て其子女を服ししむ可なり 人もし自己の家を理るとを知らず如何して神の教會を管ることを得んや 十六 新に教に入し者を監督と爲べからず恐くハ驕りて惡魔と同じ罪に陥らん 十七 また監督ハ外人にも令聞あるべし恐くハ詭詐と惡魔の言に陥らん 十八 執事たる者も亦端莊くし兩舌せず酒を嗜まず利を食らさず 信仰の奧義を

一 提摩太前書三章九節
 二 提摩太前書三章十節
 三 提摩太前書三章十一節
 四 提摩太前書三章十二節
 五 提摩太前書三章十三節
 六 提摩太前書三章十四節
 七 提摩太前書三章十五節
 八 提摩太前書三章十六節
 九 提摩太前書三章十七節
 十 提摩太前書三章十八節
 十一 提摩太前書三章十九節
 十二 提摩太前書三章二十節
 十三 提摩太前書三章二十一節
 十四 提摩太前書三章二十二節
 十五 提摩太前書三章二十三節
 十六 提摩太前書三章二十四節
 十七 提摩太前書三章二十五節
 十八 提摩太前書三章二十六節
 十九 提摩太前書三章二十七節
 二十 提摩太前書三章二十八節
 二十一 提摩太前書三章二十九節
 二十二 提摩太前書三章三十節
 二十三 提摩太前書三章三十一節
 二十四 提摩太前書三章三十二節
 二十五 提摩太前書三章三十三節
 二十六 提摩太前書三章三十四節
 二十七 提摩太前書三章三十五節
 二十八 提摩太前書三章三十六節
 二十九 提摩太前書三章三十七節
 三十 提摩太前書三章三十八節
 三十一 提摩太前書三章三十九節
 三十二 提摩太前書三章四十節
 三十三 提摩太前書三章四十一節
 三十四 提摩太前書三章四十二節
 三十五 提摩太前書三章四十三節
 三十六 提摩太前書三章四十四節
 三十七 提摩太前書三章四十五節
 三十八 提摩太前書三章四十六節
 三十九 提摩太前書三章四十七節
 四十 提摩太前書三章四十八節
 四十一 提摩太前書三章四十九節
 四十二 提摩太前書三章五十節
 四十三 提摩太前書三章五十一節
 四十四 提摩太前書三章五十二節
 四十五 提摩太前書三章五十三節
 四十六 提摩太前書三章五十四節
 四十七 提摩太前書三章五十五節
 四十八 提摩太前書三章五十六節
 四十九 提摩太前書三章五十七節
 五十 提摩太前書三章五十八節
 五十一 提摩太前書三章五十九節
 五十二 提摩太前書三章六十節
 五十三 提摩太前書三章六十一節
 五十四 提摩太前書三章六十二節
 五十五 提摩太前書三章六十三節
 五十六 提摩太前書三章六十四節
 五十七 提摩太前書三章六十五節
 五十八 提摩太前書三章六十六節
 五十九 提摩太前書三章六十七節
 六十 提摩太前書三章六十八節
 六十一 提摩太前書三章六十九節
 六十二 提摩太前書三章七十節
 六十三 提摩太前書三章七十一節
 六十四 提摩太前書三章七十二節
 六十五 提摩太前書三章七十三節
 六十六 提摩太前書三章七十四節
 六十七 提摩太前書三章七十五節
 六十八 提摩太前書三章七十六節
 六十九 提摩太前書三章七十七節
 七十 提摩太前書三章七十八節
 七十一 提摩太前書三章七十九節
 七十二 提摩太前書三章八十節
 七十三 提摩太前書三章八十一節
 七十四 提摩太前書三章八十二節
 七十五 提摩太前書三章八十三節
 七十六 提摩太前書三章八十四節
 七十七 提摩太前書三章八十五節
 七十八 提摩太前書三章八十六節
 七十九 提摩太前書三章八十七節
 八十 提摩太前書三章八十八節
 八十一 提摩太前書三章八十九節
 八十二 提摩太前書三章九十節
 八十三 提摩太前書三章九十一節
 八十四 提摩太前書三章九十二節
 八十五 提摩太前書三章九十三節
 八十六 提摩太前書三章九十四節
 八十七 提摩太前書三章九十五節
 八十八 提摩太前書三章九十六節
 八十九 提摩太前書三章九十七節
 九十 提摩太前書三章九十八節
 九十一 提摩太前書三章九十九節
 九十二 提摩太前書三章一百節

九節 潔き良心の中に存べし 十 此を先試みて貴べき所なくハ執事の職に當べし 十一 女執事も亦端莊くし人を誘はず謹みて凡のこゝに忠信あるべし 十二 執事たる者ハ一個の婦の夫あるべし子女と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を務る者ハ己に善級を得キリストイエスに基せし信仰に勇氣を得べし 十四 われ速く爾に至らんよと望む然れども如此かき贈るハ 我もし遅らんとき爾如何きて神の家の中に行ふべきかを知らん爲なり神の家ハ活神の教會あり真理の柱と基ふり教の奧義の大なるこゝに更に疑ふ所なし 十五 神肉體とありて顯れ靈に因て義とせられ天使と見れ異邦人の中に宣傳へられ世の人に信ぜられ榮光の中を擧られ給へり

第十六節 然れども靈明かにいふ後に至らば或人信仰の道より離れて人を惑す靈と惡鬼の教に心を寄ん 善を假て誑をいひ良心を烙れ 娶るよと禁じ食を斷ふよと命する者に誘るよと因てなり食ハ即ち神これを造り信じて真理を知る人に感謝して受しむるもの也 四 神の造りし物ハみな美

一 提摩太前書三章九節
 二 提摩太前書三章十節
 三 提摩太前書三章十一節
 四 提摩太前書三章十二節
 五 提摩太前書三章十三節
 六 提摩太前書三章十四節
 七 提摩太前書三章十五節
 八 提摩太前書三章十六節
 九 提摩太前書三章十七節
 十 提摩太前書三章十八節
 十一 提摩太前書三章十九節
 十二 提摩太前書三章二十節
 十三 提摩太前書三章二十一節
 十四 提摩太前書三章二十二節
 十五 提摩太前書三章二十三節
 十六 提摩太前書三章二十四節
 十七 提摩太前書三章二十五節
 十八 提摩太前書三章二十六節
 十九 提摩太前書三章二十七節
 二十 提摩太前書三章二十八節
 二十一 提摩太前書三章二十九節
 二十二 提摩太前書三章三十節
 二十三 提摩太前書三章三十一節
 二十四 提摩太前書三章三十二節
 二十五 提摩太前書三章三十三節
 二十六 提摩太前書三章三十四節
 二十七 提摩太前書三章三十五節
 二十八 提摩太前書三章三十六節
 二十九 提摩太前書三章三十七節
 三十 提摩太前書三章三十八節
 三十一 提摩太前書三章三十九節
 三十二 提摩太前書三章四十節
 三十三 提摩太前書三章四十一節
 三十四 提摩太前書三章四十二節
 三十五 提摩太前書三章四十三節
 三十六 提摩太前書三章四十四節
 三十七 提摩太前書三章四十五節
 三十八 提摩太前書三章四十六節
 三十九 提摩太前書三章四十七節
 四十 提摩太前書三章四十八節
 四十一 提摩太前書三章四十九節
 四十二 提摩太前書三章五十節
 四十三 提摩太前書三章五十一節
 四十四 提摩太前書三章五十二節
 四十五 提摩太前書三章五十三節
 四十六 提摩太前書三章五十四節
 四十七 提摩太前書三章五十五節
 四十八 提摩太前書三章五十六節
 四十九 提摩太前書三章五十七節
 五十 提摩太前書三章五十八節
 五十一 提摩太前書三章五十九節
 五十二 提摩太前書三章六十節
 五十三 提摩太前書三章六十一節
 五十四 提摩太前書三章六十二節
 五十五 提摩太前書三章六十三節
 五十六 提摩太前書三章六十四節
 五十七 提摩太前書三章六十五節
 五十八 提摩太前書三章六十六節
 五十九 提摩太前書三章六十七節
 六十 提摩太前書三章六十八節
 六十一 提摩太前書三章六十九節
 六十二 提摩太前書三章七十節
 六十三 提摩太前書三章七十一節
 六十四 提摩太前書三章七十二節
 六十五 提摩太前書三章七十三節
 六十六 提摩太前書三章七十四節
 六十七 提摩太前書三章七十五節
 六十八 提摩太前書三章七十六節
 六十九 提摩太前書三章七十七節
 七十 提摩太前書三章七十八節
 七十一 提摩太前書三章七十九節
 七十二 提摩太前書三章八十節
 七十三 提摩太前書三章八十一節
 七十四 提摩太前書三章八十二節
 七十五 提摩太前書三章八十三節
 七十六 提摩太前書三章八十四節
 七十七 提摩太前書三章八十五節
 七十八 提摩太前書三章八十六節
 七十九 提摩太前書三章八十七節
 八十 提摩太前書三章八十八節
 八十一 提摩太前書三章八十九節
 八十二 提摩太前書三章九十節
 八十三 提摩太前書三章九十一節
 八十四 提摩太前書三章九十二節
 八十五 提摩太前書三章九十三節
 八十六 提摩太前書三章九十四節
 八十七 提摩太前書三章九十五節
 八十八 提摩太前書三章九十六節
 八十九 提摩太前書三章九十七節
 九十 提摩太前書三章九十八節
 九十一 提摩太前書三章九十九節
 九十二 提摩太前書三章一百節

オ 母上九〇十三
太十四〇十九
イ 提後三〇十四
ヤ 提後一〇五至
ハ 母上十五〇廿
ニ 西二〇廿一至
三 廿三〇八
フナ 一八四〇
エ 太六〇卅三
サアテ 提後四〇九至
キ 提後五〇十五
ニ 提後一〇六
ミ 太五〇十六
十三 哥前三〇十五

なり感謝して受るときは棄べき物なし 五
 ぞ也 爾もし之を兄弟等に教るときはキリストイエスの真役者にして信
 仰の道と爾が従ひし所の善教の道と育はれたる者なり 七
 る婦の奇き談をすて神を敬ふことを自ら修行すべし 八
 くなし惟神を敬ふふさハ凡の事に益あり今生および來生に係る約束を得
 なり 九
 且誦辭をうく蓋われら活る神を望みなり彼ハ萬人の救主にして殊に信す
 る者の救主なり 十一
 て人に輕んぜらるる勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者の模範となるべ
 し 十三
 手禮に由て爾に錫ひし所の賜を忽略にすること勿れ 十五
 ら之を務むべし蓋ふんちの上達すべての人に明かならん爲なり 十六
 己を慎み亦教ふべきを慎むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時ハ

シ 提後三〇十七至
エ 提後三〇十九
イ 提後三〇廿二

己を救ひ亦ふんちに聽者を救はん
 第五節 老人を責るべき勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 老たる
 婦を母の如くして勸また少女を姉妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし
 寡婦ある眞の寡を敬ふべし 然と寡婦に子あるハ孫あらば彼等まづ己
 の家と孝を行ひ其親に恩を報ること學ぶべし是神の意旨に適ふべき也
 五
 眞の寡婦にて獨居ものハ惟神に倚頼み夜も晝も願求と祈禱を恒にする
 也 六
 縱樂をなす寡婦ハ生るる雖も死る者あり 七
 して責べき所ふからじむべし 八
 族を顧みざるふらハ信仰の道に背き不信者よりも劣れる者あり 九
 其籍を録すことハ六十歳より少かる可らず素より一個の夫の妻ありし者
 にて 善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くハ旅客を館したる者
 もしくは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くハ務て諸の善
 事に従ひし者あるべし 十一
 少き寡婦ハ之を辭るべし蓋かれらキリストに背

ハ 提後三〇十五
ニ 提後三〇十六
イ 提後三〇十七
ス 提後三〇十八
エ 提後三〇十九
シ 提後三〇二十
ハ 提後三〇二十一
ニ 提後三〇二十二
イ 提後三〇二十三
ス 提後三〇二十四
エ 提後三〇二十五
シ 提後三〇二十六
ハ 提後三〇二十七
ニ 提後三〇二十八
イ 提後三〇二十九
ス 提後三〇三十
エ 提後三〇三十一
シ 提後三〇三十二

己を救ひ亦ふんちに聽者を救はん
 第五節 老人を責るべき勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 老たる
 婦を母の如くして勸また少女を姉妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし
 寡婦ある眞の寡を敬ふべし 然と寡婦に子あるハ孫あらば彼等まづ己
 の家と孝を行ひ其親に恩を報ること學ぶべし是神の意旨に適ふべき也
 五
 眞の寡婦にて獨居ものハ惟神に倚頼み夜も晝も願求と祈禱を恒にする
 也 六
 縱樂をなす寡婦ハ生るる雖も死る者あり 七
 して責べき所ふからじむべし 八
 族を顧みざるふらハ信仰の道に背き不信者よりも劣れる者あり 九
 其籍を録すことハ六十歳より少かる可らず素より一個の夫の妻ありし者
 にて 善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くハ旅客を館したる者
 もしくは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くハ務て諸の善
 事に従ひし者あるべし 十一
 少き寡婦ハ之を辭るべし蓋かれらキリストに背

て心を亂すときハ再び嫁せんさすれば也 彼等ハ初立たる約束を棄るに因て罪に定らるべし 彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たど懶惰ふる耳ふらす妄に人の風評をいひ好て人の事ハ開り言べからざる事をいふ也 是故に我れがふ少き寡婦ハ嫁をふし子女をうみ家を理て敵する者に値にても譏るべき機を得しめざらんことを 其の彼等のうち既に道を棄てサタンに従へる者あり 信する男あるひハ信する女その家に若し寡婦あらバ之を助べし教會を煩ハす可らす蓋教會をして眞の寡者を助しめん爲なり 善治る長老をバ倍して之を辱み言を傳へ教をなして勞する長老を殊ニ辱むべし 其の聖書に録して穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞者ハ其値を受べき也と云バなり 長老を訴る者あらんハ二人三人の證人なくバ納べからず 罪を犯せる者ハ衆人の前よて之を罰むべし是餘の人をして懼しめん爲なり され神さキリストイエスまた選れたる天使の前にて爾も求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無して此

ハ 提後一〇一
九 提後一〇二
十 提後一〇三
十一 提後一〇四
十二 提後一〇五
十三 提後一〇六
十四 提後一〇七
十五 提後一〇八
十六 提後一〇九
十七 提後一〇一〇
十八 提後一〇一一
十九 提後一〇一二
二十 提後一〇一三
二十一 提後一〇一四
二十二 提後一〇一五
二十三 提後一〇一六
二十四 提後一〇一七
二十五 提後一〇一八
二十六 提後一〇一九
二十七 提後一〇二〇
二十八 提後一〇二一
二十九 提後一〇二二
三十 提後一〇二三
三十一 提後一〇二四
三十二 提後一〇二五
三十三 提後一〇二六
三十四 提後一〇二七
三十五 提後一〇二八
三十六 提後一〇二九
三十七 提後一〇三〇
三十八 提後一〇三一
三十九 提後一〇三二
四十 提後一〇三三
四十一 提後一〇三四
四十二 提後一〇三五
四十三 提後一〇三六
四十四 提後一〇三七
四十五 提後一〇三八
四十六 提後一〇三九
四十七 提後一〇四〇
四十八 提後一〇四一
四十九 提後一〇四二
五十 提後一〇四三

等の事を守るべし 輕易まぐ人に按手する勿れ人の罪に干ること勿れ自ら守て潔すべし 爾の胃のため及び爾まぐ疾ふに因て恒に水を飲こと勿れ少しく葡萄酒を用ゐべし 或人の罪ハ明かにして其人に先ちて審判の場にゆき或人の罪ハ後に從ふ 此の如く善行も明かあるなり然るも亦終に隠るること能はず 凡そ輓の下よある僕ハ己の主を毎事敬ぶべき者となすべし是神の名を教を誘れざらん爲なり 信者なる主を有る者ハ其兄弟たるに因て之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受もの信者にて愛せらるる者なれども也なんぢ此事を教また勸むべし もし異なる教を傳て我儕の主イエスキリストの善言を神を敬ふことと合ふ教を背ハざる者あらむ 此人みづから驕り無知にして議論と言辭の争辨を好む此に由て娼妓争闘毀謗妄疑 また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んさ欲ふ人の争論おこる也なんぢら此の如き人に遠かるべし 神を敬ひて足ことを知ハ大なる

ソレ 提後一〇六一
一 提後一〇六二
二 提後一〇六三
三 提後一〇六四
四 提後一〇六五
五 提後一〇六六
六 提後一〇六七
七 提後一〇六八
八 提後一〇六九
九 提後一〇七〇
十 提後一〇七一
十一 提後一〇七二
十二 提後一〇七三
十三 提後一〇七四
十四 提後一〇七五
十五 提後一〇七六
十六 提後一〇七七
十七 提後一〇七八
十八 提後一〇七九
十九 提後一〇八〇
二十 提後一〇八一
二十一 提後一〇八二
二十二 提後一〇八三
二十三 提後一〇八四
二十四 提後一〇八五
二十五 提後一〇八六
二十六 提後一〇八七
二十七 提後一〇八八
二十八 提後一〇八九
二十九 提後一〇九〇
三十 提後一〇九一
三十一 提後一〇九二
三十二 提後一〇九三
三十三 提後一〇九四
三十四 提後一〇九五
三十五 提後一〇九六
三十六 提後一〇九七
三十七 提後一〇九八
三十八 提後一〇九九
三十九 提後一〇一〇〇
四十 提後一〇一〇一
四十一 提後一〇一〇二
四十二 提後一〇一〇三
四十三 提後一〇一〇四
四十四 提後一〇一〇五
四十五 提後一〇一〇六
四十六 提後一〇一〇七
四十七 提後一〇一〇八
四十八 提後一〇一〇九
四十九 提後一〇一〇一〇
五十 提後一〇一〇一一

ヤ百一〇廿一 利あり七 われら何をも携へて世に來らす亦何をも携へて往こ能ざるハ
 ヤ百一〇廿二 明かあり八 それ衣食あらば之をもて足さすべし 富んぶを欲する者ハ
 ヤ百一〇廿三 患難と習また人を滅亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷
 ヤ百一〇廿四 るあり 財を慕ふハ諸の悪事の根なり或人これを慕ひ迷て信仰の道を離
 ヤ百一〇廿五 多の苦害をもて自ら己を刺り 神の人よ之を避て義事と神の敬ふこと
 ヤ百一〇廿六 信仰と愛と堪忍と柔和とを慕ふべし 信仰の善戦をたかくひ永 生を
 ヤ百一〇廿七 取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり 且れ
 ヤ百一〇廿八 萬物をして生を存しむる神およびボントオヒラトに向て善證を作給へる
 ヤ百一〇廿九 キリストイエスの前にて爾に命す なんぢ我儕の主イエスキリストの現
 ヤ百一〇三十 る時まで玷なく貴べき所なくして誠を守るべし 神その定め給へる期
 ヤ百一〇三十一 いたらバ彼を顯さん神ハ即ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王よ
 ヤ百一〇三十二 るくの主の主 獨一死さるもの近くこそを得ざる光よ在して人いまだ
 ヤ百一〇三十三 見しこそなく又見こそ能ざる者なり願くハ尊貴と窮なき權力かれに有ア

エシ 約一〇六八

ミメ 出三〇四

ニ 歌九〇十六

キ 哥前二〇八

ア 提前五〇廿一

サ 太七〇十一

テ 腓三〇二十

エ 提前五〇廿一

コフ 王下五〇三六

ク 太七〇四二

ヤ 民二〇十六

ミ 太七〇四二

イ 提後二〇七五

ロ 西二〇八

ハ 提後二〇十八

ヤ百一〇三十四 爾よの世の富る者に命ぜよ驕るふさなく定なき財を恃こなく
 ヤ百一〇三十五 唯われらを樂ませんきて諸物を豊に賜ふ神を恃み 十八 また善を行ひ善事に
 ヤ百一〇三十六 富をしまなく施濟をなして人と共にし 斯て己の爲に善基を蓄へ未來の
 ヤ百一〇三十七 備をなすべし是眞の生を得ん爲なりと テモテ爾託せられし事を守り
 ヤ百一〇三十八 妄なる益なき談および智識と僞り稱ふる辨論とを避べし 或人この僞の
 ヤ百一〇三十九 智識よ從ひて信仰を誤れり願くハ寵恩ふんぢに在んことをアーメン

ハ 提後二〇十八

ロ 西二〇八

イ 提後二〇七五

ス 太七〇四二

セ 提後二〇七五

セ 提後二〇七五

セ 提後二〇七五

セ 提後二〇七五

新約全書提摩太前書終

イ 多一〇二 來九〇二五

ロ 提前二〇二

ニハ 提前三〇三 加一〇〇十四

ヘホ 提前四〇一十四

チト 提前八〇十五 提前四〇十四
リ 提前八〇十六 提前八〇十七
ル 提前八〇十八 提前八〇十九
カ 提前八〇二十 提前八〇二十一
ワ 提前八〇二十二 提前八〇二十三
カ 提前八〇二十四 提前八〇二十五
ヨ 提前八〇二十六 提前八〇二十七
カ 提前八〇二十八 提前八〇二十九
ヨ 提前八〇三十 提前八〇三十一

新約全書使徒の御旨を以て贈れる後書

神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳へん爲にキリスト
イエスの使徒となれるパウロ 我が愛する子テモテに書を贈る願くハ爾父
なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受よ 三
れ夜も昼も祈禱に斷ず爾を懐ふに因て我が先祖も效ひ潔き良心をもて事
る神に謝す 我なんぢの涙を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充し
めん爲なり 五 我なんぢの偽なき信仰を念ふ此の如き信仰前に爾の祖母
イスまた爾の母ニケムあり今爾にも在ることを信する也 是故に我爾を
して我が按手に由て爾が受し神の賜を復び繼にせんことを欲しむ 七
神の我儕に賜へる靈ハ臆する靈に非ず能く愛と謙の靈なれ也 是故に
爾われらの主の證を作こさ其囚人なる我とを恥となす勿れ惟神の能に
循ひて福音の爲に我と共に苦を忍ぶべし 九 我儕を救ひ聖召を以て召
給へり是れは彼らの行に由り非ず惟神の旨と世の成ざりし先よりキ

レ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ヨ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ナ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ヲ 提摩太後書第一章 十至十八節

リストイエスの中に我儕に賜ひし恩恵に由なり 十 この恩恵は今われらの
 救主イエスキリストの顯れ給ひし由て顯れたりキリスト死を廢ぼし福
 音を以て生命と壞ざる事を明者よせり 十一 この福音の爲に立られて宣
 傳る者となり使徒となり異邦人の師となり 十二 是故に我これらの苦遇
 たり然之を恥せず蓋われ我が信する者を知かつ我かれに託したる者
 を彼かの日に至るまで守ることを爲得るを信すれば也 十三 爾キリストイエ
 スにある信と愛とを以て先我に聞し所の眞の言の模楷を保つべし 十四 爾
 よ託したる善ものを我儕の中にある聖靈を以て守るべし 十五 アシアなる
 者すべて我に背く是なんぢが知るところ也 フゲロさヘルモゲ子も其中に在
 り 願くは主給恤をオチシポロの家へ賜へ蓋かれ履われを慰め且わが鏈を
 恥せせず 十七 其ロマに在しき急ぎ尋て我に遇たり 願くは主彼をして夫
 の日に至り主の給恤を得しめ彼エペソに在て如何ばかり我に亦しか爾
 の善なる所なり

ヤク 提摩太後書第一章 十至十八節
 マ 提摩太後書第一章 十至十八節
 フナ 提摩太後書第一章 十至十八節
 コ 提摩太後書第一章 十至十八節
 エ 提摩太後書第一章 十至十八節
 テ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ア 提摩太後書第一章 十至十八節
 キ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ヌ 提摩太後書第一章 十至十八節
 ミ 提摩太後書第一章 十至十八節
 エシ 提摩太後書第一章 十至十八節

第二節 わが子よ 爾キリストイエスにある恩に堅固なるべし 又なんぢ多
 の證人の前にて我より聞し所の事を忠信にして能人を教るに足る人に能
 すべし 三 爾キリストイエスの精兵卒の如く我と共に苦を忍ぶべし 兵卒
 を務る者ハ世事を以て自己を累ハせず是募れる者の心を悦ハせんと爲バ
 なり 五 もし力を角ふもの法に違ひて角ハすバ冕を得ず 勤勞する百姓ま
 づ實を得べき也 爾わが言し所を思ふべし主爾に萬事を曉しめん 八
 テの寄より出たるイエスキリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りた
 るを爾心に記べし 九 この福音の爲に我苦を受て罪人の如く繋るゝに至れ
 り然之神の道ハ繋れず 是故に我選れし者の爲に凡の事を忍これ彼等ハ
 もキリストイエスにある救および永遠の榮を得しめんため也 爰に信す
 べき話あり我儕もし彼と共に苦を受バ彼と共に生べし 我儕もし忍バ
 彼と共に王と爲べし我儕もし彼を知らず言バ彼も我儕を知らず言ん
 れら信ぜずと雖も彼ハ誠なり彼ハ己に違ふこと能ざる也 十四 なんぢ彼

四 提後三〇三十五
 提後六〇三三
 五 提後一〇六八
 六 提後一〇六一
 七 提後三〇六
 八 提後一〇七八
 九 提後一〇七
 十 提後一〇九
 十一 提後一〇九
 十二 提後一〇九
 十三 提後一〇九
 十四 提後一〇九
 十五 提後一〇九
 十六 提後一〇九
 十七 提後一〇九
 十八 提後一〇九
 十九 提後一〇九
 二十 提後一〇九
 二十一 提後一〇九
 二十二 提後一〇九
 二十三 提後一〇九
 二十四 提後一〇九
 二十五 提後一〇九
 二十六 提後一〇九
 二十七 提後一〇九
 二十八 提後一〇九
 二十九 提後一〇九
 三十 提後一〇九
 三十一 提後一〇九
 三十二 提後一〇九
 三十三 提後一〇九
 三十四 提後一〇九
 三十五 提後一〇九
 三十六 提後一〇九
 三十七 提後一〇九
 三十八 提後一〇九
 三十九 提後一〇九
 四十 提後一〇九
 四十一 提後一〇九
 四十二 提後一〇九
 四十三 提後一〇九
 四十四 提後一〇九
 四十五 提後一〇九
 四十六 提後一〇九
 四十七 提後一〇九
 四十八 提後一〇九
 四十九 提後一〇九
 五十 提後一〇九

九 制し 學びし所の眞道を守るべし是正教を以て人を勸め且辨駁する者
 十 者を折かん爲なり 十 服はすして虚き論をいふ者また欺く事を行ふもの
 十一 多して割禮に屬する者の中に殊に此の如き者あれど也 十一 されら汚利を
 十二 得ん爲ふ教ふべからざる事を教へて全家の信仰を亡すが故に必らず彼等の
 十三 口の口をして辨がしむべし 十二 クレテ人の中なる一預言者いひけるハクレテ
 十四 人の恆に誠を言ふの惡厭また懶惰にして食を食する者なりと 十三 この説ハ眞
 十五 なり是故に爾嚴く彼等を戒め彼等をして信仰を堅うし 十四 エグヤ人の奇き
 十六 談と眞理を棄る人の立し律法に心を寄るふも莫らしむべし 十五 潔人よハ凡
 十七 物の物きよく汚たる人と不信者にハ一として潔き物ふし既に彼等の心と眞
 十八 心ともに汚れたり 十六 彼等自ら神を識し語れども其行ハ之に逆る彼等ハ惡
 十九 むべき者なり服はざる者なり諸の善事よ就てハ棄べき者なり
 二十 然ご爾ハ正教に合ふ事を語るべし 二十 老人にハ謹慎と端莊と自ら制
 二十一 する事を勸めかつ信仰と愛と忍耐とに堅うならんとを勸むべし 二十一 老婦にも

一 提後三〇三十一
 二 提後三〇三十一
 三 提後三〇三十一
 四 提後三〇三十一
 五 提後三〇三十一
 六 提後三〇三十一
 七 提後三〇三十一
 八 提後三〇三十一
 九 提後三〇三十一
 十 提後三〇三十一
 十一 提後三〇三十一
 十二 提後三〇三十一
 十三 提後三〇三十一
 十四 提後三〇三十一
 十五 提後三〇三十一
 十六 提後三〇三十一
 十七 提後三〇三十一
 十八 提後三〇三十一
 十九 提後三〇三十一
 二十 提後三〇三十一
 二十一 提後三〇三十一
 二十二 提後三〇三十一
 二十三 提後三〇三十一
 二十四 提後三〇三十一
 二十五 提後三〇三十一
 二十六 提後三〇三十一
 二十七 提後三〇三十一
 二十八 提後三〇三十一
 二十九 提後三〇三十一
 三十 提後三〇三十一
 三十一 提後三〇三十一
 三十二 提後三〇三十一
 三十三 提後三〇三十一
 三十四 提後三〇三十一
 三十五 提後三〇三十一
 三十六 提後三〇三十一
 三十七 提後三〇三十一
 三十八 提後三〇三十一
 三十九 提後三〇三十一
 四十 提後三〇三十一
 四十一 提後三〇三十一
 四十二 提後三〇三十一
 四十三 提後三〇三十一
 四十四 提後三〇三十一
 四十五 提後三〇三十一
 四十六 提後三〇三十一
 四十七 提後三〇三十一
 四十八 提後三〇三十一
 四十九 提後三〇三十一
 五十 提後三〇三十一

一 聖潔に合ふ行をなさん事人人を勝らす酒を多く嗜ます善事を人に教ふる
 二 ことな勸べし 二 また彼等をして幼婦に夫を愛し子を愛し 五 自ら制し眞潔
 三 よし家務をなし慈悲を懷き其夫に服ふ事を教しむべし是神の道の識れざ
 四 らん爲なり 爾また幼男に自ら制する事を勸むべし 七 なんぢ何事を作に
 五 もおのれ善行の模楷ならん事を務め教を傳るに信實を以し端莊しくし
 六 貴べき所なき正言を表はすべし此ハ敵する者をして我儕の惡を言に縁な
 七 く自ら愧ることを爲しめんため也 九 僕にハ己の主人に服ひ何事を爲にも
 八 之を悦ばせん事を務め之に言拂ハす 十 物を竊取す之に思信を盡すべき事
 九 を勸べし此ハ何事を爲にも我儕の教主なる神の教を飾る事をせんため也
 十 夫すべての人に救を賜ふ神の恩あらはれ 十二 我儕を誡め我儕をして神を
 十一 敬はざる事世の中の怨を棄て自ら制し正しく且度みて今世に存へ 望所
 十二 の福さ大なる神すなはち我儕の教主イエスキリストの榮の顯れん事を望
 十三 待しむ 十四 キリスト我儕の爲に己の身を舍給へり是われらを諸の罪より贖ひ

新約全書提多書終

新約全書使徒パウロピレモンに贈れる書

イ 弗三〇一
 ロ 弗二〇世五
 ハ 西四〇十七
 ニ 弗一〇二五
 ホ 弗一〇二二
 ヘ 弗一〇二六
 ト 弗一〇二五
 リチ 使徒一〇九
 ヌ 提後一〇六
 ル 提後三〇六
 ナ 提後一〇一
 ワ 加四〇十五
 カ 西四〇九

イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する者われらが勤勞の侶なるピレモン 及び我儕が姉妹アピア我儕と共に戦争をなせるアルキボ並に爾の家内の教會に書を贈る 願くハ爾曹われらの父なる神によび主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 〇 われ祈る時に常に爾の事を陳て我神に謝す 蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエスに向また諸の聖徒に向ふことを聞けなり 我が祈る所ハ爾と偕に信仰を有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因その信仰功效をなしキリストの榮光を顯はすに至らんこと也 兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安ぜられたれば也 是に由て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も 愛の故に因て寧ろ爾に求む我すてよ年老いまキリストイエスの爲に囚人となれるパウロ此の如き狀にて 十 わが縲縲の中にて生し子なるオチシ

四〇四二
 七前十六〇十
 七二〇四
 八前九〇七
 八四十五〇五
 大世三〇八
 推前六〇二
 約五〇一
 子 等後八〇廿三
 十 等後七〇十六

モの事を爾に求む 十一
 かれ先にハ爾に益なき者なりしが今ハ爾にも我にも
 益ある者となれり我かれを爾の所へ歸す 十二
 爾これを納よ彼ハ我が心なり
 十三
 われ彼をして我所に留め我が福音の爲に受たる縲纆の中に爾代て我
 に事しめん欲へり 十四
 然も我なんぢの背はざる事ハ何をも行を好まず
 是なんぢが供給止を得ざるよ出すして心より出んことを望めど也 十五
 彼が
 暫く爾を離しハ爾をして永遠かれを留おき 十六
 此後かれを僕の如くせず僕
 に超るもの愛する兄弟を作しむる爲に非ざりしを知らんや我かれを殊に愛
 す況んや爾肉に由ても主よ由ても之を愛せざる可んや 十七
 爾もし我を侶と
 なさバ請われを納る如く彼を納よ 十八
 彼もし爾に不義をなし又なんぢに負
 債あらむ爾これを我に歸せよ 十九
 我パウロ親手これを書り我かならず償ハ
 ん爾ハ身をもて償ふべき負債われに有されど我これを言す 二十
 兄弟よ我爾
 より益を主に由て得んことを望む爾わが心をキリストに由て息しめよ 二一
 われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に誓贈る爾の行ふ所ハ必ず我いふ

四一〇二七
 四二〇二七
 四三〇二七
 四四〇二七
 四五〇二七
 四六〇二七
 四七〇二七
 四八〇二七
 四九〇二七
 五〇〇二七
 五一〇二七
 五二〇二七
 五三〇二七
 五四〇二七
 五五〇二七
 五六〇二七
 五七〇二七
 五八〇二七
 五九〇二七
 六〇〇二七
 六一〇二七
 六二〇二七
 六三〇二七
 六四〇二七
 六五〇二七
 六六〇二七
 六七〇二七
 六八〇二七
 六九〇二七
 七〇〇二七

所よりハ勝らんことを知り 又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾曹
 の祈禱に由て終に我身ハ爾曹に予られんことを意へど也 三三
 イエスキリストに
 在て我を僕よ囚人となれるエバフランス爾の安を問 わが勤勞の侶なるマ
 コアリスタルコテマスルカも同く安を爾に問 願くハ我主イエスキリス
 トの恩恵つれよ爾曹の靈を借に在んことをアーメン

六二 來五〇一
西九〇二
太四〇二
大四〇一
一五至十

リ 勝三〇一
民三〇一
約八〇一
至六〇一
三六〇一
三六〇一

カ 出十四
來一〇〇
一〇二
一〇五

レ 母三〇一
母三〇一
母三〇一
母三〇一
母三〇一
母三〇一

是故に神に屬する事について、このゆゑ 猶ほ忠義なる祭司の長となりて民の罪を贖はん爲に、たゞ 諸事よ於て兄弟の如なるハ宜なり、十八 蓋かれ自ら誘はれて艱難を受たれど、十九 誘はるゝ者を助得るなり。

第三節 是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よ、二〇 モーセが神の全家よ忠義を

せし如く己を立し者に忠義なる我儕が信する所の使者たる祭司の長たる

イエスを深く思ふべし、二一 その家を建りし者の家より過て榮あるが如く彼

もモーセより過て榮を受べき者せられたり、二二 凡そ家ハ之を建れる者

あり萬物を造れる者ハ神なり、二三 夫モーセハ將來よ言傳へられんとする事

の能をせんが爲に僕人の如く神の全家よ於て忠義をなし、二四 キリストハ子

たる者の如く神の家を宰り我儕もし信仰の望の喜とを終まで堅く保

我儕ハ其家なり、二五 是故に聖靈の云る如くせよ、爾曹もし今日其聲を聞ば野

よ在て主を試みたる日その怒を惹し時の如く、二六 爾曹心を剛愎にする勿れ

其處よ於て爾曹の先祖われを試み我をためし又四十年の間わが作爲を觀

ソ 民三〇一

子 來二〇一

ラ 來一〇一

ム 約十五〇一

リ 民十四〇一

井 民十四〇一

ノ 番前十〇五

オ 民十四〇一

ク 番六十〇一

ヤ 番十二〇一

たり、二七 是故に我その代の人を怒て彼等ハ常に心惑り曰り然ぞ我道を知

ざりき、二八 故に我憤りて彼等ハ我が安息に入べからずと誓たり、二九 兄弟よ爾

曹が中に不信仰なる惡き心を働て活神の前より離れ墮ること莫らんやう

慎むべし、三〇 爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎よならざるやう今日と

稱るうちよ日々互に相勸めよ、三一 その我儕もし始の信仰を終まで堅く持

キリストに與る者よならん、三二 夫いへる言あり若し今日その聲を聞ば怒

を惹し時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ、三三 聞てなほ怒を惹し者ハ誰

ぞやモーセに従ひてエジプトより出たる衆の者よ非ずや、三四 神ハ四十年の

あひだ誰よ向て怒しや罪を犯して其屍を野に仆しゝ者どもに怒れるなら

す乎、三五 又その安息に入べからず誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓

るならず乎、三六 是に由て觀ば彼等が入こを得ざりしハ不信に由てなり

第四節 是故に我儕畏るべし其安息にいる約束ハ今も尙のこれども恐くハ

亦爾曹のうち之に及ざる者あらん、三七 蓋われらも彼等が如く福音を宣傳

三 出三〇三十一
 四 出三〇三十一
 五 出三〇三十一
 六 出三〇三十一
 七 出三〇三十一
 八 出三〇三十一
 九 出三〇三十一
 十 出三〇三十一
 十一 出三〇三十一
 十二 出三〇三十一
 十三 出三〇三十一
 十四 出三〇三十一
 十五 出三〇三十一
 十六 出三〇三十一
 十七 出三〇三十一
 十八 出三〇三十一
 十九 出三〇三十一
 二十 出三〇三十一
 二十一 出三〇三十一
 二十二 出三〇三十一
 二十三 出三〇三十一
 二十四 出三〇三十一
 二十五 出三〇三十一
 二十六 出三〇三十一
 二十七 出三〇三十一
 二十八 出三〇三十一
 二十九 出三〇三十一
 三十 出三〇三十一
 三十一 出三〇三十一
 三十二 出三〇三十一
 三十三 出三〇三十一
 三十四 出三〇三十一
 三十五 出三〇三十一
 三十六 出三〇三十一
 三十七 出三〇三十一
 三十八 出三〇三十一
 三十九 出三〇三十一
 四十 出三〇三十一
 四十一 出三〇三十一
 四十二 出三〇三十一
 四十三 出三〇三十一
 四十四 出三〇三十一
 四十五 出三〇三十一
 四十六 出三〇三十一
 四十七 出三〇三十一
 四十八 出三〇三十一
 四十九 出三〇三十一
 五十 出三〇三十一

られたり惟かれらが聞し所の言ハその信仰漸ざりしが故に聞る者に益な
 かりき 信する所の我儕ハ安息に入らざるを得たり即ち言給ひたるが如し
 我怒れるさき誓て彼ハ我が安息に入べからずと云り然も地基を奠し時
 より其工のみな成り 日 或篇に七日について左の如く云り神ハ第七日
 に凡て其工を息めり 又この篇に彼等ハ我が安息に入べからずと云り
 然バ之に入べき者あり先に福音を傳られたる者ハ信ぜざるに由て入さ
 りし也 是故に多年を経て後またダビデの書に於て日を定て今日と云り
 前に云し如く今日もし其聲を聴バ爾曹心を剛愎にする勿れ 若シユア
 彼等を息せなバ其のち神ハ他の日を言ざるべし 然バ安息ハ神の民に遺
 れり 既に安息に入し者ハ神おのれの工を安息し如く彼も其工を息めり
 是故に彼等の如き不信仰に倣ひて陥ざるやう我儕この安息に入んこと
 を屢勉べし 十二 それ神の言ハ活てかつ能あり兩刃の劍よりも利く氣と魂ま
 た筋節骨髓まで刺し割ち心の念と志意を鑿察ものなり 十三 また物として神

一 出三〇三十一
 二 出三〇三十一
 三 出三〇三十一
 四 出三〇三十一
 五 出三〇三十一
 六 出三〇三十一
 七 出三〇三十一
 八 出三〇三十一
 九 出三〇三十一
 十 出三〇三十一
 十一 出三〇三十一
 十二 出三〇三十一
 十三 出三〇三十一
 十四 出三〇三十一
 十五 出三〇三十一
 十六 出三〇三十一
 十七 出三〇三十一
 十八 出三〇三十一
 十九 出三〇三十一
 二十 出三〇三十一
 二十一 出三〇三十一
 二十二 出三〇三十一
 二十三 出三〇三十一
 二十四 出三〇三十一
 二十五 出三〇三十一
 二十六 出三〇三十一
 二十七 出三〇三十一
 二十八 出三〇三十一
 二十九 出三〇三十一
 三十 出三〇三十一
 三十一 出三〇三十一
 三十二 出三〇三十一
 三十三 出三〇三十一
 三十四 出三〇三十一
 三十五 出三〇三十一
 三十六 出三〇三十一
 三十七 出三〇三十一
 三十八 出三〇三十一
 三十九 出三〇三十一
 四十 出三〇三十一
 四十一 出三〇三十一
 四十二 出三〇三十一
 四十三 出三〇三十一
 四十四 出三〇三十一
 四十五 出三〇三十一
 四十六 出三〇三十一
 四十七 出三〇三十一
 四十八 出三〇三十一
 四十九 出三〇三十一
 五十 出三〇三十一

の前に顯れざるはなむ我儕が係れる者の眼の前ハ凡のもの疎にて露る〇
 然も我儕に雲霧を通りて昇りし六なる祭司の長すなはち神の子イエス
 あり故に我儕信する所の教を固く持つべし 蓋われらが荏弱を體恤せざ
 る能ざる祭司の長ハ我儕に非ず彼ハ凡の事ハ我儕の如く誘はれたれど罪を
 犯さざりき 是故に我儕恤をうけ機に合ふ助となる恩恵を受ん爲し憚ら
 ずして恩寵の座に来るべし
 人の中より選るる諸の祭司の長ハ人のため神に屬することを任せら
 れて罪の供物と犠牲を獻ることをする者なり 己みづから荏弱を周るれ
 ば亦愚昧なる迷へる者を憐むことを得たり 是に因て民の爲しなす如く
 己が爲しも罪の禮物を獻ざるを得ず 此の尊貴ハアロンの如く神の召を受た
 る者に非れど自ら之を取者なし 此の如くキリストも自ら尊びて祭司の
 長と爲ざりき 爾ハ我子なり我今日爾を生りて言し者彼を尊びて然なせ
 り 六 また別の篇に爾ハ窮なくメルキセデクの班の如き祭司たりと云給へる

レ 約十四〇三三
 ヲ 利十六〇十五
 カ 西一〇五七七
 至十五〇十一
 至十五〇十一
 至十五〇十一

こゝを愈表さんとして約束の上よまた誓を立給へり 神の誑ること能ざる此二件の易なきこと以前に立どころの望を執んきて怒を避たる我儕を慰めんが爲なり 我儕が此望の靈魂の錨の如し堅固して動かす機の内に入る 我儕の爲にイエス前驅して其處に入メルキセテクの班の如く窮なく祭司の長となれり

ソ 利十四〇十八
 至十五〇十一
 ヲ 利十一〇一五
 至十六〇二十
 子 利十四〇廿
 ナ 利十八〇廿一
 廿六

此メルキセテクハサレムの王にて至高き神の祭司なりがアブラハム王等を殺して旋るとき彼アブラハムを迎て祝せり アブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先その名を譯ハ鏡の王次にサレムの王と云これ即ち平康の王なり 彼の父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もなし神の子に象られて恒に祭司たりき 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予れど其人の如何に尊かと思ふべし レビの子孫のうち祭司の職を受る者ハ律法に循ひて民即ち其兄弟より十分の一を取を命ぜらる彼等ハアブラハムの腰より出たる者と雖もなほ然なせり 大され

ラ 利十三〇十四
 至十七〇十三
 ヲ 利十三〇十三
 至十四〇十九
 ヲ 利一〇十八

此血脈に非ずして彼アブラハムより十分の一を取て其約束を有てる者な祝せり 劣れる者の優れる者よ祝さるるハ論なきこと也 此なる十分の一を受る者ハ死すべき者彼なるハ活る者なりと證せられたり また十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十分の一を輸たりと言べし

オノ 利十六〇四
 至十九〇十
 大 利一〇〇二
 至一〇〇三
 歌 五〇〇三
 至五〇〇五

蓋メルキセテクが彼に遇るべきレビも其父の腰に在むなり 民ハレビの裔なる祭司の職に本きて律法を受たり若この職に頼て完全ことあらば何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセテクの班の如き祭司の起ること

オノ 利十六〇四
 至十九〇十
 大 利一〇〇二
 至一〇〇三
 歌 五〇〇三
 至五〇〇五
 ナ 利九〇九

求めん乎 既に祭司の統かゝる時ハ律法も亦必ず易るべし 此等の事ハ祭壇に役たる者なき支派に屬る者を指て言り 我儕が主のユダより出し事ハ明かなりモーセこの支派に就て祭司の職のこゝハ何を言ざりき 既メルキセテクの如き他の祭司起たれど律法の易ること愈明らけし彼ハ肉體に係る律法の例に循ひて立す朽ざる生命の能に循ひて立り 蓋メルキセテクの班の如く爾ハ窮なく祭司たりと證せられたれば也

ヨハ 三三〇 三三三 三三六 三三九 三四二 三四五 三四八 三五一 三五四 三五七 三六〇 三六三 三六六 三六九 三七二 三七五 三七八 三八一 三八四 三八七 三九〇 三九三 三九六 三九九 四〇二 四〇五 四〇八 四一一 四一四 四一七 四二〇 四二三 四二六 四二九 四三二 四三五 四三八 四四一 四四四 四四七 四五〇 五五〇 五五三 五五六 五五九 五六二 五六五 五六八 五六九

レ律法ハ何事ナモ全クセシ所ナシ 是故に前の法度ハその注弱ミ益ナキ
を以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この望に因て神より近く
こそを得なり 三三〇 の人々ハ暫なくして祭司となれど彼ハ暫を以て祭司とな
なれり是主ハハリなき暫を立て爾ハメルキセテクの班の如く窮なく祭司
たりと語れる者による是の如くイエスハ暫に非ざれば祭司とならざるほ
ど尤も善契約の保蔵人となれり 彼等ハ死あるに因て永く存こそ能はず
故に祭司となりたる者多かりき 然しイエスハ窮なく存が故に易こそなき
祭司の職を有り 是故に彼ハ己に頼て神に就る者の爲メ懇求して悻に
生れど彼等を全ク救ひ得なり 是の如き祭司の長ハ我儕に當れる者なり
彼ハ聖潔して不善こそなく織垢なくして罪人に遠かり且天よりも高し
又かの祭司の長等の如く先おのれの罪のち民の罪の爲に日こそ犠牲を
獻べき由なし蓋すてに一次おのれを獻て之を成せたり され律法ハ弱き
人を立て祭司の長となせり然し律法の後の誓の言ハ窮なく全き子を立

たり

我が我いへる所の肝要ハ是の如き祭司の長の我儕に在こそなり彼ハ天

よ於て大なる威光ある者の位の右に坐して 聖所に役ふ即ち人の建る所
に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり 諸の祭司の長の立られざるハ
禮物と犠牲を獻る爲なるが故に彼も亦かならず獻る所の物あるべし 彼
もし地に居る祭司と爲べからず蓋すてに律法に循ひて禮物を獻る祭司あ
れども也 彼等が事する所の天にある者の状と影なりモ一モ幕屋を造らんさ
せし時ハ爾慎て凡の事をなすにハ山よ於て我ふんちよ示し 所の式に遵
ふべしと示されたり 然し今かれハ愈れる約束に基きて立られた
る契約の中保となる是の如く彼ハ勝れたる職を得たり 初めの契約も
一虧ることなくハ後の契約を立ることと案めじ 八 その虧る所を彼等に示
して曰く主いひ給ひけるハ我イスラエルの家とエダの家に新約を立て全
備するの日来らん 九 六の約ハ我手を執て彼等の先祖をエジプトの地よ

一 耶利一〇廿一
二 五五〇
三 五五三
四 五五六
五 五五九
六 五六二
七 五六五
八 五六八
九 五六九
一〇 五六九
一一 五六九
一二 五六九
一三 五六九
一四 五六九
一五 五六九
一六 五六九
一七 五六九
一八 五六九
一九 五六九
二〇 五六九
二一 五六九
二二 五六九
二三 五六九
二四 五六九
二五 五六九
二六 五六九
二七 五六九
二八 五六九
二九 五六九
三〇 五六九
三一 五六九
三二 五六九
三三 五六九
三四 五六九
三五 五六九
三六 五六九
三七 五六九
三八 五六九
三九 五六九
四〇 五六九
四一 五六九
四二 五六九
四三 五六九
四四 五六九
四五 五六九
四六 五六九
四七 五六九
四八 五六九
四九 五六九
五〇 五六九

リ 十の十六
 ヲ 十の十七
 カ 十の十八
 ヲ 十の十九
 ヲ 十の二十
 ヲ 十の二十一
 ヲ 十の二十二
 ヲ 十の二十三
 ヲ 十の二十四
 ヲ 十の二十五
 ヲ 十の二十六
 ヲ 十の二十七
 ヲ 十の二十八
 ヲ 十の二十九
 ヲ 十の三十
 ヲ 十の三十一
 ヲ 十の三十二
 ヲ 十の三十三
 ヲ 十の三十四
 ヲ 十の三十五
 ヲ 十の三十六
 ヲ 十の三十七
 ヲ 十の三十八
 ヲ 十の三十九
 ヲ 十の四十
 ヲ 十の四十一
 ヲ 十の四十二
 ヲ 十の四十三
 ヲ 十の四十四
 ヲ 十の四十五
 ヲ 十の四十六
 ヲ 十の四十七
 ヲ 十の四十八
 ヲ 十の四十九
 ヲ 十の五十

リ導き出せる日に立し所の如き、非ず蓋われら我が契約に居す我ら彼等
 等を顧ざりしが故なり。主いひ給ひたり。また主いひ給ひけるハ其日の
 後われイスラエルの家に立んとする契約ハ此なり。われハ我が律法をその
 念に置きた其心に銘さん我われらの神となり彼等我が民と爲べし。各人
 その邦人と其兄弟に教て爾主を識と復いハじ蓋小より大に至るまで悉く
 我を識ん。われ彼等の不義を恤み其罪と惡をまた意に記され也。され
 既に新と謂しハ初の物を舊とする也。それ舊て衰る物ハ殆んど消滅んとす
第九節 初の契約にハ祭の禮儀と世に屬る聖殿とあり。設たる前の幕屋を
 聖所と稱く内に燈臺と案と供のパンあり。また第二の帳の後の幕屋を至聖
 所と稱く。そこハ金の香爐と備く金を敷ひし契約の櫃あり。此中にマナを
 藏めたる金の壺とアロンの芽しく杖と二の契約の碑あり。上にハ贖罪所
 を覆へる榮耀のケルビンあり。今これらに就て詳かに言す。此の如く此等
 のもの既に備はり祭司等ハ常に前の幕屋に入て祭を行リ。奧なる幕屋ハ

イ 十の十六
 ヲ 十の十七
 カ 十の十八
 ヲ 十の十九
 ヲ 十の二十
 ヲ 十の二十一
 ヲ 十の二十二
 ヲ 十の二十三
 ヲ 十の二十四
 ヲ 十の二十五
 ヲ 十の二十六
 ヲ 十の二十七
 ヲ 十の二十八
 ヲ 十の二十九
 ヲ 十の三十
 ヲ 十の三十一
 ヲ 十の三十二
 ヲ 十の三十三
 ヲ 十の三十四
 ヲ 十の三十五
 ヲ 十の三十六
 ヲ 十の三十七
 ヲ 十の三十八
 ヲ 十の三十九
 ヲ 十の四十
 ヲ 十の四十一
 ヲ 十の四十二
 ヲ 十の四十三
 ヲ 十の四十四
 ヲ 十の四十五
 ヲ 十の四十六
 ヲ 十の四十七
 ヲ 十の四十八
 ヲ 十の四十九
 ヲ 十の五十

祭司の畏のみ年に一次いれ血を携すして入こまなし。是のれと民の
 愆の爲と獻るなり。聖靈これを以て前の幕屋のなほ在りし時ハ至聖所に
 入べき路の顯れざりし事を示す。九 この幕屋ハ當時のために設られたる表
 式なり。之ハ循ひて獻たる禮物と犠牲ハその奉事者其良心を全うするこ
 と能ハざりき。此等ハたと肉體に屬る儀文にして食物の飲もの及さま
 らの洗滌と共に振興らん時まで負せられたる耳。今キリスト既に至れ
 り。彼ハ來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋す。なほ此
 世ハ屬る所の者ならぬ。愈りたる大なる全き幕屋により。羊牘の血を用す
 己が血をもて。一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり。もし汚穢
 一灑て牛および羊の血また焚る牝物の灰など肉體を潔ることを得む。況
 て永遠靈により。瑕なくして己を神に獻キリストの血ハ爾曹ハ活神を奉
 事せんがため。死の行を去りて其心を潔ることを爲ざらん乎。是故に彼
 ハ新約の中保となれり。是ハじめの契約の時ハ犯せる罪を贖ふべき死ある

口 羅八〇廿八節
ハ 約登三〇廿五
ニ 出廿四〇三至
ハ 利十四〇四
ハ 利十四〇五
ハ 利十四〇六
ハ 利十四〇七
ハ 利十四〇八
ハ 利十四〇九
ハ 利十四一〇
ハ 利十四一一
ハ 利十四一二
ハ 利十四一三
ハ 利十四一四
ハ 利十四一五
ハ 利十四一六
ハ 利十四一七
ハ 利十四一八
ハ 利十四一九
ハ 利十四二〇
ハ 利十四二一
ハ 利十四二二
ハ 利十四二三
ハ 利十四二四
ハ 利十四二五
ハ 利十四二六
ハ 利十四二七
ハ 利十四二八
ハ 利十四二九
ハ 利十四三〇
ハ 利十四三一
ハ 利十四三二
ハ 利十四三三
ハ 利十四三四
ハ 利十四三五
ハ 利十四三六
ハ 利十四三七
ハ 利十四三八
ハ 利十四三九
ハ 利十四四〇
ハ 利十四四一
ハ 利十四四二
ハ 利十四四三
ハ 利十四四四
ハ 利十四四五
ハ 利十四四六
ハ 利十四四七
ハ 利十四四八
ハ 利十四四九
ハ 利十四五〇
ハ 利十四五一
ハ 利十四五二
ハ 利十四五三
ハ 利十四五四
ハ 利十四五五
ハ 利十四五六
ハ 利十四五七
ハ 利十四五八
ハ 利十四五九
ハ 利十四六〇
ハ 利十四六一
ハ 利十四六二
ハ 利十四六三
ハ 利十四六四
ハ 利十四六五
ハ 利十四六六
ハ 利十四六七
ハ 利十四六八
ハ 利十四六九
ハ 利十四七〇
ハ 利十四七一
ハ 利十四七二
ハ 利十四七三
ハ 利十四七四
ハ 利十四七五
ハ 利十四七六
ハ 利十四七七
ハ 利十四七八
ハ 利十四七九
ハ 利十四八〇
ハ 利十四八一
ハ 利十四八二
ハ 利十四八三
ハ 利十四八四
ハ 利十四八五
ハ 利十四八六
ハ 利十四八七
ハ 利十四八八
ハ 利十四八九
ハ 利十四九〇
ハ 利十四九一
ハ 利十四九二
ハ 利十四九三
ハ 利十四九四
ハ 利十四九五
ハ 利十四九六
ハ 利十四九七
ハ 利十四九八
ハ 利十四九九
ハ 利十五〇〇

に由て召れたる者の窮なき世嗣の約束を得んが爲なり 凡そ遺書あるま
 きハ必ず之を録し、者の死たることを顯さざるを得ず、それ遺書ハ之を
 録せる者の活る時ハ少の力あること無その人死てのち堅うなる也 是故
 に初の契約も血なくしてハ立ざりき、モーセ律法ハ遵ひて諸の誠を衆の
 民につけ、羊の血および水を取て絳の毛と牛膝草をもて書き衆の民に
 灑て云、これ神の爾曹に命じ給へる契約の血なり、また此の如く血をも
 て幕屋と凡の祭器に灑り、凡そ律法に循て諸の物ハ血を以て潔らる血
 を流すこと有されど赦さるる事なし、是故に天に在ものに象りたる物ハ
 必ず此等をもて潔られ、かご天に在ものハ此等よりも愈りたる犠牲を以
 て潔らるべき也、キリストハ眞の物の模なる手にて造る聖所に入す今
 り永く我儕の爲に神の前顯れんとして眞實の天に入ぬ、また彼ハ祭司の
 長の年ごとに他の物の血をもて聖所に入ごさく、臍おのれを獻ることなせ
 す、然すバ、彼創世より以來、苦難を受べきなり、然るに己を犠牲とな

カ 約登三〇廿五
ハ 約登三〇廿六
ハ 約登三〇廿七
ハ 約登三〇廿八
ハ 約登三〇廿九
ハ 約登三〇三十
ハ 約登三〇三一
ハ 約登三〇三二
ハ 約登三〇三三
ハ 約登三〇三四
ハ 約登三〇三五
ハ 約登三〇三六
ハ 約登三〇三七
ハ 約登三〇三八
ハ 約登三〇三九
ハ 約登三〇四〇
ハ 約登三〇四一
ハ 約登三〇四二
ハ 約登三〇四三
ハ 約登三〇四四
ハ 約登三〇四五
ハ 約登三〇四六
ハ 約登三〇四七
ハ 約登三〇四八
ハ 約登三〇四九
ハ 約登三〇五〇
ハ 約登三〇五一
ハ 約登三〇五二
ハ 約登三〇五三
ハ 約登三〇五四
ハ 約登三〇五五
ハ 約登三〇五六
ハ 約登三〇五七
ハ 約登三〇五八
ハ 約登三〇五九
ハ 約登三〇六〇
ハ 約登三〇六一
ハ 約登三〇六二
ハ 約登三〇六三
ハ 約登三〇六四
ハ 約登三〇六五
ハ 約登三〇六六
ハ 約登三〇六七
ハ 約登三〇六八
ハ 約登三〇六九
ハ 約登三〇七〇
ハ 約登三〇七一
ハ 約登三〇七二
ハ 約登三〇七三
ハ 約登三〇七四
ハ 約登三〇七五
ハ 約登三〇七六
ハ 約登三〇七七
ハ 約登三〇七八
ハ 約登三〇七九
ハ 約登三〇八〇
ハ 約登三〇八一
ハ 約登三〇八二
ハ 約登三〇八三
ハ 約登三〇八四
ハ 約登三〇八五
ハ 約登三〇八六
ハ 約登三〇八七
ハ 約登三〇八八
ハ 約登三〇八九
ハ 約登三〇九〇
ハ 約登三〇九一
ハ 約登三〇九二
ハ 約登三〇九三
ハ 約登三〇九四
ハ 約登三〇九五
ハ 約登三〇九六
ハ 約登三〇九七
ハ 約登三〇九八
ハ 約登三〇九九
ハ 約登三〇一〇〇

して罪を除かんが爲、今世の季にひきたび顯現たり、一たび死るべき
 死て審判を受ること、人ハ定れる事也、如此キリストも多の人の罪を
 贖んが爲に一たび犠牲とせらる、彼ハ復罪を贖ふとなく己を望む者に再び
 顯現て救を施すべし、
 律法ハ來らんとする美事の影にして實の形に非ざれば、年ごとに斷
 す獻る所の祭物を以て神に來る者を恒に成全すること能はず、もし成全
 することを得バ、獻祭者一たび潔られ復罪を覺ゆるが故に獻るべきを止
 ざらん乎、然るに年ごとに此祭をなすに因て罪を憶ること現はる也、
 れ牛と羊の血ハ罪を除くこと能ざるに因、是故に彼世に臨るとき日ける
 ハ爾犠牲と禮物を欲まず唯わが爲に肉體を備ふ、なんぢ燔祭と罪祭を悦
 ばず、厥時され日けるハ神よ、我なんぢの旨を行はんとして來る、即ち我につ
 いて書に録されたり、先にハ犠牲と禮物と燔祭と罪祭すなはち律法ハ循
 ひて獻るものを欲まず又悦ばずと言、後にハ神よ、我なんぢの旨を行はん

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九七〇八十八	九七〇七十三	九七〇六十八	九七〇六十三	九七〇五十八	九七〇五十三	九七〇四十八	九七〇四十三	九七〇三十八	九七〇三十三

さて來れりと昔その後なる者を立ん爲し其先なる者を除けり。この旨に
 適て我儕ハ潔らる此ハイエスキリストの一次おのが肉體を獻しに因てな
 り。諸の祭司ハ日ごと立て奉事ななし少か罪を除くこと能はざる同じ機
 牲を屢々獻ぐ。然る此人ハ一次罪の爲に一の犠牲を獻て窮なく神の右に
 坐し。その敵を足踏みなさん時を俟り。蓋かれ一の獻物を以て潔らる者を
 永遠全成すれば也。聖靈また我儕に之を證す蓋この日の後され彼等立
 んとする契約ハ此なりと云る後に。主いひ給はく我が律法を其心置そ
 の衷し銘し。復その罪と惡さを我が意に記じと有がゆる也。既に此等の
 赦あらんにハ復罪のために獻るふと無るべし。是故兄弟我儕イエス
 の血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より慢なる其肉體を過り憚ら
 すして至聖所に入事を得。かつ神の家を理る。大なる祭司あれど我儕
 誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち心の惡念を脱れ清水をもて身を洗れ
 て近くべく。又認はす所の望を動さずして固く守るべし蓋約束せし者ハ

七	六	五	四	三	二	一
九七〇三十三	九七〇二十八	九七〇二十三	九七〇十八	九七〇十三	九七〇八	九七〇三

誠信ふれば也。われら互に顧みて愛心と善行を激勵し。會集を轉る或人
 に效ふふとなく共に相勸め其日いよく。近るを見て益此の如くなすべし
 若われら眞理を曉得せられ。後なほ放縱に罪を犯さば罪を贖ふ犠牲ま
 た有ることなく。惟おそれて審判を待たざる。仇敵を焚滅さんとする烈火の
 み遣るなり。モーセの律法を廢る者も。二三人の證あらむ恤まるること
 無しして死べし。況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常のも
 のとなし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意ふや。主
 いはく仇を報るハ我にあり我報べし又いはく主その民を鞠かん如此いへ
 る者を我儕ハ知。活神の手に陥るハ畏るべき事なり。なんぢら昔し光照
 らしめし。或ハ詭詐と艱辛を
 うけ人に觀玩の如くせられ或ハ斯る事にあふ者に與ること爲り。そハ
 爾曹わが縲紲ニ在る體恤また己がため天よ於て愈美たる常ニ存つべき
 業あるを知り人の爾曹が業を奪んするをも喜びて受たり。是故に爾曹

ラ子子
太三〇
西三〇
哈三〇
位三〇
哈三〇
路六六
來九〇
九〇八
六〇八
六〇八
六〇八

オ
約一〇
約一〇
約一〇
約一〇
約一〇
約一〇

マヤ
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇

エ
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇

の大なる報を受べき信仰を投棄ること勿れ。なんぢら必ず用べきもの
忍耐なり是神の旨を行ひて約束のものを受んが爲なり。今片時ありて來
る者きとらん必ず迎らじ。義人の信仰に由て生べし若し退かば我が靈魂
これを喜させじ。然るに我儕退きて沈淪し及ぶべき者非ず信じて靈魂の
救を得べき者なり。

第十三章 それ信仰の望む所を疑はず未だ見ざる所を懸望とするもの也

古の人これに由て美稱を得たり。われら信仰し由て諸の世界の神の言に
て造れ如此みゆる所のものに見べき物に由て造れざることを知。信仰に
由てアベルハカインより愈れる祭物を神に獻て義者と證せられたり。蓋神
その禮物について證し給へども也。かれ死れども信仰に由て今なほ音へり。
信仰に由てエンクハ死ざるやうに移されたり。神これを移しよ。因て人見
出すべきを得ざりき。彼いまだ移されざる先に神に悦ぶる者證せられ
し也。信仰なくば神を悦ぶべき能はず。蓋神に來る者ハ神あるを信じ且

キ サア
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇
創一〇

神ハ必ず己を求る者ハ報償を賜ふ者なるを信すべけれど也。信仰に由て
ニアハ未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族を救へん爲に舟を設けたり之
に由て世の人の罪を定めまた信仰に由る義を受べき嗣子となれり。信仰
に由てアブラハムハその承繼べき地に往きの命を蒙り之に遵ひその往き
ころを知ずして出たり。彼また信仰に由て異邦に在が如く約束の地に寓
り同じ約束を相嗣るイサクヤコブと共ニ幕屋に居り。その神の造營める
所の基ある京城を望めども也。信仰に由てサラも孕を寓する力をうけ年
邁しかども子を生子是約束せし者ハ誠信なりとまつれ也。是故も死た
る者の如き一人より天の星の多き海邊の砂の數へ難きが如く生出たり。
此等ハ皆信仰を懐きて死り未だ約束の者を受ざりしが遙かに之を望て喜
び地を在て自ら旅なり寄寓者なりと言ひ。如此いふ者ハ家郷を尋る
事を表す也。彼等もしその出し地を念ひ歸るべきの機ありしなるべし
然るに彼等ハ更も愈れる所すなはち天に在るを慕へり是故に神ハ其

シ 申上世二〇一
王上十八〇四
十九〇一至九
エ 彼前二〇十二
ヒ 祭八〇六
モ 西三〇八
彼前一〇六三
イ 彼前二〇二四
ロ 申二〇八至十
ハ 彼前二〇一
ニ 彼前二〇一
ホ 彼前二〇一
ト 彼前二〇一
チ 彼前二〇一

を衣て經あるき窮乏して艱苦めり 世ハ彼等を居堪す彼等ハ曠野ニ山
 地ノ洞ニ穴ニ周流たり 彼等ハ昔信仰し由て美名を得たれども約束
 ノ所を得ざりき 其ハ彼等も我儕ニ備ならざれば成全するこゝ能はざる
 爲に更に愈れる者を神預じめ我儕に備へ給へり
 是故に我儕かく許多の見証人に雲の如く圍れたれど諸の重負を
 蒙る罪を除き耐忍びて我儕の前ニ置れたる聖壇を越り イエス即ち信仰
 ノ先導となりて之を成全する者を望むべし 彼ハ其前に置さるるの喜樂に
 因てその耻をも厭ハす十字架を忍びて神の寶座の右に坐しぬ 三 なんぢら
 倦疲れて心を喪ふこゝ莫らん爲に惡人の如此おのれに逆ひしをも忍たる
 者を思ふべし 四 なんぢら惡を争ひ拒て未だ血を流に至らず 五 また子に告
 るが如く告給ひし言を爾曹忘れたり曰く我子ハ爾主の懲治を輕する勿れ
 其証資を受るとき心を喪ふ勿れ 六 其主その愛する者を懲め又すべて其
 納る所の子を鞭てり 七 なんぢら若しこの懲治を忍む神ハ子の如く爾曹を

シ 彼前二〇九
チ 彼前二〇九
ト 彼前二〇九
ホ 彼前二〇九
ニ 彼前二〇九
ハ 彼前二〇九
ロ 彼前二〇九
イ 彼前二〇九
モ 彼前二〇九
ヒ 彼前二〇九
エ 彼前二〇九
シ 彼前二〇九

待ひ給ふなり誰か父の懲めざる子あらん乎 衆の人の愛する懲治も爾曹に
 無かり私子にして實子に非ず 九 また我儕の肉體の父ハ我儕を懲めし者な
 るに備これに敬へり況て靈魂の父に服ひて生を得ざるべけん乎 肉體の父
 ハ心の心に任せて暫く我儕を懲む然も靈の父ハ我儕に益を得しめて其聖潔
 に與らせんがため懲むることを爲す 凡の懲治今ハ悦をむからず反て悲と意
 なる然も後これに由て鍛鍊する者にハ義の平康なる果を結ばせり 十二 是故に
 爾曹疲たる手弱たる膝を健かにせよ 十三 足窳たる者の迷ふことなく益されん
 が爲なんぢらの足に平直なる徑を備ふべし 十四 汝ら衆の人と和睦ことをなし
 自ら潔らんことを務めよ人もし潔らざる主に見ゆることを得ざる也 十五 汝ら
 慎めよ恐らく神の恵に及ぶざるものあらん恐くハ若根生いでる爾曹を擧
 さん且もほくの人これに因て汚るべし 十六 恐くハエサウの如く淫を行ひ妄な
 る事をなす者あらん彼ハ一飯のために長子の業を毀り 其のち視ふ所の恥
 を嗣んことを求めたれども終に棄られ涙を流して志を挽回さんせしを得て

ノ 出十九〇十二
 出十九〇十三
 出十九〇十四
 出十九〇十五
 出十九〇十六
 出十九〇十七
 出十九〇十八
 出十九〇十九
 出十九〇二十
 出十九〇二十一
 出十九〇二十二
 出十九〇二十三
 出十九〇二十四
 出十九〇二十五
 出十九〇二十六
 出十九〇二十七
 出十九〇二十八
 出十九〇二十九
 出十九〇三十
 出十九〇三十一
 出十九〇三十二
 出十九〇三十三
 出十九〇三十四
 出十九〇三十五
 出十九〇三十六
 出十九〇三十七
 出十九〇三十八
 出十九〇三十九
 出十九〇四十
 出十九〇四十一
 出十九〇四十二
 出十九〇四十三
 出十九〇四十四
 出十九〇四十五
 出十九〇四十六
 出十九〇四十七
 出十九〇四十八
 出十九〇四十九
 出十九〇五十

能ハざりしハ爾曹の知さる也。爾曹の近ける所ハ捫るべき山に非ず或ハ峻たる火あるハハ密雲あるハハ黑暗あるハハ暴風あるハハ猛の音あるハハ言語の聲も非ず此聲を聞し者ハ再び音をもて語給ハざることを求ヘリ。その獸さへ若し山に觸なバ石にて撃るべしと命ぜられしを彼等忍ぶこと能ハざりし故なり。その見しところ極て畏一かりければ、我甚く恐懼戰慄リと曰リ。然レ爾曹の近ける所ハシオンの山また活神の城なる天のエルサレムまた千萬の衆すなハチ天使の聚集。天に録されたる長子ごもの教會また衆の人を鞠く神および成全せられたる衆人の靈魂。新約の中保なるイエス及び麗ぐ所の血なり此血の言さるハアベルの血のいふ所よりハ尤も愈れリ。慎みて告る所の者を拒む勿れ若し地にテ示せる者を拒し彼等免かる事なかりしならん況て我儕天より示せる者を拒て免ることを得んや。昔ハ其聲地を震へリ今ハ彼つけて曰く我また一次地のみならず天をも震ハん。六の再一次と音るハ震るべき

七 但七〇十四
 七 但七〇十五
 七 但七〇十六
 七 但七〇十七
 七 但七〇十八
 七 但七〇十九
 七 但七〇二十
 七 但七〇二十一
 七 但七〇二十二
 七 但七〇二十三
 七 但七〇二十四
 七 但七〇二十五
 七 但七〇二十六
 七 但七〇二十七
 七 但七〇二十八
 七 但七〇二十九
 七 但七〇三十
 七 但七〇三十一
 七 但七〇三十二
 七 但七〇三十三
 七 但七〇三十四
 七 但七〇三十五
 七 但七〇三十六
 七 但七〇三十七
 七 但七〇三十八
 七 但七〇三十九
 七 但七〇四十
 七 但七〇四十一
 七 但七〇四十二
 七 但七〇四十三
 七 但七〇四十四
 七 但七〇四十五
 七 但七〇四十六
 七 但七〇四十七
 七 但七〇四十八
 七 但七〇四十九
 七 但七〇五十

者の棄られんことを示す此等の遣られたるハ震ハれざる者の存んため也。是故に我儕震れざる國を得たれ思に感じて皮み敬ひ神の意旨に合ふ所をもて之事ふべし。夫われらの神ハ燄盡す火なり。なんぢら恒に兄弟の相愛する心を存べし。遠人を接待事を忘る勿れ或人かく行たれば知すして天使を接待せり。己ごも囚るゝが如く囚者を念へ爾曹も亦身に在が故に苦む者を念ふべし。なんぢら婚姻の事を凡て費め又牀をも汚すこと勿れ神ハ苟合また奸淫する者の罪を定むべし。なんぢら世を過るに食ることをせず有さるを以て足りさせよ。蓋しわれ爾を去す更に爾を棄じと云給ひたれど也。然レ我儕毅然して曰べし主われを助る者なれど畏な一人われに何をか行ん。神の道を爾曹に教へ爾曹を導く者を念へ其行の果を觀てその信仰に效ふべし。イエスキリストハ昨日も今日も永遠不變らざる也。萬殊なる教と異なる教に搖蕩さる事勿れ思に由て心を堅固せられ飲食に由ざるハ善一飲食に由て行ひた

新約全書希伯來書終

Blank space for the main text on the right page.

イ 徒十五〇十三
二 加一〇十九
三 徒廿六〇七
四 大五〇十至十
五 羅五〇三四

新約全書使徒十一の書

イ 徒十五〇十三
二 加一〇十九
三 徒廿六〇七
四 大五〇十至十
五 羅五〇三四
六 一 羅五〇七至十
七 路廿一〇十九
八 路十五〇廿至廿四
九 王上三〇九至十二
十 可十一〇六
十一 來十一〇六
十二 何十〇二
十三 母上二〇八
十四 大五〇三
十五 百十四〇二
十六 賽四十九〇六
十七 詩四十九〇六
十八 至十四
十九 至十四
二十 至十四
二十一 至十四
二十二 至十四
二十三 至十四
二十四 至十四
二十五 至十四
二十六 至十四
二十七 至十四
二十八 至十四
二十九 至十四
三十 至十四
三十一 至十四
三十二 至十四
三十三 至十四
三十四 至十四
三十五 至十四
三十六 至十四
三十七 至十四
三十八 至十四
三十九 至十四
四十 至十四
四十一 至十四
四十二 至十四
四十三 至十四
四十四 至十四
四十五 至十四
四十六 至十四
四十七 至十四
四十八 至十四
四十九 至十四
五十 至十四
五十一 至十四
五十二 至十四
五十三 至十四
五十四 至十四
五十五 至十四
五十六 至十四
五十七 至十四
五十八 至十四
五十九 至十四
六十 至十四
六十一 至十四
六十二 至十四
六十三 至十四
六十四 至十四
六十五 至十四
六十六 至十四
六十七 至十四
六十八 至十四
六十九 至十四
七十 至十四
七十一 至十四
七十二 至十四
七十三 至十四
七十四 至十四
七十五 至十四
七十六 至十四
七十七 至十四
七十八 至十四
七十九 至十四
八十 至十四
八十一 至十四
八十二 至十四
八十三 至十四
八十四 至十四
八十五 至十四
八十六 至十四
八十七 至十四
八十八 至十四
八十九 至十四
九十 至十四
九十一 至十四
九十二 至十四
九十三 至十四
九十四 至十四
九十五 至十四
九十六 至十四
九十七 至十四
九十八 至十四
九十九 至十四
一百 至十四

神および主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散る十二の支派に

安を問 わが兄弟よ若なんぢら各様の試誘に遇ハ之を喜ぶべき事さすべ

蓋なんぢらの受る信仰の試みハ爾曹をして忍耐を生ぜしむる事知む

なり なんぢら全く且備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く働か

めよ 爾曹の中も智慧足ざる者あらバ夫の咎る事なく惜事なく

て衆人に予る神に求め然ぞ予られん 然ぞ疑ふ事なく信じて之を求

むべし疑ふ者ハ風に撼されて翻へる海浪の如し 斯の如き人ハ主より何

物をも受る事想ふ勿れ 斯の如き人ハ忒心にして其行ふ所の事すべて定

準なり 卑き兄弟ハ其高せらる事を喜樂させよ 富る者ハ其卑せらる

る事を喜樂させよ 蓋草の花の如く逝べければ也 十二 それ口出て熱草を枯

せむ其花おち其美しき容き仰富る者も亦かくの如く其爲さる半にして

已まづ亡ん 忍て試誘を受る者ハ福なり 蓋こころみを経て善とせらる

事

事

事

事

事

事

マ 啓前九〇廿五
 ナ 啓前四〇八
 レ 啓九〇十九廿
 ソ 創三〇六
 ツ 啓前四〇七
 ナ 啓前四〇七
 ラ 啓前四〇七
 ム 啓前四〇七
 ヨ 啓前四〇七
 井 啓前四〇七
 オ 啓前四〇七
 ク 啓前四〇七
 ナ 啓前四〇七
 マ 啓前四〇七

時ハ生命の冕を受べければ也六の冕ハ主己を愛する者に約束し給ひ一所のもの也 誘る者ハ神われを惡に誘ふと言なけれ神ハ惡に誘れず亦人をも惡に誘ひ給はず 人惡に誘るハ己の慾に引れて誘はる也 慾すて孕て罪なうみ罪すてに成て死を生 わが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ 凡の善賜と全き賜ハみな上より諸の光明の父より降るなり父ハ變る事無また轉動て顯る影もなき者なり 十八 己の旨に循ひ眞道を以て我儕を生り是我儕をして其造る所の物の中にて初に結べる果の如き者となり一めん爲なり 十九 是故に我が愛する兄弟よ人おのゝ聽こを速かに一語ることを徐し怒ることを徐すべし 二十 その人の怒ハ神の義を行ふ事をせざれど也 然る諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹その心に殖たる所の靈魂を救得る道を受べし 三三 なんぢら道を行ふ者となるべし徒これ聞のみにして自己を欺く者さふる勿れ 三三 それ道を聞のみにして之を行はざる者ハ鏡に向て本來の面をみる人に似たり 三三 己を照し視て去

ナ 啓前九〇廿五
 フ 啓前四〇七
 コ 啓前四〇七
 エ 啓前四〇七
 テ 啓前四〇七
 ア 啓前四〇七
 サ 啓前四〇七
 ニ 啓前四〇七
 ミ 啓前四〇七

のち直に其如何なる相貌なりしかを忘る 然ハ自由なる全き律法を切々に觀て離れざる者ハ是功を行ふ者にして聞て忘る者よ非ず斯人その行ふところ福あらん 爾曹のうち誰か若みづから神に事る者さ意ひて其舌を淨につけず自ら其心を欺かど其事ることハ徒然なり 神ふる父の前に潔して穢なく事ることハ孤子と寡婦を其患難の中より眷顧また自ら守て世よ汚れざる是なり

三 己が兄弟よ爾曹榮の主なる我儕の主イエスキリストの信仰の道を守らんハ人々を偏視ること勿れ 二 もし人金環をはめ美しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧しき人汚たる衣服を着て來らんよ 三 なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾この榮位よ坐れと曰また貧者に爾彼處に立さいひ或ハ我が足下に坐れと曰ハ 爾曹ハ各人のうち區別を立また惡念を以て人を分もの非すや 五 わが愛する兄弟よ聽け神ハ斯世の貧者を選て信仰し富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣べき者さならしめ給ふ

シ 非ずや 然るに爾曹貧者を藐視たり爾曹を凌辱また裁列所より其のハ
 エ 貧者に非ずや 彼等ハ爾曹が稱らるる所の美名を聽す者に非ずや 爾曹
 ヒ もし聖書に載る所の己の如く爾の隣を受すべしと云る貴き法を守らば其
 行ふところ善 然る若し人を偏視ることをせむ是罪を行ふなり律法爾曹
 を定めて罪人とせん 人律法を悉く守ることも若その一に贖かざれば此全を犯
 すなり 十一 それ姦淫する勿れと言ふ者また殺すも勿れと言ふ者姦淫せ
 すとも若し殺すことをせむ律法を犯す者となる也 十二 なんぢら言ふこと行
 ふこと自由の律法に循て物を受んとする者の如くすべし 憐むことをせ
 ざる者ハ鞠ぐるゝ時また憐まるゝこと無らん 矜恤ハ鞠ハ勝なり 十四 わが
 兄弟よ人自ら信仰ありと言て若し行なく何の益あらん乎その信仰い
 だ彼を救ひ得んや 十五 もし兄弟あるひハ姊妹裸躰にて日用の糧に乏かりん
 に 爾曹のうち或人これに曰て安然にして往け願くハ爾曹温かよして飽
 ことを得よと而して其身體に無てならぬ物を之に予すハ何の益あらん乎

イ 一〇五三
 ロ 一〇五三
 ハ 一〇五三
 ニ 一〇五三
 ホ 一〇五三
 ヘ 一〇五三
 セ 一〇五三
 シ 一〇五三
 ス 一〇五三
 タ 一〇五三
 チ 一〇五三
 ツ 一〇五三
 テ 一〇五三
 ト 一〇五三

ト 此の如く信仰も一行為を兼ざるべきハ乃ち死るなり 或人いハ爾信仰
 あり我行為あり請なんぢが行為を兼ざる信仰を我に示せ我ハ我が行に由て我
 が信仰を爾に示さん 十九 なんぢ神ハ惟一なりと信す如此信するハ善し惡
 鬼も亦信じて戰慄り 二十 鬼なる人ハ行為を兼ざる信仰の死ることを爾知
 んと欲ふや 我儕の先祖アブラハムその子イサクを壇の上に獻て義とせ
 られたるハ行に由に非ずや 三三 その信仰行と共に働き且行に由て信仰全備
 を得たるを爾見べし 三三 これ聖書に録してアブラハム神を信す其信仰を義
 とせられたりと有に應へり彼また神の友と稱れたり 二四 なんぢら人の義と
 せらるるハ信仰のみ由に非ず行に由てこそ知なるべし 二五 また妓婦ラバ
 プ使者を受これ他を他の途より去しめて義とせられたるハ行よ由に非ずや
 身もし靈魂はなるれど死るごさく信仰も行ひ離れど死るなり
 二六 わが兄弟よ爾多師なる可らず蓋われら師たる者の罰を受る
 こと尤も重き知むなり 二七 われらハ皆まじく 愆を爲る者なり人もし言に

一 一〇五三
 二 一〇五三
 三 一〇五三
 四 一〇五三
 五 一〇五三
 六 一〇五三
 七 一〇五三
 八 一〇五三
 九 一〇五三
 十 一〇五三
 十一 一〇五三
 十二 一〇五三
 十三 一〇五三
 十四 一〇五三
 十五 一〇五三
 十六 一〇五三
 十七 一〇五三
 十八 一〇五三
 十九 一〇五三
 二十 一〇五三
 二十一 一〇五三
 二十二 一〇五三
 二十三 一〇五三
 二十四 一〇五三
 二十五 一〇五三
 二十六 一〇五三
 二十七 一〇五三
 二十八 一〇五三
 二十九 一〇五三
 三十 一〇五三
 三十一 一〇五三
 三十二 一〇五三
 三十三 一〇五三

レ 節廿二〇九
 怒なくども是全人にして全體よ譽を置得るなり 三 夫われら馬を己よ馴かせ
 んとして其口に譽を置さきハ其全體を取すべし 四 舟も亦その形ハ大く且
 狂風に追るも小舵を以て舵子の意の隨よ之を運すなり 五 此の如く舌
 も亦小ものにして誇ること大なり 視よ微火いかに大なる林を燃すを 六 舌
 ハ即ち火すなハち惡の世界なり 舌ハ百體の中に備りありて全體を汚し又
 全世界を燃すなり 舌の火ハ地獄より燃出 七 それ各類の獸禽昆蟲海に在も
 の皆制を受また既に人に制せられたり 八 然ど人たれも舌を制し能はず乃
 ち抑がたき惡にして死毒の充るもの也 九 我儕これを以て主なる父を祝ま
 た之をもて神の形よ像りて造られたる人を誣ふ 十 祝と誣一の口より出わ
 が兄弟よ此の如きことハ有べきに非ず 十一 泉の源ハ一穴より 甘水と苦水を並
 に出さん乎 十二 わが兄弟よ無花果の樹 橄欖の果を結び或ハ葡萄の樹 無花果
 の果を結ぶことを得んや 斯の如く 泉の源鹹水と淡水を並に出すこと能ハ
 ず 十三 爾曹のうち智くして聰明ものハ誰なるや 柔和なる智慧を以て善行を

ク 節三〇七廿七
 三 節三〇九
 二 節三〇八
 一 節三〇七
 節三〇六
 節三〇五
 節三〇四
 節三〇三
 節三〇二
 節三〇一
 節三〇〇
 節二九九
 節二九八
 節二九七
 節二九六
 節二九五
 節二九四
 節二九三
 節二九二
 節二九一
 節二九〇
 節二八九
 節二八八
 節二八七
 節二八六
 節二八五
 節二八四
 節二八三
 節二八二
 節二八一
 節二八〇
 節二七九
 節二七八
 節二七七
 節二七六
 節二七五
 節二七四
 節二七三
 節二七二
 節二七一
 節二七〇
 節二六九
 節二六八
 節二六七
 節二六六
 節二六五
 節二六四
 節二六三
 節二六二
 節二六一
 節二六〇
 節二五九
 節二五八
 節二五七
 節二五六
 節二五五
 節二五四
 節二五三
 節二五二
 節二五一
 節二五〇
 節二四九
 節二四八
 節二四七
 節二四六
 節二四五
 節二四四
 節二四三
 節二四二
 節二四一
 節二四〇
 節二三九
 節二三八
 節二三七
 節二三六
 節二三五
 節二三四
 節二三三
 節二三二
 節二三一
 節二三〇
 節二二九
 節二二八
 節二二七
 節二二六
 節二二五
 節二二四
 節二二三
 節二二二
 節二二一
 節二二〇
 節二一九
 節二一八
 節二一七
 節二一六
 節二一五
 節二一四
 節二一三
 節二一二
 節二一一
 節二一〇
 節二〇九
 節二〇八
 節二〇七
 節二〇六
 節二〇五
 節二〇四
 節二〇三
 節二〇二
 節二〇一
 節二〇〇
 節一九九
 節一九八
 節一九七
 節一九六
 節一九五
 節一九四
 節一九三
 節一九二
 節一九一
 節一九〇
 節一八九
 節一八八
 節一八七
 節一八六
 節一八五
 節一八四
 節一八三
 節一八二
 節一八一
 節一八〇
 節一七九
 節一七八
 節一七七
 節一七六
 節一七五
 節一七四
 節一七三
 節一七二
 節一七一
 節一七〇
 節一六九
 節一六八
 節一六七
 節一六六
 節一六五
 節一六四
 節一六三
 節一六二
 節一六一
 節一六〇
 節一五九
 節一五八
 節一五七
 節一五六
 節一五五
 節一五四
 節一五三
 節一五二
 節一五一
 節一五〇
 節一四九
 節一四八
 節一四七
 節一四六
 節一四五
 節一四四
 節一四三
 節一四二
 節一四一
 節一四〇
 節一三九
 節一三八
 節一三七
 節一三六
 節一三五
 節一三四
 節一三三
 節一三二
 節一三一
 節一三〇
 節一二九
 節一二八
 節一二七
 節一二六
 節一二五
 節一二四
 節一二三
 節一二二
 節一二一
 節一二〇
 節一一九
 節一一八
 節一一七
 節一一六
 節一一五
 節一一四
 節一一三
 節一一二
 節一一一
 節一一〇
 節一〇九
 節一〇八
 節一〇七
 節一〇六
 節一〇五
 節一〇四
 節一〇三
 節一〇二
 節一〇一
 節一〇〇
 節九九
 節九八
 節九七
 節九六
 節九五
 節九四
 節九三
 節九二
 節九一
 節九〇
 節八九
 節八八
 節八七
 節八六
 節八五
 節八四
 節八三
 節八二
 節八一
 節八〇
 節七九
 節七八
 節七七
 節七六
 節七五
 節七四
 節七三
 節七二
 節七一
 節七〇
 節六九
 節六八
 節六七
 節六六
 節六五
 節六四
 節六三
 節六二
 節六一
 節六〇
 節五九
 節五八
 節五七
 節五六
 節五五
 節五四
 節五三
 節五二
 節五一
 節五〇
 節四九
 節四八
 節四七
 節四六
 節四五
 節四四
 節四三
 節四二
 節四一
 節四〇
 節三九
 節三八
 節三七
 節三六
 節三五
 節三四
 節三三
 節三二
 節三一
 節三〇
 節二九
 節二八
 節二七
 節二六
 節二五
 節二四
 節二三
 節二二
 節二一
 節二〇
 節一九
 節一八
 節一七
 節一六
 節一五
 節一四
 節一三
 節一二
 節一一
 節一〇
 節九
 節八
 節七
 節六
 節五
 節四
 節三
 節二
 節一

彰すべし 然ど若なんぢら心の中に苦嫉と忿争を懐かば 是眞理に背なり
 眞理に背て誇る勿れ 又謙る勿れ 斯る智慧ハ上より下るに非ず 地に屬る
 もの情慾よ屬るもの惡魔に屬るもの也 十六 斯の嫉妬と忿争ある所にハ 亂さ
 諸般の惡事とあれば也 然ど上よりの智慧ハ 第一に 深く 次よ 平和寛容
 柔順かつ 矜恤と 善果みち 人を偏視す また 偽なきもの也 十八 義の果ハ 平和を
 行ふ者の 平和を以て種に由て結ぶなり

節四 爾曹の中の戦闘と争競ハ 何より來しや 爾曹の百體の中に 戦ふ所の
 慾より來し 非ずや 爾曹貪れども 得ず 殺すことをし 嫉こさを爲ども 得こ
 き能はず 爾曹争競と 戦闘せり 爾曹を求ざるに 因て得ざる也 三 なんぢら 求
 てふは 得ざるハ 爾曹慾のために 費さんとして 妄に 求めるが故なり 姦淫を
 行ふ 男女よ 爾曹世を友とするハ 神に 敵するなるを 知ざらんや 世の 友さなら
 んことを 欲ふ者ハ 神の 敵なり 五 聖書よ 神の 我儕の 裏に住しめ 給ふ 靈熱心
 を以て 我儕を愛むと 語るを 爾曹 虚きふと 意ふや 六 神更に 大なる 恩恵を

七 彼三〇三至十
 八 彼三〇三至十
 九 彼三〇三至十
 一〇 彼三〇三至十
 一一 彼三〇三至十
 一二 彼三〇三至十
 一三 彼三〇三至十
 一四 彼三〇三至十
 一五 彼三〇三至十
 一六 彼三〇三至十
 一七 彼三〇三至十
 一八 彼三〇三至十
 一九 彼三〇三至十
 二〇 彼三〇三至十
 二一 彼三〇三至十
 二二 彼三〇三至十
 二三 彼三〇三至十
 二四 彼三〇三至十
 二五 彼三〇三至十
 二六 彼三〇三至十
 二七 彼三〇三至十
 二八 彼三〇三至十
 二九 彼三〇三至十
 三〇 彼三〇三至十
 三一 彼三〇三至十
 三二 彼三〇三至十
 三三 彼三〇三至十
 三四 彼三〇三至十
 三五 彼三〇三至十
 三六 彼三〇三至十
 三七 彼三〇三至十
 三八 彼三〇三至十
 三九 彼三〇三至十
 四〇 彼三〇三至十
 四一 彼三〇三至十
 四二 彼三〇三至十
 四三 彼三〇三至十
 四四 彼三〇三至十
 四五 彼三〇三至十
 四六 彼三〇三至十
 四七 彼三〇三至十
 四八 彼三〇三至十
 四九 彼三〇三至十
 五〇 彼三〇三至十
 五一 彼三〇三至十
 五二 彼三〇三至十
 五三 彼三〇三至十
 五四 彼三〇三至十
 五五 彼三〇三至十
 五六 彼三〇三至十
 五七 彼三〇三至十
 五八 彼三〇三至十
 五九 彼三〇三至十
 六〇 彼三〇三至十
 六一 彼三〇三至十
 六二 彼三〇三至十
 六三 彼三〇三至十
 六四 彼三〇三至十
 六五 彼三〇三至十
 六六 彼三〇三至十
 六七 彼三〇三至十
 六八 彼三〇三至十
 六九 彼三〇三至十
 七〇 彼三〇三至十
 七一 彼三〇三至十
 七二 彼三〇三至十
 七三 彼三〇三至十
 七四 彼三〇三至十
 七五 彼三〇三至十
 七六 彼三〇三至十
 七七 彼三〇三至十
 七八 彼三〇三至十
 七九 彼三〇三至十
 八〇 彼三〇三至十
 八一 彼三〇三至十
 八二 彼三〇三至十
 八三 彼三〇三至十
 八四 彼三〇三至十
 八五 彼三〇三至十
 八六 彼三〇三至十
 八七 彼三〇三至十
 八八 彼三〇三至十
 八九 彼三〇三至十
 九〇 彼三〇三至十
 九一 彼三〇三至十
 九二 彼三〇三至十
 九三 彼三〇三至十
 九四 彼三〇三至十
 九五 彼三〇三至十
 九六 彼三〇三至十
 九七 彼三〇三至十
 九八 彼三〇三至十
 九九 彼三〇三至十
 一〇〇 彼三〇三至十

予ふ此に由ていふ神ハ驕傲者を拒ぎ謙卑者に恩を予ふ也 是故に爾曹神
 一 服ハ惡魔を拒げ然バ彼なんぢらを逃去ん 八 なんぢら神ハ近け然バ神なん
 ぢらに近き給はん罪人ハ爾曹の手を潔せよ二心の者ハ爾曹の心を潔くせよ
 九 なんぢら苦め哀れ哭なんぢらの笑を哀哭に易し爾曹の歡樂を憂に易し
 十 自己を主の前に卑せよ然バ主なんぢらを高せん 兄弟ハ互に誇る勿れ兄
 弟を誇あるひハ兄弟を驕する者ハ律法を誇り律法を驕するなり爾もし律
 法を驕せバ律法を行ふ者に非ず律法を驕する者なり 律法をたて人を驕
 する者ハ惟一なり彼の救ふこと滅すことを爲得る也ふんぢ誰なれば隣を
 驕する乎 一三 われら今日明日某の邑にゆき彼處ハ一年さまり賣買して利
 を得んといふ者ハ 一四 なんぢら明日の事を知す爾曹の生命ハ何ぞ暫く現れ
 て遂に消る霧なり 一五 爾曹の言ハ此に見て如此いへ主もし許し給ハ我僕
 活て或ハ此事あるひハ彼事を行ん 一六 然バ今なんぢら驕りて誇ることを
 爲凡て此の如き誇ハ惡なり 一七 人善を行ふ事を知て之を行はざるハ罪なり

五 彼三〇三至十
 六 彼三〇三至十
 七 彼三〇三至十
 八 彼三〇三至十
 九 彼三〇三至十
 一〇 彼三〇三至十
 一一 彼三〇三至十
 一二 彼三〇三至十
 一三 彼三〇三至十
 一四 彼三〇三至十
 一五 彼三〇三至十
 一六 彼三〇三至十
 一七 彼三〇三至十
 一八 彼三〇三至十
 一九 彼三〇三至十
 二〇 彼三〇三至十
 二一 彼三〇三至十
 二二 彼三〇三至十
 二三 彼三〇三至十
 二四 彼三〇三至十
 二五 彼三〇三至十
 二六 彼三〇三至十
 二七 彼三〇三至十
 二八 彼三〇三至十
 二九 彼三〇三至十
 三〇 彼三〇三至十
 三一 彼三〇三至十
 三二 彼三〇三至十
 三三 彼三〇三至十
 三四 彼三〇三至十
 三五 彼三〇三至十
 三六 彼三〇三至十
 三七 彼三〇三至十
 三八 彼三〇三至十
 三九 彼三〇三至十
 四〇 彼三〇三至十
 四一 彼三〇三至十
 四二 彼三〇三至十
 四三 彼三〇三至十
 四四 彼三〇三至十
 四五 彼三〇三至十
 四六 彼三〇三至十
 四七 彼三〇三至十
 四八 彼三〇三至十
 四九 彼三〇三至十
 五〇 彼三〇三至十
 五一 彼三〇三至十
 五二 彼三〇三至十
 五三 彼三〇三至十
 五四 彼三〇三至十
 五五 彼三〇三至十
 五六 彼三〇三至十
 五七 彼三〇三至十
 五八 彼三〇三至十
 五九 彼三〇三至十
 六〇 彼三〇三至十
 六一 彼三〇三至十
 六二 彼三〇三至十
 六三 彼三〇三至十
 六四 彼三〇三至十
 六五 彼三〇三至十
 六六 彼三〇三至十
 六七 彼三〇三至十
 六八 彼三〇三至十
 六九 彼三〇三至十
 七〇 彼三〇三至十
 七一 彼三〇三至十
 七二 彼三〇三至十
 七三 彼三〇三至十
 七四 彼三〇三至十
 七五 彼三〇三至十
 七六 彼三〇三至十
 七七 彼三〇三至十
 七八 彼三〇三至十
 七九 彼三〇三至十
 八〇 彼三〇三至十
 八一 彼三〇三至十
 八二 彼三〇三至十
 八三 彼三〇三至十
 八四 彼三〇三至十
 八五 彼三〇三至十
 八六 彼三〇三至十
 八七 彼三〇三至十
 八八 彼三〇三至十
 八九 彼三〇三至十
 九〇 彼三〇三至十
 九一 彼三〇三至十
 九二 彼三〇三至十
 九三 彼三〇三至十
 九四 彼三〇三至十
 九五 彼三〇三至十
 九六 彼三〇三至十
 九七 彼三〇三至十
 九八 彼三〇三至十
 九九 彼三〇三至十
 一〇〇 彼三〇三至十

富者ハ爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべし 二 爾曹の財ハ
 朽なんぢらの衣服ハ黴ひ 三 爾曹の金銀ハ銹腐れり此銹證を爲て爾曹を攻
 かつ火の如く爾曹の肉を蝕入爾曹ハ末の日に在てなほ財を蓄ふるも
 せり 四 視よ爾曹が其田を獲せし雇人に予ざる値ハ叫び其刈し者の呼聲
 ハ既に萬軍の主の耳に入り 五 なんぢら地ハ在て善樂み居らるる日に在て
 尙その心を悦むせり 六 なんぢら義者を罪ハ定め且ふれを殺せり彼なんぢ
 らを拒ざりき 七 兄弟ハ忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き産を得
 を望みて前と後との雨を得まで久く忍て之を待り 八 爾曹も忍べ爾曹の心
 を堅せよ蓋主の臨り給ふと近けど也 九 兄弟ハ爾曹互に怨るふと勿れ恐
 くハ罪ハ定られん視よ鞠するもの門の前に立り 一〇 兄弟ハ爾曹主の名ハ託
 て語りし預言者を苦と忍との式とすべし 一一 われら忍ぶ者ハ福なり忍ぶ
 也なんぢら替てヨナの忍を聞きまいかに彼に行給ひし乎その結局を見よ
 一 二 即ち主ハ慈悲深く且矜恤ある者なり 一三 兄弟ハ一切誓ふ勿れ或ハ天あるひハ地

エ 哥林前二〇七
テ 帖前二〇三
二 帖前二〇四
ア 第五〇九
ク 第六〇三
キ 第六〇四
コ 第六〇六
セ 第六〇七
ソ 第六〇九
ツ 第六一〇
リ 第六一〇
ハ 第六一〇
ニ 第六一〇
ホ 第六一〇
ヘ 第六一〇
ト 第六一〇
チ 第六一〇
ル 第六一〇
レ 第六一〇
ヲ 第六一〇
ヨ 第六一〇
コ 第六一〇
シ 第六一〇
ス 第六一〇

あるひは他物を指て咎ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐くハ爾曹
罪に定られん 爾曹のうち誰か苦む者ある乎あらむ祈禱せよ誰か喜ぶ者
あるか有むその人讚美せよ 爾曹のうち誰か病る者ある乎あらむ教會の
長老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃ぎ之が爲に祈ん され
信仰より出る祈禱ハ病者を救ふべし主ふれを起さん若し罪を犯しむる
有む赦れん 十六 なんぢら互に過ちを認めらし且病を癒るゝふさを得ん爲に
互に祈るべし義者の篤き祈禱ハ力ある者なり 十七 エリヤハ我儕と同情の人
あり彼雨降ざるふとを切に祈りければ三年六ヶ月の間地に雨降ざりき 十八
また祈りければ天より雨ふりて地その産を抽出せり 十九 わが兄弟よ爾曹の
うち或ハ眞の道より迷る者あらんよ誰か之を引反さば 二十 此人知べし罪人
を其迷る道より引反すハ乃ち其靈魂を死より救かつ多の罪を掩ふふさを

新約全書雅各書終

イ 六十
ハ 九
ニ 八
ホ 一
ヘ 一
ト 一
チ 一
ル 一
レ 一
ヲ 一
ヨ 一
コ 一
シ 一
ス 一

新約全書使徒ハテロ前書

イ 六十
ハ 九
ニ 八
ホ 一
ヘ 一
ト 一
チ 一
ル 一
レ 一
ヲ 一
ヨ 一
コ 一
シ 一
ス 一

第一 一 イエスキリストの使徒ハテロ書をポイントガラテヤカバドキアアシ
アピテニアに散て置る者 即ち父ある神福音に順はしめイエスキリス
トの血に澆れしめんとして其預じめ知たまふ所に循ひ靈の聖潔をもて選
び給ひし人々よ爾曹に恩寵さ平康の増んふさを○ 三 讃へべきか
な神われらを主イエスキリストの父かれ其大なる矜恤を以て我儕を再び
生我儕のしてイエスキリストの甦り給ひしふさに由て活る望を得させ
亦われらの爲よ天よ職ある朽す汚れす衰へざる嗣業を得しめ給ふなり 五
なんぢら信仰に由て神の能よ護られ已に備ある所の末時に顯れんとする
救を得なり 六 之に由て爾曹喜べり今暫く各様の艱難に遇て憂ざるを得ず
と雖も却て喜をなせり 爾曹の信仰を試みらるゝハ壞る金の火に試みら
るゝよりも實くして爾曹イエスキリストの顯れ給はん時よ稱讚と尊貴と
榮光を得に至らん 爾曹イエスを見されども之を愛し今見すといへども

ナ 六百六十二
 ナ 六百六十三
 ナ 六百六十四
 ナ 六百六十五
 ナ 六百六十六
 ナ 六百六十七
 ナ 六百六十八
 ナ 六百六十九
 ナ 六百七十
 ナ 六百七十一
 ナ 六百七十二
 ナ 六百七十三
 ナ 六百七十四
 ナ 六百七十五
 ナ 六百七十六
 ナ 六百七十七
 ナ 六百七十八
 ナ 六百七十九
 ナ 六百八十
 ナ 六百八十一
 ナ 六百八十二
 ナ 六百八十三
 ナ 六百八十四
 ナ 六百八十五
 ナ 六百八十六
 ナ 六百八十七
 ナ 六百八十八
 ナ 六百八十九
 ナ 六百九十
 ナ 六百九十一
 ナ 六百九十二
 ナ 六百九十三
 ナ 六百九十四
 ナ 六百九十五
 ナ 六百九十六
 ナ 六百九十七
 ナ 六百九十八
 ナ 六百九十九
 ナ 七百

信じて喜ぶ其快樂ハ言ひたく且榮光あり 蓋なんぢら信仰の效すなはち
 靈魂の救を得るに因 爾曹が受る所の恩を預言せし預言者等ハ此救に係
 る事を探索かつ推究れたり 即ち彼等その裏に居キリストの靈キリスト
 の受んとする苦難と其のち得んとする榮を預じめ証したる此ハ何の日の
 かなる時を示せるを推究れたり 彼等ハ黙示を蒙りて其傳る所の事おの
 れの爲に非ず爾曹の爲なるふことを知り其傳へし事ハ今天より遣り給ふ聖
 靈に由て福音を傳る者の爾曹に告る所の事なり 斯事ハ天の使等も知んふ
 ことを欲へり 然バ爾曹心の腰に帶して慎みイエスキリストの顯れ給ふ時
 なんぢらに來らんとする恩恵を疑ハすして望むべし なんぢら孝子なる
 に因て從前の蒙昧時の怒に效ふふことなく 爾曹を召給ふ聖者に效て凡の
 行を潔すべし 其ハ録して我潔ければ爾曹も潔すべしと有むなり 人を
 偏視す各人の行に由て鞠く者を爾曹もし父と呼ば世に寄れる日を懼れて
 過すべし 蓋なんぢら願はれて先祖より傳りたる徒き行より離れしハ銀

ナ 六百六十二
 ナ 六百六十三
 ナ 六百六十四
 ナ 六百六十五
 ナ 六百六十六
 ナ 六百六十七
 ナ 六百六十八
 ナ 六百六十九
 ナ 六百七十
 ナ 六百七十一
 ナ 六百七十二
 ナ 六百七十三
 ナ 六百七十四
 ナ 六百七十五
 ナ 六百七十六
 ナ 六百七十七
 ナ 六百七十八
 ナ 六百七十九
 ナ 六百八十
 ナ 六百八十一
 ナ 六百八十二
 ナ 六百八十三
 ナ 六百八十四
 ナ 六百八十五
 ナ 六百八十六
 ナ 六百八十七
 ナ 六百八十八
 ナ 六百八十九
 ナ 六百九十
 ナ 六百九十一
 ナ 六百九十二
 ナ 六百九十三
 ナ 六百九十四
 ナ 六百九十五
 ナ 六百九十六
 ナ 六百九十七
 ナ 六百九十八
 ナ 六百九十九
 ナ 七百

金の如き壞る物に由り非ず 疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に
 由るふことを知むなり 二十 キリスト世基を置ざりし先に定られ此末時ハ爾曹
 の爲に顯れ給へり 爾曹ハキリストを信ぜし且ふれに榮を予へ給ひし神
 をキリストに由て信する者なり是故に爾曹の信仰を望ハ神に由り 爾曹
 すでに靈により眞理を循ひて靈魂を潔め偽なく兄弟を愛するに至たれど
 潔心をもて互に篤く相愛すべし 三三 爾曹が再び生るるハ壞べき種に由り非
 ず壞べからざる種すなはち窮なく存つ神の活る道に由なり 二四 それ人ハ既
 に草の如く其榮ハ凡の草の花の如し草ハ枯れその花ハ落 然る主の道ハ窮
 なく存なり 爾曹に宣傳る福音ハ乃ちふの道なり
 二五 是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また偽善嫉妬および諸の勝
 言を棄て 今生れし嬰兒の乳を慕ふ如く爾曹心を養ふ眞乳を慕ふべし 此
 に由て爾曹長て救に至らん 三 なんぢら嘗て主を仁ある者と知たらんに
 ハ斯の如すべし 四 主ハ人に棄られ給へし神に選られたる貴き活石なり 五 爾

リ 二〇二六
 ナ 二〇二六
 ヌ 二〇二六
 ラ 二〇二六
 ナ 二〇二六
 ヌ 二〇二六
 ラ 二〇二六
 ナ 二〇二六
 ヌ 二〇二六
 ラ 二〇二六
 ナ 二〇二六
 ヌ 二〇二六
 ラ 二〇二六

曹かれに來り活石の如く建てられて靈の室となり亦潔き祭司となりイエス
 キリストに由て神に悦ぶる靈の祭物を獻べし
 六 その聖書に録して我選
 し所の貴き隅の首石をシチンに置かれを信する者ハ辱しめられじと有
 なり
 七 六の石信する爾曹にハ貴き物となり信せざる者にハ工師に棄られ
 て隅の首石となれる石となり
 八 また置る石礎ぐる岩と爲なり彼等ハ道
 信せざるハ因て之ハ置る此ハ彼等かく定られたる也
 九 爾曹ハ選れたる族
 王なる祭司聖民神ハ屬する者なり此ハ爾曹をして召て幽暗より出し其異
 光
 に入給ひし者己の徳を顯さしめん爲に爾曹を此の如き者となし給へる也
 十 爾曹ハ素民に非ず然今神の民となる素牲體を受す然今牲體を受た
 り
 十一 愛する者ハ我なんぢらに勸む爾曹ハ資旅また寄寓者なれば靈魂に
 逆ひて眠る肉の慾を去べし
 十二 又なんぢら異邦人の中ハ在て善行を作べし
 是爾曹を誇りて悪を行ふ者と言ふ異邦人をして爾曹の善行を見て眷顧た
 る
 十三 日ハ神を崇しめん爲なり
 十四 なんぢら主の爲に凡て人の立る所の者

イ ス 七
 モ 七
 エ 七
 シ 七
 メ 七
 ニ 七
 サ 七
 タ 七
 エ 七
 フ 七
 ナ 七

服へ或ハ上にある王 或ハ悪を行ふ者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王
 リ遣されたる方伯に服ふべし
 十五 蓋なんぢら善を行ふを以て恐なる人の無
 知の言を止るハ神の旨なれど也
 十六 なんぢら自由なる者の如くせよ然ど其
 自由を以て惡を掩ふふさなく神の僕しもべの如すべし
 十七 衆の人を敬ひ兄弟を愛
 し神を畏れ王を尊ぶべし
 十八 僕なる者ハ畏懼を以て主人に服ふべし只
 善良者柔和なる者ハのみならず苛刻者にも服ふべし
 十九 人もし受べからざる
 苦難をうけ神を敬ひて之を忍ぶ
 二十 爾曹もし過をなし控れ
 て之を忍ぶも何の嘉べき事ならん乎されど若し善をふし苦められて此を
 忍ぶ
 二十 爾曹の召れたるハ之が爲なり蓋キリスト爾曹
 の爲に苦なうけ爾曹をして己の跡に隨ハしめんさて式を爾曹に遣し給へ
 也
 三 三 され罪を犯さす又その口に詭譎なかりき
 四 四 され爾られて爾らす苦
 られて屈言を出さす只義を以て鞠く者に之を託たり
 五 五 され木の上に懸て
 六 六 我儕の罪を自ら己が身ハ任給へり是我儕をして罪に死て後あきらに生しめん爲

ハロ 大七〇七六
 ニ 七十九〇百
 ホ 五〇三三
 ト 五〇三三
 ナ 三〇九
 リ 三〇九
 ヌ 三〇九
 ル 三〇九

なり彼の鞭打れしに因て爾曹醫れたり 二五 それ爾曹も羊の如く迷たり
 しが今なんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり
 妻なる者も爾曹その夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に
 由す妻の行に由て服はん 二 その爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見に因
 てあり 三 爾曹の服飾ハ髪を髷金を掛また衣を着るが如き外面の服飾ハ非
 す 四 心の内の隠たる人すなはち環みふさなき柔和恬靜なる靈を以て
 裝飾すすべし此靈の裝飾ハ神の前よて價貴もの也 五 昔神に依頼みし聖女
 も其夫に服ひて此の如く己を飾たり 六 サラアブラハムに服ひて之を主と
 稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼すば即ちサラの子たる也 七 夫
 たる者も爾曹も妻を遇ふふさ弱き器の如くし理に循ひて之と同居ふれ
 を敬ふふと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの祈禱も阻礙なから
 ん爲なり 八 終に我ふれを言ん爾曹みな心を同うし互に體恤兄弟を愛し
 憐み謙遜 惡を以て惡に報る勿れ語を以て語し報る勿れ御て此の如き人

レ 大七五〇四
 ヲ 二〇二
 ナ 二〇二
 ヌ 二〇二
 ヲ 二〇二
 ナ 二〇二
 ヌ 二〇二
 ヲ 二〇二
 ナ 二〇二
 ヌ 二〇二

の爲に福を求むべし蓋なんぢらの召れたるも福を嗣ん爲なれ也 十 それ
 生命を愛して佳日を送らんと欲ふ者ハ舌を禁て惡を言す唇を縛て詭譎な
 言ざらんふさをせよ 十一 惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追べし 十二
 の目ハ義人の上に止り其耳ハ義人の祈禱に傾き主の面ハ惡を行ふ者に向
 て怒れバ也 十三 爾曹もし熱心に善を行ハ誰か爾曹を害ハん乎 十四 義き
 事の爲も苦めらるるも爾曹福なる者なり人の爾曹を威嚇を畏るる勿れ
 亦愛る勿れ 十五 なんぢら心の中に主なるキリストを崇むべし亦爾曹の裏に
 ある望の緣由を問人にハ柔和と畏懼を以て答をなさんふさを恒に備よ 十六
 かつ答るべきハ善良心も従ふべし是なんぢらを惡を行ふ者も誣ふんぢら
 がキリストに在て行ふ善行を勝る者の自ら愧ん爲なり 十七 若し爾曹が善を
 行ふに因て苦を受るふさ神の意旨ならむ惡を行ふに因て苦を受るに愈れ
 り 十八 キリストも一次罪の爲に苦を受く義者不義者に代り是れらを
 引て神に至らん爲なり彼その肉體ハ殺れ其靈ハ生されり 十九 彼その靈を以て

コ 彼前四〇六
 テ 彼前四〇七
 ア 彼前四〇八
 キ 彼前四〇九
 ニ 彼前四一〇
 ニ 彼前四一一
 エ 彼前四一二
 シ 彼前四一三
 メ 彼前四一四
 ヲ 彼前四一五
 ス 彼前四一六
 シ 彼前四一七
 ヲ 彼前四一八
 ス 彼前四一九
 シ 彼前四二〇
 ヲ 彼前四二一
 ス 彼前四二二
 シ 彼前四二三
 ヲ 彼前四二四
 ス 彼前四二五
 シ 彼前四二六
 ヲ 彼前四二七
 ス 彼前四二八
 シ 彼前四二九
 ヲ 彼前四三〇
 ス 彼前四三一
 シ 彼前四三二
 ヲ 彼前四三三
 ス 彼前四三四
 シ 彼前四三五
 ヲ 彼前四三六
 ス 彼前四三七
 シ 彼前四三八
 ヲ 彼前四三九
 ス 彼前四四〇
 シ 彼前四四一
 ヲ 彼前四四二
 ス 彼前四四三
 シ 彼前四四四
 ヲ 彼前四四五
 ス 彼前四四六
 シ 彼前四四七
 ヲ 彼前四四八
 ス 彼前四四九
 シ 彼前四五〇
 ヲ 彼前四五一
 ス 彼前四五二
 シ 彼前四五三
 ヲ 彼前四五四
 ス 彼前四五五
 シ 彼前四五六
 ヲ 彼前四五七
 ス 彼前四五八
 シ 彼前四五九
 ヲ 彼前五〇〇

獄にある靈に宣傳へたり 二十 六の獄にある靈ハ昔ノ方舟を備る間神の忍
 て待給へるさき従ハざりし靈なり此方舟にいり水よ由て救れし者ハ僅に
 して惟八人なりき 二二 其水よ由て表したるバプテスマイエスキリストの復
 生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマハ肉體の汚穢を除く表に非ず善其
 心神を求る表なり 二三 イエスキリストハ天に往て今神の右に在せり諸の天
 使權威ある者能ある者みな彼に服ふなり
 四 四 キリスト既に我儕の爲に肉體よ苦難を受給ひたれど爾曹も亦その
 心を以て自ら鍛ふべしそハ肉體に苦を受し者ハ罪を斷たれど也 二 され今
 より後人の怒に循ハす神の旨に循ひて肉體に寓れる餘時を過ん爲なり 三
 夫われら既に往し日ハ異邦人の心に從ひて好色私慾沈溺醉 興酒 宴偶像
 を祭る憎べき事を行ひて既や足り 四 なんぢら彼等と儕よ放蕩の極に趨き
 るに因て彼等ふれを怪みて爾曹を誘ふなり 五 されら生者死者を鞠んさ備
 を爲る者に己の事を陳ん 福音ハ死し者よ宣傳へたり豈彼等をして其

ハ 彼前二〇三
 ト 彼前二〇四
 ハ 彼前二〇五
 ヲ 彼前二〇六
 ス 彼前二〇七
 シ 彼前二〇八
 ヲ 彼前二〇九
 ス 彼前二一〇
 シ 彼前二一一
 ヲ 彼前二一二
 ス 彼前二一三
 シ 彼前二一四
 ヲ 彼前二一五
 ス 彼前二一六
 シ 彼前二一七
 ヲ 彼前二一八
 ス 彼前二一九
 シ 彼前二二〇
 ヲ 彼前二二一
 ス 彼前二二二
 シ 彼前二二三
 ヲ 彼前二二四
 ス 彼前二二五
 シ 彼前二二六
 ヲ 彼前二二七
 ス 彼前二二八
 シ 彼前二二九
 ヲ 彼前二三〇
 ス 彼前二三一
 シ 彼前二三二
 ヲ 彼前二三三
 ス 彼前二三四
 シ 彼前二三五
 ヲ 彼前二三六
 ス 彼前二三七
 シ 彼前二三八
 ヲ 彼前二三九
 ス 彼前二四〇
 シ 彼前二四一
 ヲ 彼前二四二
 ス 彼前二四三
 シ 彼前二四四
 ヲ 彼前二四五
 ス 彼前二四六
 シ 彼前二四七
 ヲ 彼前二四八
 ス 彼前二四九
 シ 彼前二五〇
 ヲ 彼前二五一
 ス 彼前二五二
 シ 彼前二五三
 ヲ 彼前二五四
 ス 彼前二五五
 シ 彼前二五六
 ヲ 彼前二五七
 ス 彼前二五八
 シ 彼前二五九
 ヲ 彼前二六〇
 ス 彼前二六一
 シ 彼前二六二
 ヲ 彼前二六三
 ス 彼前二六四
 シ 彼前二六五
 ヲ 彼前二六六
 ス 彼前二六七
 シ 彼前二六八
 ヲ 彼前二六九
 ス 彼前二七〇
 シ 彼前二七一
 ヲ 彼前二七二
 ス 彼前二七三
 シ 彼前二七四
 ヲ 彼前二七五
 ス 彼前二七六
 シ 彼前二七七
 ヲ 彼前二七八
 ス 彼前二七九
 シ 彼前二八〇
 ヲ 彼前二八一
 ス 彼前二八二
 シ 彼前二八三
 ヲ 彼前二八四
 ス 彼前二八五
 シ 彼前二八六
 ヲ 彼前二八七
 ス 彼前二八八
 シ 彼前二八九
 ヲ 彼前二九〇
 ス 彼前二九一
 シ 彼前二九二
 ヲ 彼前二九三
 ス 彼前二九四
 シ 彼前二九五
 ヲ 彼前二九六
 ス 彼前二九七
 シ 彼前二九八
 ヲ 彼前二九九
 ス 彼前三〇〇

肉體ハ人に由て審判を受るも其靈ハ神に由て生命を得しめん爲也 萬
 物の末期廻けり是故に慎みて自ら制するふさを爲て祈禱すべし 何事よ
 りも先たがひに篤く相愛するふさをすべし蓋愛ハ多の罪を掩むなり 九
 んぢら互に吝ふとなく接待すべし 十 神の各様の惡を司る善家宰の如く
 各人その受し所の賜を以て互に施すべし 十一 人もし道を語らば神の示し意
 ひて語るべし人もし服役を作む神の賜ふ能き意ひて服役を作べし是イエ
 スキリストよ由て毎事に神よ榮の歸せん爲なり夫榮と權ハ神に歸して世
 々に至る也アーメン 〇 愛する者よ爾曹を試むる火の如き苦を非常事の
 如くして爾曹異とする勿れ 却てキリストの苦に與るを以て歡樂さすべ
 し然ど其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん 若なんぢらキリストの名の
 爲よ誘れなご福なり蓋榮の靈すなはち神の靈なんぢらの上に止れど也キ
 リストハ彼等よ誦され爾曹に崇らるも也 爾曹の中あるひハ人を殺し或
 ハ盜をなし或ハ惡を行ひ或ハ猥に人の事よ干渉なごして苦に遇もの有ざ

ラ 提後一〇十二
 ヲ 提後一〇十一
 ヲ 提後一〇九
 井 提後一〇八
 オ 提後一〇七
 ク 提後一〇六
 ヤ 提後一〇五
 ヲ 提後一〇四
 ヲ 提後一〇三
 ヲ 提後一〇二
 ヲ 提後一〇一

れ 若キリステアンたるに因て苦に遇む蓋るふと勿れ却て之に縁て神を崇むべし 十七
 其の家に首として世を審判するべき己に至るなり若し我 十八
 儕は首に審判せらるる時ハ神の福音に従はざる者の其結局ハ如何ぞや 十九
 もし義者僅じて救るを得む神を敬はざる者と罪人ハ何處に立んや 二十
 是故ハ神の旨ハ循ひて苦に遇ものハ善を行ひて其靈魂を信すべき造物者 二十一
 に託すべし 二十二

ヤ 太六〇七
 ナ 提後一〇七
 ナ 提後一〇六
 ナ 提後一〇五
 ナ 提後一〇四
 ナ 提後一〇三
 ナ 提後一〇二
 ナ 提後一〇一

キリストの苦を親く見て證をふし且顯れんとする榮に與るべきを得る者なる長老たる我なんぢらの中に我と長く長老たる者に勸む 爾曹の中ハある神の羊の群を牧ふれを牧司とるに止を得ずして爲す好てハ 利を貪るために爲す樂みて爲べし 又なんぢら託せられざる者ハ主と爲べからず羊の群の式と爲べし なんぢら牧者の長の顯れん時ハ壞るべきなき榮の冠冕を得ん 又また幼者に勸む爾曹長老ハ服へ且互にみな相服ひて謙遜を衣ふ 夫神ハ驕傲者を拒ぎて謙遜者ハ恩を與給ふなり 是故ハ

サ 提後一〇七
 ナ 提後一〇六
 ナ 提後一〇五
 ナ 提後一〇四
 ナ 提後一〇三
 ナ 提後一〇二
 ナ 提後一〇一

爾曹神の大能の手下に己を卑すべし 期至らむ彼なんぢらを高くせん 爾曹の靈 慮さるるを悉神ハ託ぬべし 蓋かれ爾曹を顧み給へばなり 〇 慎敬醒なんぢらの敵なる惡魔吼る獅子の如く徧行て呑べき者を尋ぬなんぢら信仰を堅して之を禦げ蓋なんぢら世にある兄弟の同く此苦を受るを知むなり 諸の恩恵を予ふる神すなはち爾曹をして暫く苦を受る後キリストイエスにある窮なき榮に入しめんさて爾曹を招きし神爾曹を全うし堅くし強して基の上に置給ふべし 願くハ榮光と權力世々神に在アメン 〇 われ意ふにシルワノハ忠信なる兄弟なり 我片の言の書を彼に託れ 爾曹に贈て勸をなし且なんぢらが立とるの恩ハ乃ち神の眞恩なるべきを證せり 〇 マビロンに在所の爾曹と共に選れたる教會なんぢらに安を問また吾子マコも爾曹に安を問り なんぢら愛の接吻を以て互に安を願くハキリストイエスに在なんぢら榮に平康あらん事をアーメン

新約全書使徒彼得前書

イ 三〇二
ロ 三〇一
ハ 三〇二
ニ 三〇二
ホ 三〇二
ヘ 三〇二
ト 三〇一
チ 三〇二
リ 三〇二
ヌ 三〇二
ル 三〇二
ヲ 三〇二
カ 三〇二
キ 三〇二

新約全書使徒ペテロ後書

イ エスキリストの僕また使徒なるシモンペテロ我儕の神と教主イ
 エスキリストの義より由て我儕が受し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書
 を贈る 願くハ神と我儕の主イエスを識に因て爾曹に恩寵と平康の増ん
 ふとを 神その能力より循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我儕に賜へり
 是われら榮と徳を以て我儕を召き給し者を識に由てなり 又また神その榮
 と徳より因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此ハ爾曹をして此約束
 に由て世にある所の愁の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲なり 是故
 に爾曹勤て信仰に徳を加へ徳に智識を加へ 智識に抑節を加へ抑節に忍
 耐を加へ忍耐に敬虔を加へ 敬虔より兄弟の睦を加へ兄弟の睦に愛を加ふ
 べし 此等のもの若なんぢらの衷に在て彌増さきハ爾曹われらの主イエ
 スキリストを識ふこと怠るふことなく又實を結ざるふこと無に至らん 此等
 のものなき者ハ盲なり遠く見ふこと能はず且その舊き罪を潔られし事を

フナ 彼後二〇四
五十二〇四
コ 詩三〇六
エ 詩百廿六〇六
ア 約三〇九
五十一〇六
サ 彼後一〇八
キ 詩九一〇四
エ 詩一〇三
ミ 詩三〇一
エシ 詩四〇六
ヒ 詩百一〇
モ 詩一〇三
セ 詩一〇三
ロイス 詩六六
七〇一
七二

諸者いで來り己の慾に従ひて行み 主の約束し給ひし其處に在り
列祖の贖しより以來すべての物開闢の始と變ること無し云ん 彼等ハ神
の言に由て上古天あり地の水より出かつ水に由て立 之より由て古の世水
に淹れて滅たる事を知を欲まず 七 それ神ハ其言を以て今の天と地を著へ
之を火よて焚ん爲に神を敬はざる人を審判する論亡の日まで存せり 八
する者ハ爾曹ハの一事を知ざる可らず主に於てハ一日ハ千年の如く千年
ハ一日の如し 九 主その約束し給ひし所を成に違きハ或人の遅しと意ふが
如くに非ず一人の亡ぶるをも欲み給ハす衆人の悔 改に至らんことを欲み
て我儕を永く忍び給ふなり 然る主の日の來るハ盗の夜きたるが如く
らん其日にハ天大なる響ありてさり體質こましく焚毀れ地と其中ハあ
る物みふ焚盡ん 斯の如く諸のもの銷されん然ハ爾曹神の日の來るを待
これを速やかよせんことを務いかよ潔行をなし神を敬ふことを爲べき乎
十二 神の日にハ天焚毀れ體質焚銷ん 然る我儕ハ其約束に因て新しき天と新

ニハ 詩三〇一
ホ 詩二〇四
ト 詩八〇九
チ 詩三〇七
リ 詩二〇二
カ 詩一〇六

しき地を望み待り候その中ハ在 愛する者ハ爾曹すてよ之を望み待り
なく疵なく主の前に安然に在んことを務め 且われらの主の我儕を永く
忍び給ふハ我儕の救となるを知べし我儕の愛する兄弟パウロも其賦られ
し智慧に留ひ替て此事を爾曹に書贈れり 彼その凡の書も此事に就て
語さり彼の書の中にハ聲明さころあり無學なる者心の堅らざる者他の聖
書を強解が如く之をも強解て自ら敗亡に至るなり 愛する者ハ爾曹預し
め之を知む慎めよ惡者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふこと勿れ 十八
益我儕の主なる救主イエスキリストを知んこと益その恩恵を知んこと
を務むべし願くハ榮光今も後も彼に歸して窮なからんことをアーメン

新約全書使徒彼得後書終

ヨハネ	カ	コ	テ	ロ	マ	リ	チ	ト	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
ヨハネ	カ	コ	テ	ロ	マ	リ	チ	ト	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
ヨハネ	カ	コ	テ	ロ	マ	リ	チ	ト	ホ	ニ	ハ	ロ	イ

新約全書使徒ヨハネ第一書

一、我儕が聞きたるに、見届切らば、親わが手捫りし所の者即ち元始より在し、生命の道を爾曹に傳ふ。この生命すでに顯れたれば、我儕ふれを見、證をふす。即ち原父と併に在し者にて、我儕を顯れたる窮ふき所の此生命を爾曹に傳ふ。われら見しところ、聞し所を爾曹に傳ふ。爾曹を我儕と同心ならしめん爲なり。我儕ハ父よび其子イエスキリストと同心たり。我儕の書をかき贈て、爾曹の喜樂を充しめん。神ハ光なり。少の暗處、此ハ我儕彼より聞て亦ふんぢらに傳る告ふり。若われら神と同心なりと言て暗を行かば、我儕が言ところハ、誑しして眞理を行ふ。非ず。若神の光に在が如く、光の中を行かば、我儕互に同心となるを得。其子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔む。もし罪ふしと言はば、是とづから欺けるにて眞理われらに在なし。もし己の罪を認らば、神ハ信實なる公義者なるが故に、必ず我儕の罪を赦し、諸の不義より我儕を潔むべし。もし罪

約十三〇廿三
 約十三〇廿二
 二 賽五十三〇十
 ナ 賽七〇廿五廿
 六 賽七〇廿五廿
 ムラ 賽三〇廿五
 ヲ 約一〇廿九
 非 約四〇廿
 ノ 約十四〇廿一
 オ 約三三
 ヲ 約四〇廿二
 ヤ 約十五〇四三
 マ 約十一〇廿九
 ナ 約十三〇廿五
 ケ 約五
 フ 約十三〇廿四
 テエコ 約五〇八
 約十三〇二
 約十三〇二

を犯たるふこなしと言は神を識者とする也その道われらに在なし
 〔三〕わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るハ爾曹をして罪を犯すこ
 と莫らしめん爲なり若し人罪を犯せば我儕の爲に父の前に保薦師あり即
 ち義なるイエスキリスト 彼ハ我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲
 のみならず偏く世の爲の挽回の祭物なり 三 われら若その誠を守らば是に
 由て彼を識り自ら曉るべし 四 われ彼を識り言て其誠を守らざる者ハ
 識人なり眞理その衷に在なし 五 凡て其道を守る者ハ神を愛するの愛誠に
 其衷に於て完全す是に由て我儕が彼に在こざる自ら曉る 彼に居といふ
 者ハ彼の行し如く行むべき也 〇 兄弟よ我なんぢらに新しき誠を書贈る
 非す即ち始より爾曹の有る益 誠なり此益 誠ハ始より爾曹が聞し所
 の道なり 然ど我が爾曹に書贈る所ハまた新しき誠なり此言ハ彼に於て
 も爾曹に於ても眞實なり蓋いま暗昧ハやゝ過て眞の光耀むなり 九 光に居
 と言て其兄弟を憎む者ハ今なほ暗に居なり 十 兄弟を愛する者ハ光に居て己を

ア 彼後一〇八至
 サ 約十三〇廿五
 キ 約十二〇廿五
 ニ 約十四〇四三
 ヲ 約十三〇廿八
 ミ 約十四〇七
 エシ 約十二〇一
 ヲ 約十三〇二
 ス 約十三〇四
 イ 約七〇廿一
 ハ 約七〇廿一
 ホ 約一〇二
 ト 約四〇五

欺つするもの其衷になし 十一 兄弟を憎む者ハ暗に在り暗に行て其往こころ
 を知す是その目を暗に眠さるれむ也 十二 小子よ我この書を爾曹に書おくる
 ハ爾曹主の名よ縁て罪を赦されたるに因 父老よ我この書を爾曹にかき
 贈るハ爾曹元始よりの者を識るによる 壯者よ我この書を爾曹に書おくる
 ハ爾曹惡者に勝るによる 孺子よ我この書を爾曹に筆おくるハ爾曹父を識
 るに因 父老よ我この書を爾曹に贈しハ爾曹始よりの者を知るに因てな
 り 壯者よ我この書を爾曹に贈しハ爾曹剛健かつ神の道さんぢらの心に存
 て惡者よ勝るに因てなり 十五 この世あるひハ此世にある物を愛する勿れ人
 もし此世を愛せば父を愛するの愛その衷に在なし 十六 凡そ世に在もの即ち
 肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらハ皆父より出るに非す世よ
 り出るもの也 十七 この世と其慾とハ逝るものよて神の旨を行ふ者ハ永遠存
 るなり 〇 孺子よ今ハ乃ち季世キリストに敵する者來らんハ爾曹が聞し
 所の如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今ハ乃ち季の世なる

チ 中十三〇十三
 リ 後二〇十九
 ヌ 前十一〇十
 ル 後三〇十四
 ナ 後一〇三十一
 リ 後一〇三十三
 カ 後一〇三十二
 ヲ 約七
 ヲ 約十五〇三三
 ソ 約十四〇七
 ツ 約十四〇三三
 ナ 約十七〇三三
 ナ 約十三〇三一
 ナ 約十三〇三二
 ナ 約十三〇三三
 ナ 約十一〇三三
 ナ 約十四〇三三
 ナ 約十五〇三三
 ナ 約十六〇三三
 ナ 約十七〇三三
 ナ 約十八〇三三
 ナ 約十九〇三三
 ナ 約二十〇三三

な我儕ハ知り 我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の属ならざる也もし我儕の属ならんに恒に我儕を借なるべき等いで去るハ衆の者の悉くハ我儕の属ならざることを願さんか爲なり 爾曹ハ既に聖主より膏を沃れて一切の事を知 われ爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おくるに非ず爾曹眞理を識かつ凡の識ハ眞理より出ざることを識るを以てなり 誰ハ是識者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを拒む者ハ即ちキリストと敵する者なり 凡そ子を拒む者ハ父をも有す子を愛する者ハ父をも有り なんぢら始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし若し始より聞る者なんぢらの衷に居バ爾曹ハ子と父とに居ん これ主の我儕に約束し給へる約束すなハち窮なき生命なり われ爾曹を感ずる者に就て此等の事を爾曹に書贈れり 爾曹ハ主より沃れたる膏その衷に存れるが故に教を人より受るに及バす其膏すべての事を爾曹に教ふ且眞實にして虚假なし爾曹膏の教る如く恒に主に居べし 小子ハ恒に主に居べし其

ト 約一〇三二
 ヲ 約十五〇三三
 ナ 約十六〇三三
 ナ 約十七〇三三
 ナ 約十八〇三三
 ナ 約十九〇三三
 ナ 約二十〇三三
 ナ 約二十一〇三三
 ナ 約二十二〇三三
 ナ 約二十三〇三三
 ナ 約二十四〇三三
 ナ 約二十五〇三三
 ナ 約二十六〇三三
 ナ 約二十七〇三三
 ナ 約二十八〇三三
 ナ 約二十九〇三三
 ナ 約三十〇三三
 ナ 約三十一〇三三
 ナ 約三十二〇三三
 ナ 約三十三〇三三
 ナ 約三十四〇三三
 ナ 約三十五〇三三
 ナ 約三十六〇三三
 ナ 約三十七〇三三
 ナ 約三十八〇三三
 ナ 約三十九〇三三
 ナ 約四十〇三三

顯現時ニ我儕懼るふことなく其降臨時に其前に耻ること莫らん爲なり 爾曹ハ主の公義を知に由て公義を行ふ者の皆主の生ところなるを亦亦もる也 第三節 なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜ふ何等の愛ぞ世ハ父を識す是に由て我儕をも識ざる也 愛する者よ我儕いま神の子たり後いかん未だ露れず其現れん時ハ必ず神ハ肯んことを知る 我儕その眞状を見べけれど也 凡そ神に由る此望を懐く者ハ其潔が如く自己を潔す 罪を犯す者ハ律法を犯す罪ハ即ち律法を犯す六也 我儕の罪を除かんが爲に主の現れ給ひしことハ爾曹の知るところなり 彼また自ら罪なし 凡そ彼に居者ハ罪を犯さず凡そ罪を犯す者ハ未だ彼を見ず未だ彼を識ざる也 小子ハ人に惑さるること勿れ義を行ふ者ハ義人なり即ち主の義なるが如し 罪を犯す者ハ惡魔より出その惡魔ハ始より罪を犯せばなり神の子の顯るハ惡魔の工を毀たんが爲なり 凡そ神に由て生る者ハ罪を犯さず蓋神の種その衷に存に因かれ亦罪を犯す六

ヒ 七〇八
 七〇九
 七一〇
 七一一
 七一二
 七一三
 七一四
 七一五
 七一六
 七一七
 七一八
 七一九
 七二〇
 七二一
 七二二
 七二三
 七二四
 七二五
 七二六
 七二七
 七二八
 七二九
 七三〇
 七三一
 七三二
 七三三
 七三四
 七三五
 七三六
 七三七
 七三八
 七三九
 七四〇
 七四一
 七四二
 七四三
 七四四
 七四五
 七四六
 七四七
 七四八
 七四九
 七五〇
 七五一
 七五二
 七五三
 七五四
 七五五
 七五六
 七五七
 七五八
 七五九
 七六〇
 七六一
 七六二
 七六三
 七六四
 七六五
 七六六
 七六七
 七六八
 七六九
 七七〇
 七七一
 七七二
 七七三
 七七四
 七七五
 七七六
 七七七
 七七八
 七七九
 七八〇
 七八一
 七八二
 七八三
 七八四
 七八五
 七八六
 七八七
 七八八
 七八九
 七九〇
 七九一
 七九二
 七九三
 七九四
 七九五
 七九六
 七九七
 七九八
 七九九
 八〇〇
 八〇一
 八〇二
 八〇三
 八〇四
 八〇五
 八〇六
 八〇七
 八〇八
 八〇九
 八一〇
 八一一
 八一二
 八一三
 八一四
 八一五
 八一六
 八一七
 八一八
 八一九
 八二〇
 八二一
 八二二
 八二三
 八二四
 八二五
 八二六
 八二七
 八二八
 八二九
 八三〇
 八三一
 八三二
 八三三
 八三四
 八三五
 八三六
 八三七
 八三八
 八三九
 八四〇
 八四一
 八四二
 八四三
 八四四
 八四五
 八四六
 八四七
 八四八
 八四九
 八五〇
 八五一
 八五二
 八五三
 八五四
 八五五
 八五六
 八五七
 八五八
 八五九
 八六〇
 八六一
 八六二
 八六三
 八六四
 八六五
 八六六
 八六七
 八六八
 八六九
 八七〇
 八七一
 八七二
 八七三
 八七四
 八七五
 八七六
 八七七
 八七八
 八七九
 八八〇
 八八一
 八八二
 八八三
 八八四
 八八五
 八八六
 八八七
 八八八
 八八九
 八九〇
 八九一
 八九二
 八九三
 八九四
 八九五
 八九六
 八九七
 八九八
 八九九
 九〇〇
 九〇一
 九〇二
 九〇三
 九〇四
 九〇五
 九〇六
 九〇七
 九〇八
 九〇九
 九一〇
 九一一
 九一二
 九一三
 九一四
 九一五
 九一六
 九一七
 九一八
 九一九
 九二〇
 九二一
 九二二
 九二三
 九二四
 九二五
 九二六
 九二七
 九二八
 九二九
 九三〇
 九三一
 九三二
 九三三
 九三四
 九三五
 九三六
 九三七
 九三八
 九三九
 九四〇
 九四一
 九四二
 九四三
 九四四
 九四五
 九四六
 九四七
 九四八
 九四九
 九五〇
 九五二
 九五三
 九五四
 九五五
 九五六
 九五七
 九五八
 九五九
 九六〇
 九六一
 九六二
 九六三
 九六四
 九六五
 九六六
 九六七
 九六八
 九六九
 九七〇
 九七一
 九七二
 九七三
 九七四
 九七五
 九七六
 九七七
 九七八
 九七九
 九八〇
 九八一
 九八二
 九八三
 九八四
 九八五
 九八六
 九八七
 九八八
 九八九
 九九〇
 九九一
 九九二
 九九三
 九九四
 九九五
 九九六
 九九七
 九九八
 九九九
 一〇〇〇

さ能ハす蓋神に由て生るれ也。是より山て神の子と悪魔の子との明かに著る凡そ義を行ハす其兄弟を愛せざる者ハ皆神より離しに非ず。我儕の互に相愛すべきハ爾曹の始より聞し所の命令なり。カインに效ふこと勿れ彼ハこの悪者より出し者にて其弟を殺せり何故ふれを殺しくか己の行し所ハ悪く弟の行し所ハ義かりしに因る。わが兄弟よ世なんぢらに憎むとも駭くこと勿れ。われら兄弟を愛するに因すでに死を出て生に入しことを自ら去る兄弟を愛せざる者ハ死の中に居。凡そ兄弟を憎む者ハ即ち人を殺す者なり凡そ人を殺す者ハ窮なき生命その裏に存ことなし此ハ爾曹の知るところ也。主ハ我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛といふ事を知たり我儕また兄弟の爲に生を捐べし。世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惡施の心を閉る者ハ何で神を愛するの愛その裏に存んや。小子よ我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行と實とを以てすべし。是に由て我儕眞理より出しを知らず我儕心を主の前に安んずべし。我儕が

日 百廿二
 百廿三
 百廿四
 百廿五
 百廿六
 百廿七
 百廿八
 百廿九
 百三十
 百三十一
 百三十二
 百三十三
 百三十四
 百三十五
 百三十六
 百三十七
 百三十八
 百三十九
 百四十
 百四十一
 百四十二
 百四十三
 百四十四
 百四十五
 百四十六
 百四十七
 百四十八
 百四十九
 百五十
 百五十一
 百五十二
 百五十三
 百五十四
 百五十五
 百五十六
 百五十七
 百五十八
 百五十九
 百六十
 百六十一
 百六十二
 百六十三
 百六十四
 百六十五
 百六十六
 百六十七
 百六十八
 百六十九
 百七十
 百七十一
 百七十二
 百七十三
 百七十四
 百七十五
 百七十六
 百七十七
 百七十八
 百七十九
 百八十
 百八十一
 百八十二
 百八十三
 百八十四
 百八十五
 百八十六
 百八十七
 百八十八
 百八十九
 百九十
 百九十一
 百九十二
 百九十三
 百九十四
 百九十五
 百九十六
 百九十七
 百九十八
 百九十九
 二百

心もし我儕を責む神ハ我儕が心より大なるにより凡の事を知給はざるなし。愛する者よ我儕が心みづから責むること無む神よ向て憚る所なかるべし。且われらが凡て求る所ハ彼より受そハ其誠を守りて其悦び給ふ所を行へども也。この誠ハ即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我儕も命ぜし如く互に相愛するべき也。神の誠を守る者ハ神よをり神も亦かれに居われら其賜ふ所の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り。愛する者よ凡の靈を信する勿れその靈神より出るや否を試むべし。多の偽預言者いでく世に入り。凡そイエスキリストの肉體となりて臨り給ふことを認ハす靈ハ神より出これに由て神の靈を知べし。凡そイエスキリストを認ハさざる靈ハ神より出るに非ず。即ちキリストに敵する者の靈より此者の將よ來らんとする事ハ爾曹が聞る所なり。今すでに世に居り小子よ爾曹ハ神より出また彼等に勝ことを得たり蓋なんぢらの裏に居ものハ世の裏に在る者より大なるに因てなり。彼等ハ世より出し者なれど其

フ 約十五〇十九
 出たり神を識ものハ我儕よき神より出ざる者ハ我儕に聽す是に由て眞
 コ 約八〇四七
 理の靈と迷謬の靈とを知なり○ 愛する者ハ我儕互に相愛すべし愛ハ神
 エ 約八〇九七
 より出れど也おほよそ愛ある者ハ神に由て生れ且神を識るなり 愛なき
 ア 約三〇十四
 者ハ神を識す神ハ即ち愛なれど也 神ハその生給へる獨子を世に遣ハし
 サ 出四〇〇六
 我儕をして彼に由て生を得しむ是に於て神の愛われらに顯れたり 十
 キ 約三〇十六
 ら神を愛するハ非ず神われらに愛し我儕の罪の爲ハ其子を遣して挽回の
 メ 約七〇七
 祭物とせり是すなハち愛なり 愛する者ハ此の如く神われらに愛し給へ
 シ 約六〇十六
 む我儕も亦たかひに相愛すべし 未だ神を見し者なし我儕も互に相愛
 エ 約三〇五
 せば神われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す かれ已に其
 ヒ 約三〇七
 靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に居かれの我儕に居ることを知 父
 セ 約一〇一
 愛に其子を遣して世の救主と爲り我儕すてに之を見たり今その證を作な
 ス 約三〇九
 リ 凡そイエスを神の子なりと認ハす者ハ神かれに居かれ神に居 我儕

ハ 約三〇二
 ニ 約二〇八
 の爲に神の有る愛を我儕すて知て信す神ハ即ち愛なり凡そ愛に在る者
 ハ神に在り神また彼に居 此の如く我儕の愛全備を得て鞠日に懼なから
 ホ 約一〇七
 しむ蓋主の如く我儕世に在むなり 愛の中ハ懼あるふとなし全き愛ハ懼
 ト 約七〇四
 を除そハ懼ハ苦を有り凡そ懼る者ハ愛を全備せざる也 われら神を愛
 ナ 約二〇四
 するハ彼まづ我儕を愛するに因り 二十 我ハ神を愛すと言て其兄弟を憎
 リ 約二〇七
 む者ハ是誠者なり既見ざるの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何て
 ヲ 約三〇十
 愛せん乎 神を愛する者ハ亦その兄弟をも愛すべし此誠ハ我儕彼より授
 ヌ 約一〇三
 られたり
 第百一節 凡そイエスをキリストと信する者ハ神に由て生れたる也おほよそ
 ナ 約一〇四
 之を生者を受する者ハ亦その生るる所の者をも愛する也 我儕もし神を
 フ 約一〇八
 愛して其誠を守らば此由て我儕神の兒女を受する事知 神の誠を守る
 カ 約一〇三
 ハ是すなハち神を受する也その誠ハ難からず 凡そ神よ由て生るる者ハ
 ヲ 約一〇三
 世に勝我儕をして世に勝しむる者ハ我儕が信なり 誰か能世に勝んイエ

マ 太三〇十三至
約十九〇廿四
レ 約五三〇十六

ツ 約五〇廿四
西二〇〇九
子 約三〇廿六
ナ 約廿〇卅一
ラ 羅八〇廿七
ム 可一〇廿四
ヨ 出廿二〇至
代下卅〇十八
至廿五〇十四至
廿三〇廿九

スを神の子と信する者に非ずや○ 神の子ハ水と血をもて臨る即ちイエスキリストなり惟水のみならず水にまた血を兼 證を爲す者ハ眞なり眞實なれど也 證を作ものハ三すなはち靈と水と血との三者の歸する所ハ一なり 我儕もし人の證を受る時ハ神の證ハ更ニ大なるべし神の證ハ此なり即ち其子の爲に作る證なり 神の子を信する者ハ其衷に此證あり神を信せざる者ハ神を誑者とす蓋神のその子の爲に證せる證を信せざれど也 神ハ窮なき生をもて我儕に賜ふ此生ハ乃ちその子に在り其證なり 神の子をもつ者ハ生を有その子を有ざる者ハ生を有す われ神の子の名を信する爾曹に此等の事を書贈るハ爾曹に窮なき生ある事を知しめんが爲なり 凡て我儕神の旨に合へる事を求む彼がならず聽ん是われら彼に向て篤く信する所なり 凡て我が求る所を彼の聽ふとを知む我が求る所を彼に得るふさを亦まるともし人その兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ど祈りて死に至らざる罪を犯す者ハ生を予ふべし死に至る罪あり

ノ 耶七〇十六

ヤコ 一〇廿七
九 約三〇九至十

ナマ 太十三〇〇十一
約十七〇〇八
エコフ 約十七〇〇三
十七

リ我れが爲に祈れと言す 凡ての不義ハ罪なり然ど死に至らざる罪あり 凡て神より由て生れたる者の罪を犯さざる事を我儕ハ知る神より由て生れたる者ハ自ら守かの悪者されに願ふことを爲さる也 我儕ハ神につき世ハ悪者に服するを我儕ハ知 又神の子すでに來り我儕が眞理者を識の智慧を我儕に賜るを知らわれら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに在り 乃ち眞神また永生なり 小子ハ爾曹みづから信みて偶像に道かれアメン

新約全書使徒約翰第一書終

イ 加二〇十四
約一
ハ 約十四〇十六
ニ 約一〇二
三 約三〇六
四 約四〇八
ト 約二〇七八
チ 約十五〇十
リ 約二〇廿四
ヌ 約四〇一三
ル 約七〇十六

新約全書使徒ヨハ子第二書

長老選を蒙れるクリアと其子等に書を贈る我誠ニ爾曹を愛す第我のみな
 らす凡そ眞理を識る者ハ亦みな爾曹を愛せり 爾曹を愛するハ是われら
 の裏ニ在て恒ニ離れざる眞理に縁てなり 爾曹ハ實ニ愛と平康とに居て神すな
 へち父および父の子イエスキリストより恩寵と慈悲と平康とを受べし〇
 四 われ爾の子等の中わが受し所の父の命の如く眞理に遵ひて行む者の有
 を見て甚だ喜べり 五 クリアよ我いま爾も勤む互に相愛すべし此ハ新しき
 誠を世贈るに非ず即ち始より我儕が有る所の者なり 六 われら彼の誠も違
 ひて行むハ是すなはち愛なり爾曹が始より聞し如く愛に行むハ是乃ち誠
 なり 七 その惑に誘ふ者おほく世に出イエスキリストの肉體を爲て臨り給
 へるふさを認はさず此惑に誘ふ者ハ乃ちキリストの敵なれむ也 八 なんぢ
 ら我儕が勤勞し所の事を虚くせず全き賞を得んが爲に自ら慎むべし 九 凡
 そキリストの教に居すして人を導く者ハ神を有すキリストの教に在る

者ハ父および子を有リ 人もし此教を有すして爾曹に來らざる之を家に納
 るふこ勿れ彼安かれと言なけれ 彼安かれといふ者ハ其惡行に
 與する也 ○ 我なほ多端あれども紙と墨を以て爾曹に書おくるを欲す
 我儕の喜樂の充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんふことを欲む 爾の
 姊妹すなはち選を蒙れる者の兒女なんちに安を問りアーメン

新約全書使徒約翰第二書終

新約全書使徒ヨハネ第三書

長老愛するカヨス即ち我が誠に愛する所の者に書を附る 愛する者ハ爾
 が靈魂の隆んふる如く爾すべての事につきて隆んに又康強ならんふことを
 我れがふ 兄弟來りて爾が眞理を有るふこ即ち爾が眞理に行むふことを證
 したれど我甚だ喜べり 爾が子等の眞理を行むを聞ふ愈れる大なる喜樂
 ハ我になし 愛する者ハ爾ハ資旅ふる兄弟よまで凡て行ふよ忠信を以て
 行へり 彼ら教會の前に在て爾の愛を證せり爾もし神に合ふべく彼等
 の行路を助む其行ふさふる善なり 彼等ハ主の名の爲に出で異邦人より
 何を受ざれど也 是故よ我儕かくの如き人を助くべし蓋われらも彼等
 と偕に眞理に働く者ならん爲なり われ眞に書を教會よ贈りしが彼等
 の中に於て長たらんふことを欲むテテレニス我を納ざりき 我もし往
 其行る所を心よ記置ん彼ハ惡言をもて妄に我儕を論じ且ふれを以て足り
 させず自ら兄弟を接す其を接んとする者をも妨げて教會より驅けたり

ト 出三〇二
三三
チ 約三〇九
三〇六
リ 約三〇七
三〇七
ル 約三〇七
三〇七

受する者よ惡に效ふ勿れ即ち善よ效へ善を行ふ者ハ神より出惡を行ふ者
ハ未だ神を見ざる也 十二
テメテリテハ衆人ヨリ眞理に証をせらる我僣も証
をす我僣の證の眞實なるを爾知り 十三
我ハ多の事を爾に書贈らん爲
も筆ヨリ墨を以て書おくるを欲す 十四
速かに爾を見て口を對へ語らん
を望む願くハ爾安かれ多の友なんぢの安を問り請なんぢ我代て諸友
のくに安を問

新約全書使徒約翰第三書終

イ 徒十五〇三
一〇一
ロ 徒前二〇五

新約全書使徒ユダの書

ハ 徒多一〇十六
二〇四
ニ 徒三〇十
ハ 徒前六〇十二
ト 徒前十一一
チ 徒三〇七
リ 徒後二〇四
ヌ 徒後三〇六
中九〇三
後三〇六

イエスキリストの僕ユダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すなはち父なる
神に愛せられ且イエスキリストの爲に守らる衆人ヨリ贈る 願くハ爾
曹に慈悲と平康と仁愛の増んふを〇 三
愛する者よ我心を熱して共に與
る所の救の事を爾曹ヨリ書にくらんと思ひたりしが今なんぢらに書を贈り
て聖徒が一人び傳られし信仰の道の爲に力を盡して戦はん事を爾曹ヨリ勸
ざるを得ず 四
その神を敬ハす我僣の神の思を以て色慾を放縱にするの縁
となし惟一の主なる神と我僣の主イエスキリストを棄るもの數人濫に教
會に入たればなり彼等が此刑を受けるふかに定られたる事ハ昔より預じめ
録されたり 五
なんぢら素より知る事なれど我なほ爾曹ヨリ憶起させんとす
る事ハ主その民をエジプトの地より救出しその信ぜざる者を滅ぼし給
ひし事と 六
己が本位を守らずして其住る所を離れたる天使を限なく撃て
大なる日の審判まで幽暗の中に守り置たまひし事と 七
ソドムゴモラ及び

其比隣の邑かれらと同じく姦淫をなし且男色を行ふにより限なく火の罰を受て鑑戒よ立られし事となり 八 六の夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を藐忽し尊者を勝れり 九 それ天使の長ミカエル惡魔とモーシの屍を争ひ論ぜしとき彼なほ之を勝りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り 十 然るに彼等ハ知ざる所の事を勝れり其本性まる所ハ無知獸の知さるると同じ彼等ハ之を以て己を亡せり 十一 禍なるがふ彼等ハカインの途にゆき利の爲にバラムの迷騷に馳またコロの逆ひし如して亡びたり 十二 彼等ハ爾曹の愛の筵席の樂なり憚る所なく同其筵席よ興りて自己を養へり彼等ハ風に逐るる雨なき雲枯て再かれ根を拔るる果のなき秋の樹 十三 その穢を湧出す海の猛浪道をはふれたる星なり之が爲は黑暗を限なく留置れたり 十四 アダムより七代に當れるエノク此輩の事を預言して曰けるハ視よ主その聖萬軍と併に來りて 衆人ヲ鞠き凡て神を敬はざる者の神を敬はずして行ひし惡行を神を敬はざる罪人の主に逆ひて語れる諸の惡言を責給ふべしと

○ 彼三〇一八
○ 彼三〇一九
○ 彼三〇二〇
○ 彼三〇二一
○ 彼三〇二二
○ 彼三〇二三
○ 彼三〇二四
○ 彼三〇二五

十六 此輩ハ怨言もの足なきを知らざる者おのれの慾に従ひて行き其口の語るべきを語り利の爲に人に語ふ者なり 愛する者よ爾曹わが主イエスキリストの使徒等の靈に語りし言を憶起すべし 十七 即ち爾曹に語ていふ末期に戲語者おふり己が横逆なる慾に従ひて行んき 彼等ハ自ら區別をなす者また肉に屬する者にして靈のなき者なり 愛する者よ爾曹その徳を至潔き信仰の上に建て聖靈に感じて祈り 自己を守りて神の愛の中に居われらの主イエスキリストの永生を賜ふ其矜恤を待べし 彼等のうち或者をぞ論じて口を噤しめ 或者をぞ火より取出して救ひ或者をぞ畏懼を以て憐むべし其惡ハ肉の慾に染たる衣までも惡むふとせよ 〇 我儕の救主なる獨一の神すなはち爾曹を贖かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其榮光の前に立ふべきを得しむる者ハ世の始の前より今また後も世々永遠われらの主イエスキリストに由て榮と威光と大能と權を有ち給ふなりアーメ

新約全書猶太書終

ヨハ 八〇二八
八〇二九
八〇三〇
八〇三一
八〇三二
八〇三三
八〇三四
八〇三五
八〇三六
八〇三七
八〇三八
八〇三九
八〇四〇
八〇四一
八〇四二
八〇四三
八〇四四
八〇四五
八〇四六
八〇四七
八〇四八
八〇四九
八〇五〇
八〇五一
八〇五二
八〇五三
八〇五四
八〇五五
八〇五六
八〇五七
八〇五八
八〇五九
八〇六〇
八〇六一
八〇六二
八〇六三
八〇六四
八〇六五
八〇六六
八〇六七
八〇六八
八〇六九
八〇七〇
八〇七一
八〇七二
八〇七三
八〇七四
八〇七五
八〇七六
八〇七七
八〇七八
八〇七九
八〇八〇
八〇八一
八〇八二
八〇八三
八〇八四
八〇八五
八〇八六
八〇八七
八〇八八
八〇八九
八〇九〇
八〇九一
八〇九二
八〇九三
八〇九四
八〇九五
八〇九六
八〇九七
八〇九八
八〇九九
八〇一〇〇

新約全書ヨハ子黙示録

此イエスキリストの黙示すなはち神彼をして迅速に起るべき事を

彼の僕等に示さしめんさて彼に賜ひし所なりイエスキリスト其使を以て

僕ヨハ子よ之を贈り示し給へリヨハ子神の道とイエスキリストの證と

其凡て見し所のものを證す三つの預言の書を讀者と之を聞て其中に記

しある所を守る人々ハ福なり蓋し時近ければ也ヨハ子書をアシアにあ

る七の教會に贈る願くハ今在し昔し在し後在す者および其寶座の前の七

の靈及び忠信なる證者死の中より首に生れし者天下の諸王の君たるイ

エスキリストより爾曹恩寵と平安を受よ願くハ我儕を愛し其血を以て我

儕の罪を洗潔め我儕をして王となし祭司と爲てその父の神に屬しむる

者よ榮光と權力と世々窮なく有んよとアメン○視よ彼ハ雲に乗て來

る衆の目かれを見ん彼を刺たる者も亦かれを見べし且地の諸族みれが爲

に哀哭んアメン主たる神いひ給へり我ハアルバ也オメガなり始なり

新約全書 約翰黙示録第一章 自一至八節 七百十三

七 七十八
 八 七十八
 九 七十八
 十 七十八
 十一 七十八
 十二 七十八
 十三 七十八
 十四 七十八
 十五 七十八
 十六 七十八
 十七 七十八
 十八 七十八
 十九 七十八
 二十 七十八
 二十一 七十八
 二十二 七十八
 二十三 七十八
 二十四 七十八
 二十五 七十八
 二十六 七十八
 二十七 七十八
 二十八 七十八
 二十九 七十八
 三十 七十八
 三十一 七十八
 三十二 七十八
 三十三 七十八
 三十四 七十八
 三十五 七十八
 三十六 七十八
 三十七 七十八
 三十八 七十八
 三十九 七十八
 四十 七十八
 四十一 七十八
 四十二 七十八
 四十三 七十八
 四十四 七十八
 四十五 七十八
 四十六 七十八
 四十七 七十八
 四十八 七十八
 四十九 七十八
 五十 七十八
 五十一 七十八
 五十二 七十八
 五十三 七十八
 五十四 七十八
 五十五 七十八
 五十六 七十八
 五十七 七十八
 五十八 七十八
 五十九 七十八
 六十 七十八
 六十一 七十八
 六十二 七十八
 六十三 七十八
 六十四 七十八
 六十五 七十八
 六十六 七十八
 六十七 七十八
 六十八 七十八
 六十九 七十八
 七十 七十八
 七十一 七十八
 七十二 七十八
 七十三 七十八
 七十四 七十八
 七十五 七十八
 七十六 七十八
 七十七 七十八
 七十八 七十八
 七十九 七十八
 八十 七十八
 八十一 七十八
 八十二 七十八
 八十三 七十八
 八十四 七十八
 八十五 七十八
 八十六 七十八
 八十七 七十八
 八十八 七十八
 八十九 七十八
 九十 七十八
 九十一 七十八
 九十二 七十八
 九十三 七十八
 九十四 七十八
 九十五 七十八
 九十六 七十八
 九十七 七十八
 九十八 七十八
 九十九 七十八
 一百 七十八

の教會の使者に書おくるべし首先最後のもの死てまた生たる者かくの如く
 言さ 曰われ爾の行爲さ 患難と貧乏とをまゐる貧乏さハ雖も爾ハ富り我
 また夫の自らユダヤ人なりと稱て實ハ非ざるサタンの會の者の喪濟の言
 を知り 十 爾ハ將に受んさする苦を懼るゝ勿れ惡魔まさよ爾曹の中の者
 を獄入て爾曹を試みんさす爾曹十日のあひだ患難を受べし爾死に至る
 まで忠信なれ然バ我生命の賜を爾に賜へん 耳ある者ハ靈の諸教會にい
 ふ所を聽べし勝を得ものハ第二の死の禍害を受す○ 爾ハガモの教會
 の使者に書おくるべし爾刃の利劍をもつ者かくの如く再と 曰われ知な
 んぢが住處ハ即ちサタンの座位のある所なり爾ハ固く我名を保つ嘗て我
 が忠信の證人アンテパス爾曹の中サタンの住さるるにて殺されし時にも
 爾わが道を棄ざりき 然ども我なんぢに數件の賞べき事あり爾曹の中
 ラムの數を保つ者あり先にバラムバラクハ教て磁物をイスラエルの民の
 前に置しむ即ちバラクをして彼等に偶像に獻し物を食ハせ姦淫を行ハし

一 七十八
 二 七十八
 三 七十八
 四 七十八
 五 七十八
 六 七十八
 七 七十八
 八 七十八
 九 七十八
 十 七十八
 十一 七十八
 十二 七十八
 十三 七十八
 十四 七十八
 十五 七十八
 十六 七十八
 十七 七十八
 十八 七十八
 十九 七十八
 二十 七十八
 二十一 七十八
 二十二 七十八
 二十三 七十八
 二十四 七十八
 二十五 七十八
 二十六 七十八
 二十七 七十八
 二十八 七十八
 二十九 七十八
 三十 七十八
 三十一 七十八
 三十二 七十八
 三十三 七十八
 三十四 七十八
 三十五 七十八
 三十六 七十八
 三十七 七十八
 三十八 七十八
 三十九 七十八
 四十 七十八
 四十一 七十八
 四十二 七十八
 四十三 七十八
 四十四 七十八
 四十五 七十八
 四十六 七十八
 四十七 七十八
 四十八 七十八
 四十九 七十八
 五十 七十八
 五十一 七十八
 五十二 七十八
 五十三 七十八
 五十四 七十八
 五十五 七十八
 五十六 七十八
 五十七 七十八
 五十八 七十八
 五十九 七十八
 六十 七十八
 六十一 七十八
 六十二 七十八
 六十三 七十八
 六十四 七十八
 六十五 七十八
 六十六 七十八
 六十七 七十八
 六十八 七十八
 六十九 七十八
 七十 七十八
 七十一 七十八
 七十二 七十八
 七十三 七十八
 七十四 七十八
 七十五 七十八
 七十六 七十八
 七十七 七十八
 七十八 七十八
 七十九 七十八
 八十 七十八
 八十一 七十八
 八十二 七十八
 八十三 七十八
 八十四 七十八
 八十五 七十八
 八十六 七十八
 八十七 七十八
 八十八 七十八
 八十九 七十八
 九十 七十八
 九十一 七十八
 九十二 七十八
 九十三 七十八
 九十四 七十八
 九十五 七十八
 九十六 七十八
 九十七 七十八
 九十八 七十八
 九十九 七十八
 一百 七十八

めたり 十五 また爾曹の中ニコライ宗の數を保つ者あり此數ハ我が惡む所
 なり 十六 なんぢ悔改めよ然されバ我迅速に爾に到り我が口の劍をして彼等
 戦ハん 耳ある者ハ靈の諸教會にいふ所を聽べし勝をうる者ハ我賊
 しあるマナを予へん亦白石の上に新しき名を記して之に予へん之を受る
 者の外に此名を知ものなし○ 爾テアテラの教會の使者に書贈るべし神
 の子その目ハ火焰の如く其足ハ眞鍮の如ふる者かくの如く言さ 曰われ
 爾の行爲さ愛と信仰と服役と忍耐とを知らた爾が後に爲し工ハ初の工よ
 りも多ふとを知 然ども我なんぢ賞べき事あり爾ハかの自ら預言者さ
 りと稱て我が僕を教ふれを惑し姦淫を行ハせ偶像に獻し物を食しむる婦
 イエザベルを容おけり 二 われ曾て此女に悔改むべき機を予たれど其姦淫
 を悔改ることを爲ざりき 三 我かれを牀に投入ん又かれを淫する者も若そ
 の行を悔改めずバ我六れを大なる苦難の中に投入ん 三三 また死をもて彼の
 婦の兒女を殺さん之より因て諸教會も我が人の心腸を察り爾曹各々の行に

循ひて報を爲ふことを知ん 我々の餘のテアラテラの人いまだ此教を受す所
 謂サタンの奥義を未だ識ざる爾曹に言われ他の任を爾曹に負せじ 只な
 んぢら有さふもの者を我いたる時まで固く保つべし 勝を得て終に至る
 まで我が命ぜし事を守る者にハ我諸邦の民を治むる權威を賜へん 彼ハ
 鐵の杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦の器の如く碎かん我わが父より
 受たる權威の如し 我また彼々曙の明星を賜へん 耳ある者ハ靈の諸教
 會にいふ所を聽べし

爾サルテスの教會の使者ハ書贈るべし神の七の靈を持たた七の星
 を持も此の如く言と曰われ爾の行爲を去る又なんぢハ生る名ありて其
 實ハ死るふことを知なんぢ目を醒し幾ど死んとする殘情を堅せ我なん
 ぢの行爲の我神の前に全きを見ざる也 是故爾が受たるさふる聞たる
 所を憶起ふれを守りて悔改めよ若し目を醒し居すバ我盜賊の如く爾に到
 らん爾わが何の時なんぢに到るかを知らざる也 然どもサルテスになほ數

一 約二〇九至
 二 約二〇九至
 三 約二〇九至
 四 約二〇九至
 五 約二〇九至
 六 約二〇九至
 七 約二〇九至
 八 約二〇九至
 九 約二〇九至
 十 約二〇九至
 十一 約二〇九至
 十二 約二〇九至
 十三 約二〇九至
 十四 約二〇九至
 十五 約二〇九至
 十六 約二〇九至
 十七 約二〇九至
 十八 約二〇九至
 十九 約二〇九至
 二十 約二〇九至
 二十一 約二〇九至
 二十二 約二〇九至
 二十三 約二〇九至
 二十四 約二〇九至
 二十五 約二〇九至
 二十六 約二〇九至
 二十七 約二〇九至
 二十八 約二〇九至
 二十九 約二〇九至
 三十 約二〇九至
 三十一 約二〇九至
 三十二 約二〇九至
 三十三 約二〇九至
 三十四 約二〇九至
 三十五 約二〇九至
 三十六 約二〇九至
 三十七 約二〇九至
 三十八 約二〇九至
 三十九 約二〇九至
 四十 約二〇九至
 四十一 約二〇九至
 四十二 約二〇九至
 四十三 約二〇九至
 四十四 約二〇九至
 四十五 約二〇九至
 四十六 約二〇九至
 四十七 約二〇九至
 四十八 約二〇九至
 四十九 約二〇九至
 五十 約二〇九至

人いまだ其衣を汚さざる者あり彼等ハ白衣をきて我と同行まん彼等ハ
 然するよ足もの也 勝を得ものハ白衣を着られん我その名を生命の書
 リ塗抹さす又わが父と其使等の前に彼が名を言陳ん 耳ある者ハ靈の諸
 教會にいふ所を聽べし 爾ヒラテルヒアの教會の使者に書贈るべし聖
 もの誠なる者ダビデの鎗をもつ者かれ關を誰も關るふと能ハす彼關れど
 誰も關ふと能ハす此者かくの如く言と 曰われ爾の行爲を去る視よ我が
 門を爾の前に開けり之を關るふとを得る者なし蓋なんぢ少く力ありて我
 言を守り我名を棄されバ也 夫の自らユダヤ人と稱て實ハ非ず唯謊言を
 いふサタンの會の或者をして我ふれを爾の所に來らしめ爾の足の前に伏
 しめ我なんぢを愛せしふことを知しめん 爾わが忍耐の言を守しにより我
 も亦なんぢを守りて地よ住人を試まんが爲に全世界に臨んとする試煉の
 時に之を免れしむべし われ迅速に來らん爾が有さふもの者を堅く保ち
 て爾の冕を人に奪るふと勿れ 勝をうる者ハ我神の殿の内の柱とな

一 約二〇九至
 二 約二〇九至
 三 約二〇九至
 四 約二〇九至
 五 約二〇九至
 六 約二〇九至
 七 約二〇九至
 八 約二〇九至
 九 約二〇九至
 十 約二〇九至
 十一 約二〇九至
 十二 約二〇九至
 十三 約二〇九至
 十四 約二〇九至
 十五 約二〇九至
 十六 約二〇九至
 十七 約二〇九至
 十八 約二〇九至
 十九 約二〇九至
 二十 約二〇九至
 二十一 約二〇九至
 二十二 約二〇九至
 二十三 約二〇九至
 二十四 約二〇九至
 二十五 約二〇九至
 二十六 約二〇九至
 二十七 約二〇九至
 二十八 約二〇九至
 二十九 約二〇九至
 三十 約二〇九至
 三十一 約二〇九至
 三十二 約二〇九至
 三十三 約二〇九至
 三十四 約二〇九至
 三十五 約二〇九至
 三十六 約二〇九至
 三十七 約二〇九至
 三十八 約二〇九至
 三十九 約二〇九至
 四十 約二〇九至
 四十一 約二〇九至
 四十二 約二〇九至
 四十三 約二〇九至
 四十四 約二〇九至
 四十五 約二〇九至
 四十六 約二〇九至
 四十七 約二〇九至
 四十八 約二〇九至
 四十九 約二〇九至
 五十 約二〇九至

ヲム 黙示録三章一節
 ヲニ 黙示録三章二節
 井 黙示録三章三節
 ヲノ 黙示録三章四節
 ヤ 黙示録三章五節
 マ 黙示録三章六節
 フク 黙示録三章七節
 ヲ 黙示録三章八節
 エ 黙示録三章九節
 チ 黙示録三章十節
 ナア 黙示録三章十一節
 ナ 黙示録三章十二節

さん此より再び出るまゝなご我また我神の名を吾神の京城すなはち天より我神の所より降る新しきエルサレムの名および我が新しき名を之と書さん 耳ある者ハ靈の諸教會に言さるるを聴べし 爾ラオテキヤの教會の使者に汝贈るべしアーメンたる者患信なる眞實の証者神の造化の始なる者かくの如く言さ 曰われ爾が冷かにも有す熱も有ざるまを爾の行為に由て知り我なんぢが冷かなるか或ハ熱からん事を願ふ 爾すでに温然して冷かにも有す熱くも有す是故に我なんぢを我が口より吐出さんとす なんぢ自ら我ハ富かつ豊になり乏き所なしと稱て實ハ憐るもの憐むべき者まゝ貧く唇ひ裸體なるを知らざれど われ爾ハ勤なんぢ富をなさんために我より火に煖たる金を買また己が裸體の恥の露れざらん爲に白衣を買て纏へ又見ふさを得ん爲目薬を買て目にぬれ 凡て我が愛する者ハ我ふれたを賞め之を懲す是故ハ爾勵て悔改めよ 視よ我月の外より立て叩もし我聲を聞て戸を開く者あらば我その人の所に就ん而して我ハその

ニ 黙示録三章十三節
 ミ 黙示録三章十四節
 シ 黙示録三章十五節
 ヒエ 黙示録三章十六節
 七 黙示録三章十七節
 イス 黙示録三章十八節
 口 黙示録三章十九節
 ハ 黙示録三章二十節
 ト 黙示録三章二十一節

人さ借に其人ハ我と借に食せん 勝をうる者には我さきに勝を得て我父と借よ其寶座に坐するが如く我と借に我が寶座に坐するまを許さん 三耳ある者ハ靈の諸教會に言さるるを聴べし
 此後われ見しに天に門開けありたり我が初に開る所の我に語れる 鑑の如き聲また我に語て曰く上に上れ我ふののち起るべき事を爾に示さん 二 われ直に靈に感じ天に一の寶座ありて其寶座の上に坐する者あるを見たり 三 その坐する者の貌ハ金剛石赤瑪瑙の如く且その寶座の四圍に緑の玉の如き虹あり 四 その寶座の四圍又二十四の寶座あり二十四人の長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐するを見たり 五 その中央の寶座の中より閃電迅雷および許多の聲いづ又その寶座の前に燃れる七の火燈あり是神の七の靈なり 寶座の前より水晶に似たる玻璃の海の如きものあり寶座の正面とその四圍より四の活物あり前後ふとくく目なり 第七の活物ハ獅子の如く第二の活物ハ牛の如く第三の活物ハ面の鏡人の如

リナ 第六〇二
十〇二八

マ 第六〇三
第十〇十

チ 代上九〇十
九〇五六

カ 但十二〇四
結三〇九十

四 但十一〇三三
卅四

ツソレ 但七〇五十五
六 卅八〇九
太廿八〇九
十二

く第四の活物の飛鷹の如しハ六の四の活物おのく六の翼あり其内外ふ
 さくく目なり此もの夜る盡る息すしていふ聖かな聖かな聖かな昔し
 し今在し後いまず主たる全能の神さ九の活物寶座に坐する所の世々窮
 なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時二十四人の長老寶座に
 坐する者の前に伏ふの世々窮なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投
 出し曰けるハ主よ爾ハ榮と尊貴と權威を受べき者なり爾ハ萬物を造り
 萬物の旨意よ由て有ち且造れたり

我また寶座に坐する者七の印にて封印せる内外に文字ある卷を其
 右の手に持るを見たり 我また一人の強き天の使大なる聲を發して誰か
 此卷を開き封印を解に堪る乎と宣傳るを見たり 然るに天にも地にも地
 の下にも此卷を開き又ふれを見ふを得る者なし 一人として此卷を開
 き又ふれを見に堪る者なきが故に我甚だしく哭り 彼の長老の一人われ
 に曰けるハ哭なかれユダの支派より出たる獅子ダビテの根すてに勝を得

千 第六〇二

ラナ 但七〇九
七

ム 但七〇六
七

ワ 第六十八〇十
七 末十二〇廿二
非 第三〇九至下
ン 百四十八〇
至十二

たれば此卷を開き又ふの七の封印を解ふを得なり われ寶座および四
 の活物のあひだ長老等の間に羔立なるを見たり此羔さきに殺されし事あ
 るが如し之に七の角と七の目あり此目の全世界に遣はす神の七の靈なり
 七のの羔すくみて寶座に坐する者の右の手より卷を取り 卷を取るさき
 四の活物および二十四人の長老おのく琴を執また香を盛たる金の香爐
 を執て羔の前に俯伏したり此香ハ聖徒等の祈禱なり 九の長老たち新し
 き歌を唱いひけるハ爾ハ此卷を取その封印を解に堪る者なり蓋なんち曾
 て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せし
 め かつ我儕の神の爲に我儕を王となし祭司と作給へむ也われら地に王
 たるべし 我また見しに寶座と活物および長老等の四圍に衆の天の使の
 聲あるを聞り其數千々萬々 かれら大聲に曰けるハ蓋に殺れたりし羔ハ
 權威富智慧能力尊敬榮光讚美を受べき者なり 我また天および地および
 地の下および海の上にある所の凡て造れたるもの又その中に在るもの皆いへ

オ 擧げ六〇六
七〇十

るを聞き曰く願くハ讚美尊敬榮光 権力寶座に坐する者と羔に歸して
世々窮ながらんことを 是に於て四の活物アーメンと曰り二十四人の長
老伏て拜せり

ヤ 擧げ十九〇十一
五十六〇一至七
四十五〇三
五十五〇十四
七十四

羔その一の封印を開しとき我觀しに活物の一つ雲の如き聲にて來
れと曰を聞き 二 われ觀しに一匹の白馬を見たり之に乗るもの弓を携ふ且
冕を與られたり彼常に勝り又勝を得んとて出行り 三 また第二の封印を
開し時われ第二の活物の來れと曰を聞き 四 また一匹の赤馬いで來れり之
に乗るもの地の平和を奪ひ且人々をして彼此に相殺しむる權を予られた
り彼また巨なる刀を授けらる 五 また第三の封印を開しとき第三の活物
の來れと曰を聞き我觀しに一匹の黒馬を見たり之に乗るもの手に權衡を
持り 六 我々の四の活物の中に聲あるを聞き曰く銀十五錢に小麥五合銀十
五錢に大麥一升五合なり油と葡萄酒を傷ふ可らず 七 また第四の封印を
開しとき第四の活物の來れと曰を聞き 八 われ觀しに一匹の灰色たる馬を

フ 六十の廿四
二 擧げ九〇四
卅〇十一

見たり之に乗る者の名ハ死といふ陰府その後一國へり彼等刀劍鐵籠死亡
および地の猛獸をもて世の人の四分の一を殺すの權を予られたり 九 ま
た第五の封印を開しとき祭壇の下に會て神の道のため及その立し證の爲
に殺されたる者等の靈魂あるを見たり 十 され大聲に呼り曰けるハ聖誠
の主よ何時まで地よすむ者等を審判せず且ふれに我儕の血の報をなし給
ざる乎 爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給ひけるハ彼等の如く殺さ
れんとする其共に勞ける兄弟等の數の盈るまで安んじて暫く待べし 十二
また第六の封印を開し時われ觀しに大なる地震あり日ハ毛布の如く黒な
り月ハ血の如くなれり 十三 天の星ハ無花果の樹の大風に搖て未だ熱せざる
其果の落るが如く地に隕 天ハ巻物を捲が如く去ゆき諸山諸島みな移て
その處を離れたり 十四 地の諸王また貴人富者將軍勇士すべての奴隸すべ
ての自主ふさぐく洞に匿れ山の巖の中へ匿れ 十五 山と巖とに曰けるハ願く
ハ我儕の上へ墜われらを掩ふて寶座に坐する者の面を羔の怒を避しめよ

チ 利廿六〇廿三
卅九
結十四〇廿一
ア 擧げ十九〇十
サ 擧げ十六〇二
キ 擧げ十八〇七八
ニ 擧げ三〇卅二
三 擧げ十四〇十三
四 擧げ十二〇十三
ミ 擧げ二〇廿九
六 擧げ四〇廿九
モ 擧げ四〇廿九
シ 擧げ三〇十一
セ 擧げ三〇八
ス 擧げ三〇八
イ 擧げ三〇八
二 擧げ三〇八

見たり之に乗る者の名ハ死といふ陰府その後一國へり彼等刀劍鐵籠死亡
および地の猛獸をもて世の人の四分の一を殺すの權を予られたり 九 ま
た第五の封印を開しとき祭壇の下に會て神の道のため及その立し證の爲
に殺されたる者等の靈魂あるを見たり 十 され大聲に呼り曰けるハ聖誠
の主よ何時まで地よすむ者等を審判せず且ふれに我儕の血の報をなし給
ざる乎 爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給ひけるハ彼等の如く殺さ
れんとする其共に勞ける兄弟等の數の盈るまで安んじて暫く待べし 十二
また第六の封印を開し時われ觀しに大なる地震あり日ハ毛布の如く黒な
り月ハ血の如くなれり 十三 天の星ハ無花果の樹の大風に搖て未だ熱せざる
其果の落るが如く地に隕 天ハ巻物を捲が如く去ゆき諸山諸島みな移て
その處を離れたり 十四 地の諸王また貴人富者將軍勇士すべての奴隸すべ
ての自主ふさぐく洞に匿れ山の巖の中へ匿れ 十五 山と巖とに曰けるハ願く
ハ我儕の上へ墜われらを掩ふて寶座に坐する者の面を羔の怒を避しめよ

口 一〇十四節
 十七 六の怒の大なる日すでに至れるなり誰か之を抵るふを得んや
 此後われ四人の天使地の四隅に立て地の四方の風を扱きめ地の
 にも海の上にも樹の上にも風を吹せざるを見たり 又六の他に一人の天
 使活神の印を持って東より登り来るを見たり此使者の地と海を傷ぶふを
 許されたる四人の使者に向て大聲に叫びて我僂の神の僕我僂が
 印するまで地も海も樹も傷ぶ可らずと曰り 凡れ印せられたる
 者の數を聞しにイスラエルの諸支派のうち印せられたる者合せて十四
 萬四千あり 五 ヌダの支派にて一萬二千レベンの支派にて一萬二千ガドの
 支派にて一萬二千 アセルの支派にて一萬二千ナフタリの支派にて一萬
 二千マナセの支派にて一萬二千 シメオンの支派にて一萬二千レビの支
 派にて一萬二千イサカルの支派にて一萬二千 ヌリンの支派にて一萬
 二千ヨゼフの支派にて一萬二千ベニヤミンの支派にて一萬二千人なり
 此後われ觀しに諸國諸族諸民諸音の中より誰も數へ盡すべからざるほど

口	一〇十四節
ア	一〇二二
ハ	一〇七七
ニ	一〇四四
ト	一〇四六
チ	一〇六六
リ	一〇六六
レ	一〇三三
カ	一〇三三
コ	一〇三三
シ	一〇三三
メ	一〇三三
レ	一〇三三
ベ	一〇三三
ニ	一〇三三
ヤ	一〇三三
ミ	一〇三三
ン	一〇三三
フ	一〇三三
ヤ	一〇三三
ウ	一〇三三
エ	一〇三三
ト	一〇三三
チ	一〇三三
リ	一〇三三
レ	一〇三三
カ	一〇三三
コ	一〇三三
シ	一〇三三
メ	一〇三三
レ	一〇三三
ベ	一〇三三
ニ	一〇三三
ヤ	一〇三三
ミ	一〇三三
ン	一〇三三
フ	一〇三三

の許多の白衣をき手に椶櫚の葉をもち寶位と羔の前に來りて立り
 彼ら大聲に叫び曰けるハ救ひ寶座と坐せる我僂の神と羔より出るなり
 天使みな寶座および長老等と四の活物との四圍に立て寶座に向ひ伏せし
 て神を拜し 曰けるハアーメン願くハ讚美榮光智慧感謝尊敬權威能力
 世々窮なく我僂の神に歸せよアーメン 長老の一人曰けるハ此白
 衣を着たる者ハ誰か且何處より來りし乎 われ答けるハ君ハ爾れを
 べし彼われに曰けるハ彼等ハ大なる艱難を経て來り曾て羔の血にて其
 衣を滌ふれを白なせる者なり 是故に彼等ハ神の寶座の前に在かつ神の
 殿にて晝夜神に事ふ寶座に坐する者ハ彼等の中に居給ふべし 彼等ハ重
 て飢す重て渴すまた日も熱氣も彼等を害さざる也 その寶座の前にある
 羔は彼らを養ひ彼等を活る水の源に導き又神は彼らの涙を其目より拭ひ
 給ふ可れバ也

子	一〇〇九
ナ	一〇〇六
ラ	一〇〇六
ム	一〇〇七
ト	一〇〇七
チ	一〇〇七
リ	一〇〇七
レ	一〇〇七
カ	一〇〇七
コ	一〇〇七
シ	一〇〇七
メ	一〇〇七
レ	一〇〇七
ベ	一〇〇七
ニ	一〇〇七
ヤ	一〇〇七
ミ	一〇〇七
ン	一〇〇七
フ	一〇〇七
ヤ	一〇〇七
ウ	一〇〇七
エ	一〇〇七
ト	一〇〇七
チ	一〇〇七
リ	一〇〇七
レ	一〇〇七
カ	一〇〇七
コ	一〇〇七
シ	一〇〇七
メ	一〇〇七
レ	一〇〇七
ベ	一〇〇七
ニ	一〇〇七
ヤ	一〇〇七
ミ	一〇〇七
ン	一〇〇七
フ	一〇〇七

第七の封印を開しとき天靜謐なりしと凡そ半時 われ神の

十三 十六〇十二
 十三 七〇七五
 十四 五〇八
 十五 四〇八
 十六 一〇十
 十七 一〇二
 十八 一〇二
 十九 一〇二
 二十 一〇二
 二十一 一〇二
 二十二 一〇二
 二十三 一〇二
 二十四 一〇二
 二十五 一〇二
 二十六 一〇二
 二十七 一〇二
 二十八 一〇二
 二十九 一〇二
 三十 一〇二

前より立る七人の天使をみる彼等七の籤を予られたり 三 また一人の天の使
 金の香爐を持來て祭壇の側に立かれ多の香を予られたり此ハ寶座の前より
 ある金の祭壇の上に之を獻て諸の聖徒の祈禱に添しめん爲ふり 四 香の烟
 聖徒の祈禱に添て天使の手より神の前に升れり 五 六の天使香爐を執られ
 に祭壇の火を盛て地に傾けられ 許多の聲迅雷と閃電および地震起れり
 〇 七の籤を執る七人の天使籤をふく備を爲り 七の天の使籤を吹け
 れど血の雜たる雹と火と地に雨降り地の三分の一焚亡また樹の三分の一
 焚亡すべての青草も焚亡たり 〇 八の天の使籤を吹ければ 九 海の三分の一
 なる山の如きもの海に投入られ海の三分の一血と變たり 九 海の中にある造
 られたる活物三分の一死舟三分の一破壊たり 〇 十の天の使籤を吹けれ
 ば 十一の天の使籤を吹ければ 十二の天の使籤を吹ければ 十三の天の使籤を吹ければ
 水の源より限たり 十一の星の名ハ茵陳といふ水の三分の一ハ茵陳の如く苦
 く變り如此水の苦く變るに因て多の人死り 十三の天の使籤を吹ければ

一 出十〇四
 二 出十〇四
 三 出十〇四
 四 出十〇四
 五 出十〇四
 六 出十〇四
 七 出十〇四
 八 出十〇四
 九 出十〇四
 十 出十〇四
 十一 出十〇四
 十二 出十〇四
 十三 出十〇四
 十四 出十〇四
 十五 出十〇四
 十六 出十〇四
 十七 出十〇四
 十八 出十〇四
 十九 出十〇四
 二十 出十〇四

日の三分の一月の三分の一星の三分の一みな撃れて其三分の一すべて暗
 かり盡三分の一光なく夜も亦光なし 十三 われ見しに 一の驚愕の中央を飛
 大なる聲よて呼なき曰く後また三人の天使籤を吹んと爲により地に住
 者ハ禍なるかな禍なるかな禍なる哉
第九節 第五の天使籤を吹ける時我天より地に限たる一の星を見たり此星底
 ふき坑の輪を與られたり 二 彼底ふき坑を啓ければ 三 大なる煙の如き煙
 坑より上り日と穹蒼とハ此坑の烟の爲に暗なれり 四 多の蝗烟の中より地
 より出六の蝗地の蠍の權の如き權を與らる 五 また地の草もろくの青緑お
 び諸の樹を傷ふふと勿た々額に神の印なき人々を傷ふべしと命ぜられ
 たり 且ふれに人を殺ふとを許さず惟五ヶ月の間ハ彼らに苦むる事を許
 れたり其痛苦ハ人蠍に刺れたる時の痛苦の如し 六 の時に人々死を求め
 と爲ども能はず死んふとを願ども死ハ逝去べし 七 此蝗の狀ハ戦のために
 備たる馬の如し頭にハ金の冕の如ものを戴き其面ハ人の面の如し 八 此に

女メカの髪カミの如ごとき髪カミあり其齒ハシハ獅子シシの齒ハシの如ごとし九 また鐵テツの胸當オビの如ごとき胸當オビあり其翼ツバサの音ネハ數多オホクの馬ウマの腹車ウツを引ひて戰場ウツバタに馳はるが如ごとし十 且かつふれく獸ケモノの尾ビの如ごとき尾ビと蓋フタとあり此蝗コウ五ヶ月イツクケツのあひだ人を傷やふ權カキを有あり十一 六ムの蝗コウに王オウあり底ソコなき坑アナの使者ツカヒなりヘブルヘブルの音ネにて其名ナをアパドアパドンと云いキリシヤリシヤの音ネにてアポリカンアポリカンと云いフ十二 一イツの禍ウラすぎ去さてなほ二ニの禍ウラ至いたらん十三 第六ダイの天テンの使ツカヒを吹ふし時トキわれ神カミの前マヘなる金キンの祭壇マツリダンの四角ヨツカクより出いる聲コエありて十四 六ムの籤シを持もつ第六ダイの天テンの使ツカヒに語カタルをきく曰いハク十五 繫つれて大河オホカハエフラテエフラテの邊ヘリにある四人ヨナリの使者ツカヒを釋はなせ十六 乃すなち四人ヨナリの使者ツカヒ釋はなれり年月ネンゲツ日時ジツに至いたりて人ヒトの三分サンブの一イツを殺ころさん爲なに之これを備そなへしもの也十七 騎兵キヘイの數カズに万々マンマンあり我われその數カズを聞きり十八 われ異象イソゾウに此馬ウマと之これに乗のる者モノを見みしが其形カガタ狀カタかくの如ごとし彼等かれらハ火ヒ色イロ紫ムラサキ色イロ硫磺イワウラ色の胸當オビを若馬カシラの首カビハ獅子シシの首カビの如ごとき其口クチよりハ火ヒと烟ケと十九 硫磺イワウラいづ 此馬ウマの口クチより出いる火ヒと煙ケと硫磺イワウラと三みつのもの爲ならん人ヒトの三分サンブの一イツを殺ころれり二十 六ムの馬ウマの力量リキヤウハ口クチと尾ビにあり其尾ビハ蛇ヘビの如ごとし首カビあり之これを

以もて人ヒトを傷やふ也ニ 六ムの禍ウラにて殺ころれざる餘のこり人々ヒト々ハ尙なほその手テなす所トコロを悔改くわいかいめず惡鬼アクキを拜はい見みる二十一 聞きく二十二 行ゆくふ二十三 得えざる金銀銅石木キンギンドウシキの偶像コウゾウを拜はい二十四 又またその兇殺クワシ術ジュツ姦淫カンイン盜竊トウセツを悔改くわいかいめず二十五 我われまた一人ヒトの強つよき天使テウシの雲クモを衣きて天テンより降くだるを見みたり虹ニジの首カビにあり其面オモテハ日ヒの如ごとき其足アシハ火ヒの柱ハシラの如ごとし二十六 其手テハ展ひらたる小ちひき卷まきをとり其右ミダの足アシを海ウミの上ウヘよりふみ左ヒダリの足アシを地チに履ふき獅子シシの吼ほる如ごとき大聲オホコエより呼よべり二十七 呼よべり二十八 七ナナの雷ライありて聲コエを出いせり二十九 七ナナの雷ライを發はし三十 時トキわれ之これを書か記きさんせし三十一 天テンより出いる聲コエありて此七ココの雷ライの言コトる三十二 爾なんふれを封ふうじて書か記きす可べからず三十三 曰いハク三十四 我われが見みる所トコロの海ウミと地チと跨またり立たる天テンの使ツカヒ右ミダの手テを舉あげて天テンに向むか三十五 世々カキヨリ窮きつなく生いける者モノ即すなはち天テンおよび其中ナカのもの地チおよび其中ナカのもの海ウミおよび其中ナカの物モノを造つくたる者モノを指さして誓ちかひ曰いハク三十六 此ココの時トキを延のばす可べからず三十七 第七ナナの天使テウシの聲コエを出いすとき即すなはち籤シを吹ふき三十八 至いたりて神カミの僕エヒメなる預言者ヨウゲンジャ等らに示まし給たまひし如ごとき其奧義オウギ成就じゆうじゆすべし三十九 我われが聞きし所トコロの天テンよ

三〇八
三〇九
三一〇
三一一
三一二
三一三
三一四
三一五
三一六
三一七
三一八
三一九
三二〇
三二一
三二二
三二三
三二四
三二五
三二六
三二七
三二八
三二九
三三〇
三三一
三三二
三三三
三三四
三三五
三三六
三三七
三三八
三三九
三四〇
三四一
三四二
三四三
三四四
三四五
三四六
三四七
三四八
三四九
三五十
三五一
三五二
三五三
三五四
三五五
三五六
三五七
三五八
三五九
三六〇
三六一
三六二
三六三
三六四
三六五
三六六
三六七
三六八
三六九
三七〇
三七一
三七二
三七三
三七四
三七五
三七六
三七七
三七八
三七九
三八〇
三八一
三八二
三八三
三八四
三八五
三八六
三八七
三八八
三八九
三九〇
三九一
三九二
三九三
三九四
三九五
三九六
三九七
三九八
三九九
四〇〇

り出し聲また我に曰けるハ行て夫海に地に跨り立る天使の手に持さるの展たる小き巻を取我その天使の所に往て之に曰けるハ請小き巻を我に予よ彼いひけるハ此巻を取て食盡せ爾の腹苦く爲べし其口よ入るさきハ蠶の如く甜らん 十 われ天使の手より小き巻を取て之を食しに口に在し時ハ其甜みハ蠶の如なりしが食盡しく時わが腹苦く爲たり 十一 かれ我に曰けるハ爾再び諸民諸國諸音諸王の事を預言すべし

二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

われ杖の如き葦を予られたり天使われに曰けるハ起て神の殿と香壇並に其處にて拜する者を度れ 殿の外庭ハ遠して度る可らず蓋をれを異邦人に予へ給ひたれ也 四十二ヶ月のあひだ聖城を蹂躙さん 我わが二人の證者に能を予ん彼等麻の衣を着て千二百六十日の間預言すべし 彼等ハ地を宰する主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺なり もし彼等を害ハんとする者あれど火その口より出て其敵を滅すなり若し彼等を害ハんとする者あれど其者ハ此の如く殺るべし 六 かれら預言する

四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

間天を閉て雨を降ざらしむるの權を有り亦水を血に變らせ且その心の任に幾回よても各様の災殃を以て地を撃權を有り 彼等が其證をなし畢んさき底なき坑より上る獸ありて之と戦をなし勝て之を殺さん 八 その屍ハ大なる邑の衢にあり此邑を踏てソドムと名け亦エジプトと名く即ち主の十字架に懸られ給ひし所なり 九 諸民諸族諸音諸國の者三日半の間かれらの屍を見かつ其屍を墓に葬るべきを許さず 十 地にすむ者等かれらの死しに因て喜び樂み互に禮物を贈答せん 蓋六の二人の預言者地に住ものを苦めたれど也 十一 三日半ののち生の靈神より出て彼等の中に入かれら起て其足を立しかバ之を見もの大に懼たり 十二 われ天より大なる聲ありて此に升れさ彼等と言を聞り彼等雲に乗て天よ升れり其敵ふれを見たり 十三 其時に大なる地震ありて邑の十分の一ハ傾れ此地震の爲よ死し者七千人遣れる者等ハ大に懼れ榮を天の神に歸せり 十四 第二の禍すき去り第三の禍速きよ來らんさす 〇 第七の天使籤を吹しき天に大なる聲ありて曰ふの世

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

新約全書 約翰默示錄第十一章 自七至十五節 七百廿三

ロイ 黙示七〇三
但十一〇〇七
ハ 賽五十九〇十
九八〇一
ニ 創三〇十五
但七〇廿五

を予られ野に飛て己が所に至り其處にて蛇を遊一年と二年と半年のあひ
だ後ばれとり 蛇その口より水を河の如く婦の後に吐て之を深さんさせ
十六 地婦を助け口を啓て龍の口より吐とる水を呑盡せり 龍婦を怒りて
その餘の兒女すなはち神の誠を守りイエスの證を有つものと駭はんさて
往り

ホ 黙示七〇八
但七〇二七
ト 黙示七〇三
但七〇四
チ 黙示七〇七
但七〇四
ル 黙示七〇七
但七〇四
リ 黙示七〇八
但七〇九
カ 但十一〇廿六

われ海の上より立て一匹の獸の海より出るを見たり之に七の
首と十の角あり其角の上に十の冕を戴き其首に僭妄の名を書せり 我が
見し所の獸その形ハ豹の如く其足は熊の足の如く其口ハ獅子の口の如し
龍おのれの能力と座位と大なる權威を之に予たり 我の獸の一の首傷
を受けて幾と死んとする状なるを見たり其死んとする状なりし傷愈れば
全世界の人ふれを奇として從へり 龍その權威を臥に予しに因て人々龍を
拜し又ふの獸を拜し曰けるハ誰か此獸の如き者あらんや誰か之と交戦を
なし得もの有ん乎 夫の獸大なる言と臨す言とをいふ口を予られ又四

ヨ 黙示七〇三
但七〇二
ソレ 黙示七〇二
但七〇二
子 出廿二〇廿二
ナ 耶十五〇二
ラ 大七〇十五
ム 但十一〇廿一
但十一〇廿一
ヤ 黙示七〇四
但十一〇廿一
ノ 黙示七〇九
但十一〇廿一
オ 黙示七〇七
但十一〇廿一

十二ヶ月のあひだ働をなすべき權を予らる かれ口を啓て神を臨し其名
と其幕屋および天よすむ者等を臨せり 七 かれ聖徒等と戦ひ之に勝ぶを
許され又諸族諸民諸音諸國を宰する權威を予られたり 地よ住る凡の
人即ち世の始より殺され給ひし羔の生命の册よ其名を録されざる者等ハ
此獸を拜せん 耳ある者ハ之を聽べし 凡そ人を處する者ハ己また處
にせられ刀よて人を殺す者ハ己また刀にて殺さるべし 聖徒の忍耐と信仰
茲に在〇 我また一匹の獸の地より出るを見たり之に二の角ありて羔の
角の如し且その言ふふと龍の如し 夫の獸先の獸の前よて先の獸の凡の
權威をとり地と其上に住る者をして先よ死んとする状なりし傷の愈たる
獸を拜せしめたり 又また大なる奇徴をなし人々の前にて火を天より地に
降し 且その權を得て獸の前よ行ふ所の奇徴を以て地にすむ者を欺き彼
等に語りて彼の刀傷を受けてなほ活る獸の像を作らしむ 彼ふの獸の像に
生命を予へ之をして言ふふとを得しめ又その像を拜せざる者悉く之に殺

しむるの權を予られたり 十六 され衆人をして大小貧富自主奴隸の別なく或
ハ右の手或ハ額に印誌を受しむ 印誌すなはち獸の名あらざる者あるひ
ハ其名の數あらざる者ハ凡て貿易する事を得ざらしめたり 此獸の數目
の義を知るものハ智慧あり才智ある者ハ此獸の數を算ふ獸の數ハ人の數な
り其數ハ六百六十六なり

われ觀しヨハシオンヨハシオンの山に立り十四萬四千の人ふれし十四萬四千にあり昔
その額ハ羔の名および羔の父の名を書せり 二 われ天より聲あるを聞り衆
の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞し此聲ハ琴を彈者の琴をひく
琴の音なり 三 されら新しき歌を寶座の前および四の生物と長老等の前に
歌ふ此歌ハ贈はるゝとを得て地より來れる十四萬四千人の外ハ學得ふ
ことなし 四 彼等ハ婦女と交りて其身を玷さる潔者あり且羔の往さる何處
にても之に従ふ彼等ハ人の中より贖出されたる者よて神と羔に獻し初の
果なり 五 その口謊言なし彼等ハ疵なき者也 六 我また一人の天使の聲を

メ 可十六〇十五
ミ 弗三〇九至十
シ 詩七十六〇七
ヒ 聖十一〇〇十八
モ 聖十八〇〇二
七 聖十三〇十四
ス 詩七十五〇八
ロ 聖十六〇七至
ハ 聖十一〇〇六
ニ 聖七〇〇十
ホ 聖九〇四十三
ト 聖十二〇八十七
チ 聖十三〇〇十四
リ 聖七〇〇十四
ヤ 聖十五〇〇七
エ 聖十五〇〇七
コ 聖十五〇〇七
セ 聖十五〇〇七
ソ 聖十五〇〇七
テ 聖十五〇〇七
ト 聖十五〇〇七
ニ 聖十五〇〇七
キ 聖十五〇〇七

の中央を飛を見たり彼地にすむ者即ち諸國諸族諸音諸民ヨ宣傳へん爲に
永遠ある所の福音を携へ 大なる聲にて曰けるハ神を畏れ榮を之歸せ
よ蓋神の審判し給ふとき既に至れむなり天地海及び水の源を造り給ひし
者を拜せよ 八 また一人の天使その後に従ひ往て曰けるハ大なるバビロン
ハ傾たり傾たり彼その姦淫に因て干る怒の酒を萬國の民にも飲しめた
り 九 第三の天使かれらの後に従ひ往て大聲に曰けるハ若し獸其像を拜
し其印誌を額あるひハ手に受る者あらむ 必す神の怒の酒を飲ん即ち神の
怒の杯に物を雜すして斟るもの也また聖天使たち及び羔の前にて火と硫
磺を以て苦めらるべし 十一 その苦めらるゝ烟上に騰て盡る時なし獸其像
を拜する者また其名の印誌を受る者ハ夜晝安からざる也 十二 神の誠神の誠イ
エスを信する信仰を保つ聖徒の忍耐ふ々に在 され天より聲ありて我に
音ふを聞り曰なんち此言を書せ今より後主よ在て死る死人ハ福なり 十三
亦いふ然かれらハ其勞苦を止て息ん其功ふれし隨ハんさ 十四 われ觀しに

ル	默示録七章七節	七〇七
リチ	默示録七章七節	七〇七
カ	黙示録七章十節	七〇九
ロ	黙示録七章十節	七〇九
ダ	黙示録七章十節	七〇九
レ	黙示録七章十節	七〇九
ナ	黙示録七章十節	七〇九
ヲ	黙示録七章十節	七〇九
ヲム	黙示録七章十節	七〇九
オン	黙示録七章十節	七〇九
ク	黙示録七章十節	七〇九

白雲あり其雲の上に人の子の如きもの首に金の冕を戴き手に利鎌を持て坐せり 又一人の天使殿より出大なる聲にて雲の上に坐する者に曰け
るハ刈時すでに至れり地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入れて刈 雲の上
に坐する者その鎌を地に入れバ地の穀物刈取れり 又一人の天使
天にある殿より出かれも亦利鎌を持ち また一人の火を掌る權威を有る
天使祭壇より出大なる聲にて利鎌を持る者に曰けるハ地の葡萄すでに熟
したり爾の利鎌を入れて葡萄の球を刈飲め 又一人の鎌を地に入れて葡萄
菊を刈飲めて神の怒の火なる聲に投入たり 城の外にて此聲を踐しに血
醉より出て馬の轡に達ほごよ至り腐れるふご七十五里に及べり
我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり七人の天使
最後の七の災殃を持ち神の怒ハ此にて盡る也 我また火の雜たる玻璃の
海の如きものを見たり且歌々其像および其名の數に勝るもの神の琴を執
て此玻璃の海の上に立るを見たり 三 かれら神の僕 モーセの歌と羔の歌を謳

ヤ	黙示録七章十節	七〇九
ノ	黙示録七章十節	七〇九
エ	黙示録七章十節	七〇九
チ	黙示録七章十節	七〇九
ア	黙示録七章十節	七〇九
サ	黙示録七章十節	七〇九
キ	黙示録七章十節	七〇九
ユ	黙示録七章十節	七〇九
メ	黙示録七章十節	七〇九
ミ	黙示録七章十節	七〇九
シ	黙示録七章十節	七〇九
エ	黙示録七章十節	七〇九
ヒ	黙示録七章十節	七〇九

て曰けるハ主全能の神なんぢの行爲ハ大なるかな妙なるかな萬民の王よ
爾の道ハ義なるかな誠なる哉 主よ誰か爾を畏ざらんや誰か爾の名を崇
ざらんや唯なんぢ聖し萬國の民なんぢの前に來りて拜せん爾の義き行爲
すでに顯れたり 此後われ觀しに天にて霞の幕屋の殿闖たり 七の災
殃を持ち七の天使潔して光ある布なき胸に金の帯を束れて此殿より出
四の活物の一ふの七人の天使に世々窮なく在す神の怒を盛る金の金梳を
予ふ 神の榮光と權力より出る烟殿に滿たり七の天使の持つ七の災殃の
畢まで殿に入ふことを得者なし
我また殿より大なる聲いで七の天使に語るを聞り曰く往て神
の怒を盛る七の金梳を地に傾けよ 第一の使者ゆきてその金梳を地に傾
けられぬ獸の印記ある人と其像を拜する人とに惡かつ苦痛の屋物生たり
第二の使者その金梳を海に傾けられぬ海ハ死し者の血の如くなりて海
にある活物みな死たり 第三の使者その金梳を河および水の源に傾け

七 出七〇八
 八 出七〇九
 九 出七一〇
 十 出七一一
 十一 出七一二
 十二 出七一三
 十三 出七一四
 十四 出七一五
 十五 出七一六
 十六 出七一七
 十七 出七一八
 十八 出七一九
 十九 出七二〇
 二十 出七二一
 二十一 出七二二
 二十二 出七二三
 二十三 出七二四
 二十四 出七二五
 二十五 出七二六
 二十六 出七二七
 二十七 出七二八
 二十八 出七二九
 二十九 出七三〇
 三十 出七三一
 三十一 出七三二
 三十二 出七三三
 三十三 出七三四
 三十四 出七三五
 三十五 出七三六
 三十六 出七三七
 三十七 出七三八
 三十八 出七三九
 三十九 出七四〇
 四十 出七四一
 四十一 出七四二
 四十二 出七四三
 四十三 出七四四
 四十四 出七四五
 四十五 出七四六
 四十六 出七四七
 四十七 出七四八
 四十八 出七四九
 四十九 出七五〇
 五十 出七五一
 五十一 出七五二
 五十二 出七五三
 五十三 出七五四
 五十四 出七五五
 五十五 出七五六
 五十六 出七五七
 五十七 出七五八
 五十八 出七五九
 五十九 出七六〇
 六十 出七六一
 六十一 出七六二
 六十二 出七六三
 六十三 出七六四
 六十四 出七六五
 六十五 出七六六
 六十六 出七六七
 六十七 出七六八
 六十八 出七六九
 六十九 出七七〇
 七十 出七七一
 七十一 出七七二
 七十二 出七七三
 七十三 出七七四
 七十四 出七七五
 七十五 出七七六
 七十六 出七七七
 七十七 出七七八
 七十八 出七七九
 七十九 出七八〇
 八十 出七八一
 八十一 出七八二
 八十二 出七八三
 八十三 出七八四
 八十四 出七八五
 八十五 出七八六
 八十六 出七八七
 八十七 出七八八
 八十八 出七八九
 八十九 出七九〇
 九十 出七九一
 九十一 出七九二
 九十二 出七九三
 九十三 出七九四
 九十四 出七九五
 九十五 出七九六
 九十六 出七九七
 九十七 出七九八
 九十八 出七九九
 九十九 出八〇〇
 百 出八〇一
 百一 出八〇二
 百二 出八〇三
 百三 出八〇四
 百四 出八〇五
 百五 出八〇六
 百六 出八〇七
 百七 出八〇八
 百八 出八〇九
 百九 出八一〇
 百一十 出八一一
 百一十一 出八一二
 百一十二 出八一三
 百一十三 出八一四
 百一十四 出八一五
 百一十五 出八一六
 百一十六 出八一七
 百一十七 出八一八
 百一十八 出八一九
 百一十九 出八二〇
 百二十 出八二一
 百二十一 出八二二
 百二十二 出八二三
 百二十三 出八二四
 百二十四 出八二五
 百二十五 出八二六
 百二十六 出八二七
 百二十七 出八二八
 百二十八 出八二九
 百二十九 出八三〇
 百三十 出八三一
 百三十一 出八三二
 百三十二 出八三三
 百三十三 出八三四
 百三十四 出八三五
 百三十五 出八三六
 百三十六 出八三七
 百三十七 出八三八
 百三十八 出八三九
 百三十九 出八四〇
 百四十 出八四一
 百四十一 出八四二
 百四十二 出八四三
 百四十三 出八四四
 百四十四 出八四五
 百四十五 出八四六
 百四十六 出八四七
 百四十七 出八四八
 百四十八 出八四九
 百四十九 出八五〇
 百五十 出八五一
 百五十一 出八五二
 百五十二 出八五三
 百五十三 出八五四
 百五十四 出八五五
 百五十五 出八五六
 百五十六 出八五七
 百五十七 出八五八
 百五十八 出八五九
 百五十九 出八六〇
 百六十 出八六一
 百六十一 出八六二
 百六十二 出八六三
 百六十三 出八六四
 百六十四 出八六五
 百六十五 出八六六
 百六十六 出八六七
 百六十七 出八六八
 百六十八 出八六九
 百六十九 出八七〇
 百七十 出八七一
 百七十一 出八七二
 百七十二 出八七三
 百七十三 出八七四
 百七十四 出八七五
 百七十五 出八七六
 百七十六 出八七七
 百七十七 出八七八
 百七十八 出八七九
 百七十九 出八八〇
 百八十 出八八一
 百八十一 出八八二
 百八十二 出八八三
 百八十三 出八八四
 百八十四 出八八五
 百八十五 出八八六
 百八十六 出八八七
 百八十七 出八八八
 百八十八 出八八九
 百八十九 出八九〇
 百九十 出八九一
 百九十一 出八九二
 百九十二 出八九三
 百九十三 出八九四
 百九十四 出八九五
 百九十五 出八九六
 百九十六 出八九七
 百九十七 出八九八
 百九十八 出八九九
 百九十九 出九〇〇
 百 出九〇一
 百一 出九〇二
 百二 出九〇三
 百三 出九〇四
 百四 出九〇五
 百五 出九〇六
 百六 出九〇七
 百七 出九〇八
 百八 出九〇九
 百九 出九一〇
 百一十 出九一一
 百一十一 出九一二
 百一十二 出九一三
 百一十三 出九一四
 百一十四 出九一五
 百一十五 出九一六
 百一十六 出九一七
 百一十七 出九一八
 百一十八 出九一九
 百一十九 出九二〇
 百二十 出九二一
 百二十一 出九二二
 百二十二 出九二三
 百二十三 出九二四
 百二十四 出九二五
 百二十五 出九二六
 百二十六 出九二七
 百二十七 出九二八
 百二十八 出九二九
 百二十九 出九三〇
 百三十 出九三一
 百三十一 出九三二
 百三十二 出九三三
 百三十三 出九三四
 百三十四 出九三五
 百三十五 出九三六
 百三十六 出九三七
 百三十七 出九三八
 百三十八 出九三九
 百三十九 出九四〇
 百四十 出九四一
 百四十一 出九四二
 百四十二 出九四三
 百四十三 出九四四
 百四十四 出九四五
 百四十五 出九四六
 百四十六 出九四七
 百四十七 出九四八
 百四十八 出九四九
 百四十九 出九五〇
 百五十 出九五〇

れむ其水みな變て血と爲り 五 われ水を掌る 天使の云る言を聞き曰く今
 在し昔し 在す聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て發あり 六 なんぢ
 聖徒と預言者の血を流し 彼等に血を予て飲しむ 彼等ハ之を受べき者な
 り 七 われ 我また聲ありて祭壇より出るを聞き曰く 然り主たる全能の神よ爾の
 審判ハ正かつ義なり 八 第四の使者その金枕を太陽の上に傾け 太陽
 火を以て人を焼の權を予られ 九 人々大熱に焼れて 此等の災殃を蒙り
 り給ふ神の名を詭り且悔改めす神に榮を歸せざりき 十 第五の使者その金
 枕を獸の座の上に傾け 其國暗なり 人みな痛苦よ因て其舌を嚙たり
 十一 又その痛苦と腫物との故に因て天の神を詭り 己が行を悔改めざりき 十二
 第六の使者その金枕を大河エフラテス傾け 其水濁盡たり 是東方の
 諸王の路を備ん爲なり 十三 我また龍の口と獸の口とが偽の預言者の口よ
 り蛙に似る三の汚たる靈の出るを見たり 十四 此ハ惡魔の靈なり 異なる跡を
 行ひて 全地の諸王に就り 彼等をして 全能の神の大なる日の戰に集らしむ 十五

ツ ヨ 大七四〇四
 二七四〇五
 二七四〇六
 二七四〇七
 二七四〇八
 二七四〇九
 二七四一〇
 二七四一一
 二七四一二
 二七四一三
 二七四一四
 二七四一五
 二七四一六
 二七四一七
 二七四一八
 二七四一九
 二七四二〇
 二七四二一
 二七四二二
 二七四二三
 二七四二四
 二七四二五
 二七四二六
 二七四二七
 二七四二八
 二七四二九
 二七四三〇
 二七四三一
 二七四三二
 二七四三三
 二七四三四
 二七四三五
 二七四三六
 二七四三七
 二七四三八
 二七四三九
 二七四四〇
 二七四四一
 二七四四二
 二七四四三
 二七四四四
 二七四四五
 二七四四六
 二七四四七
 二七四四八
 二七四四九
 二七四五〇
 二七四五一
 二七四五二
 二七四五三
 二七四五四
 二七四五五
 二七四五六
 二七四五七
 二七四五八
 二七五五九
 二七五六〇
 二七五六一
 二七五六二
 二七五六三
 二七五六四
 二七五六五
 二七五六六
 二七五六七
 二七五六八
 二七五六九
 二七五七〇
 二七五七一
 二七五七二
 二七五七三
 二七五七四
 二七五七五
 二七五七六
 二七五七七
 二七五七八
 二七五七九
 二七五八〇
 二七五八一
 二七五八二
 二七五八三
 二七五八四
 二七五八五
 二七五八六
 二七五八七
 二七五八八
 二七五八九
 二七五九〇
 二七五九一
 二七五九二
 二七五九三
 二七五九四
 二七五九五
 二七五九六
 二七五九七
 二七五九八
 二七五九九
 二七六〇〇
 二七六〇一
 二七六〇二
 二七六〇三
 二七六〇四
 二七六〇五
 二七六〇六
 二七六〇七
 二七六〇八
 二七六〇九
 二七六一〇
 二七六一一
 二七六一二
 二七六一三
 二七六一四
 二七六一五
 二七六一六
 二七六一七
 二七六一八
 二七六一九
 二七六二〇
 二七六二一
 二七六二二
 二七六二三
 二七六二四
 二七六二五
 二七六二六
 二七六二七
 二七六二八
 二七六二九
 二七六三〇
 二七六三一
 二七六三二
 二七六三三
 二七六三四
 二七六三五
 二七六三六
 二七六三七
 二七六三八
 二七六三九
 二七六四〇
 二七六四一
 二七六四二
 二七六四三
 二七六四四
 二七六四五
 二七六四六
 二七六四七
 二七六四八
 二七六四九
 二七六五〇
 二七六五一
 二七六五二
 二七六五三
 二七六五四
 二七六五五
 二七六五六
 二七六五七
 二七六五八
 二七六五九
 二七六六〇
 二七六六一
 二七六六二
 二七六六三
 二七六六四
 二七六六五
 二七六六六
 二七六六七
 二七六六八
 二七六六九
 二七六七〇
 二七六七一
 二七六七二
 二七六七三
 二七六七四
 二七六七五
 二七六七六
 二七六七七
 二七六七八
 二七六七九
 二七六八〇
 二七六八一
 二七六八二
 二七六八三
 二七六八四
 二七六八五
 二七六八六
 二七六八七
 二七六八八
 二七六八九
 二七六九〇
 二七六九一
 二七六九二
 二七六九三
 二七六九四
 二七六九五
 二七六九六
 二七六九七
 二七六九八
 二七六九九
 二七七〇〇
 二七七〇一
 二七七〇二
 二七七〇三
 二七七〇四
 二七七〇五
 二七七〇六
 二七七〇七
 二七七〇八
 二七七〇九
 二七七一〇
 二七七一〇

視し我盜賊の如して來らん 裸程にて行き 羞處を見るもふと無らん 爲し目
 を醒し衣を着なる者ハ福なり 十六 かの三の靈諸王たちをヘブルの音にてハ
 ルマゲドンとよふ所に集たり 十七 第七の使者その金枕を空中に傾け れば
 大なる聲天の殿の中なる寶座より出て 曰けるハ 既成り 十八 此とき許多の
 聲迅雷閃電また大なる地震あり 十九 地に出しより以來かくの如き大なる
 地震ありし事なし 二十 大なる邑三にあり 異邦人の諸の城傾たり 神大なる
 パビロンを憶起して之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へり 二十一 諸の
 島ハ遁去し 山の山ハ見なく 爲り 二十二 大なる雷天より人々の上に降
 り 雷おさに重き約そ一タラントあり 人々電の災よ因て神を詭れり 蓋六の
 災甚しく大なれむ也
 七の金枕を持つて七人の天使の其一人きたりて我に語て 曰けるハ
 來れ我なんぢに多の水の上に坐する 大淫婦の刑罰を示さん 地の王等六
 れと淫を行ひ地に住る者その淫亂の酒に酔たり 三 われ靈よ感じ携へられ

ル	但七〇九	リ	但七〇七	ト	但七〇七	ハ	但七〇七	イ	但七〇七	セ	但七〇七	エ	但七〇七	ユ	但七〇七
---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------

て野にゆき緑色の獣に乗る婦を見たり此獣あまなく體に情妾の名あり又七の首と十の角あり六の婦紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て身を飾り手に憎べきもの及び己が奸淫の穢を盛る金の杯を持その額に名を書せり云く奥義大なるバビロン地の淫婦と憎むべき者との母我六の婦の聖徒の血に酔イエスの證を作し者等の血に酔たるを見たり我六の婦を見て大に駭き異り天使われに曰けるハ爾なよゆる駭くや我なんぢよ此婦および之を乗する七の首十の角ある獣の奥義を語ん爾が見し獸ハ昔にハ有しが今ハ無のち無底坑より上りて沈淪に往ん世の始より生命の册に其名を録されざる地に住るもの昔にあり今あらす後まゝ出る獸を見て駭かん爰に智慧の心あるべし此七の首ハ婦の坐する七の山なり七の王あり其五ハ既に傾て一ハ尙あり餘の一ハ未だ來らす來らざる者止らん昔に有て今あらざる獸ハ第八なり即ち七の王より出し者にて終に沈淪し往ん爾が見し十の角ハ十の王あり彼等ハ未だ國を得ざれども此

ラ	但七〇七	レ	但七〇七	タ	但七〇七	カ	但七〇七	リ	但七〇七	ヲ	但七〇七	子	但七〇七	ナ	但七〇七
---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------

獸と偕し一時のあひだ王の如き權威を執べし彼等ハみな同心よて己が能力と權威を彼の獸に予ふかれら蒸と戦はん而して蒸ふれに勝なり蒸ハ諸の主の主王の王ふれと偕にある者ハみな召れ選れたる忠信の者なるに因天使また我といふ淫婦の坐する所の爾が見し水ハ庶民群衆諸國諸音なり爾が見し十の角と獸ハ夫の淫婦を憐み之をして荒墟かつ深程に爲しむ又その肉を食ひ火を以て之を焚べし蓋かれらに神おのが旨に預ふの心を予へ彼等をして心を同うせしめ且神の言の悉く成まで其國を獸に予しめ給へバ也爾が見し婦ハ地の諸王と王たる大なる城邑なり

第十七章 此後われ又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見その榮地を照し輝けりニかれ大なる聲よて呼り曰けるハ大なるバビロン傾たり傾たり今惡魔の住處また各様の汚たる盤および穢たる憎べき鳥の巢と爲り三その萬國の民かれが奸淫と因て干る怒の酒をのみ地の諸王かれと淫を行ひ地の商賈かれが甚しき奢華に由て富を致す也○我また天より

一 聲あるを聞き曰わが民よ爾曹かれの罪に共に與り又彼の災に共に遇ふこと
 二 免れんが爲その中を出べし 五 それ彼が罪ハ積りて天に至り神その不義
 三 を心に記給へり 六 彼が爾曹よ爲し如く彼に爲その行を照し倍して之に報
 四 い彼が斟予し杯に爾曹また倍して之に斟予へよ 七 彼が自ら高ぶり自ら奢
 五 れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へよ 八 彼心の中よ謂われハ女王の位に坐す我
 六 ハ寡婦に非ず我かふらす悲哀よ遇じこ 九 是故に諸の災殃一日の間に彼の
 七 身に來らん即ち死悲哀饑饉なり彼また火にて焚盡されん蓋かれを鞠給ふ
 八 主たる神ハ能力ある者なれど也 九 彼さ姪を行ひ彼さ共に奢華くらしく地
 十 の諸王彼が焚る煙を見て之が爲に哭き哀まん 十一 六の諸王かれが受る痛
 十一 苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き哉哀き哉大なる邑パピロン堅固なる邑爾
 十二 が受る刑罰一時の間に至れりこ 十三 地の商賈ふれが爲よ哭哀めり蓋かれら
 十三 の貨物を買人なれば也 十四 その貨物ハ金銀寶石眞珠細麻布紫にて染し
 十四 物紺緋に染し物各様の香水象牙各様の器皿價貴き木あるハ眞餘あるハハ

- 一 一節五十八の六
- 二 一節五十八の六
- 三 一節五十八の六
- 四 一節五十八の六
- 五 一節五十八の六
- 六 一節五十八の六
- 七 一節五十八の六
- 八 一節五十八の六
- 九 一節五十八の六
- 十 一節五十八の六
- 十一 一節五十八の六
- 十二 一節五十八の六
- 十三 一節五十八の六
- 十四 一節五十八の六
- 十五 一節五十八の六
- 十六 一節五十八の六
- 十七 一節五十八の六
- 十八 一節五十八の六
- 十九 一節五十八の六
- 二十 一節五十八の六
- 二十一 一節五十八の六
- 二十二 一節五十八の六
- 二十三 一節五十八の六
- 二十四 一節五十八の六
- 二十五 一節五十八の六
- 二十六 一節五十八の六
- 二十七 一節五十八の六
- 二十八 一節五十八の六
- 二十九 一節五十八の六
- 三十 一節五十八の六
- 三十一 一節五十八の六
- 三十二 一節五十八の六
- 三十三 一節五十八の六
- 三十四 一節五十八の六
- 三十五 一節五十八の六
- 三十六 一節五十八の六
- 三十七 一節五十八の六
- 三十八 一節五十八の六
- 三十九 一節五十八の六
- 四十 一節五十八の六
- 四十一 一節五十八の六
- 四十二 一節五十八の六
- 四十三 一節五十八の六
- 四十四 一節五十八の六
- 四十五 一節五十八の六
- 四十六 一節五十八の六
- 四十七 一節五十八の六
- 四十八 一節五十八の六
- 四十九 一節五十八の六
- 五十 一節五十八の六
- 五十一 一節五十八の六
- 五十二 一節五十八の六
- 五十三 一節五十八の六
- 五十四 一節五十八の六
- 五十五 一節五十八の六
- 五十六 一節五十八の六
- 五十七 一節五十八の六
- 五十八 一節五十八の六
- 五十九 一節五十八の六
- 六十 一節五十八の六
- 六十一 一節五十八の六
- 六十二 一節五十八の六
- 六十三 一節五十八の六
- 六十四 一節五十八の六
- 六十五 一節五十八の六
- 六十六 一節五十八の六
- 六十七 一節五十八の六
- 六十八 一節五十八の六
- 六十九 一節五十八の六
- 七十 一節五十八の六
- 七十一 一節五十八の六
- 七十二 一節五十八の六
- 七十三 一節五十八の六
- 七十四 一節五十八の六
- 七十五 一節五十八の六
- 七十六 一節五十八の六
- 七十七 一節五十八の六
- 七十八 一節五十八の六
- 七十九 一節五十八の六
- 八十 一節五十八の六
- 八十一 一節五十八の六
- 八十二 一節五十八の六
- 八十三 一節五十八の六
- 八十四 一節五十八の六
- 八十五 一節五十八の六
- 八十六 一節五十八の六
- 八十七 一節五十八の六
- 八十八 一節五十八の六
- 八十九 一節五十八の六
- 九十 一節五十八の六
- 九十一 一節五十八の六
- 九十二 一節五十八の六
- 九十三 一節五十八の六
- 九十四 一節五十八の六
- 九十五 一節五十八の六
- 九十六 一節五十八の六
- 九十七 一節五十八の六
- 九十八 一節五十八の六
- 九十九 一節五十八の六
- 百 一節五十八の六

一 鐵あるハハ臘石にて作れる各様の器皿 二 又肉桂香料 三 膏 四 没藥乳香
 五 葡萄酒 六 油 七 麥粉 八 麥牛 九 羊 馬 車 奴 隸 十 び 人の魂 十一 び 人の魂 十二 び 人の魂
 十三 穀果の熟期すでに過去すべての奪れる華美のもの既に亡ぶ復たれを見ざるべ
 十四 し 十五 此等の物を販ひパピロンの爲に富を致し者等パピロンの受る苦な
 十五 畏れ遙に離れ立て哭哀み曰けるハ 十六 哀き哉哀き哉細麻布と紫にて染し物
 十七 と緋に染し物とを纏ひ金寶石眞珠にて飾たる大なる城邑よ此の如き大な
 十八 る宮一時の間よ消滅んとハ十八 凡の舟長海を航る人々及び舟子と海よ由て
 十九 生業を伴ものパピロンの燃る煙を見ざるかに離れ立て喊叫いひけるハ何
 二十 の邑か此大なる邑に比ぶ可んや 二十一 また塵を首の上に散布し哭哀つと叫び
 二十二 曰けるハ哀き哉哀き哉大なる邑その奢侈に由て凡て海に舟を有る者
 二十三 の富を得たる此邑一時の間に滅しふこ 二十四 天よ聖徒使徒預言者よ爾曹ふれ
 二十五 を喜ぶべし神なんぢらの爲に之よ報をなし給へる也 二十六 一人の強き天の使
 二十七 磨の如き巨なる石を取ふれを海に投て曰けるハ大なる城パピロン此の如

- 一 一節五十八の六
- 二 一節五十八の六
- 三 一節五十八の六
- 四 一節五十八の六
- 五 一節五十八の六
- 六 一節五十八の六
- 七 一節五十八の六
- 八 一節五十八の六
- 九 一節五十八の六
- 十 一節五十八の六
- 十一 一節五十八の六
- 十二 一節五十八の六
- 十三 一節五十八の六
- 十四 一節五十八の六
- 十五 一節五十八の六
- 十六 一節五十八の六
- 十七 一節五十八の六
- 十八 一節五十八の六
- 十九 一節五十八の六
- 二十 一節五十八の六
- 二十一 一節五十八の六
- 二十二 一節五十八の六
- 二十三 一節五十八の六
- 二十四 一節五十八の六
- 二十五 一節五十八の六
- 二十六 一節五十八の六
- 二十七 一節五十八の六
- 二十八 一節五十八の六
- 二十九 一節五十八の六
- 三十 一節五十八の六
- 三十一 一節五十八の六
- 三十二 一節五十八の六
- 三十三 一節五十八の六
- 三十四 一節五十八の六
- 三十五 一節五十八の六
- 三十六 一節五十八の六
- 三十七 一節五十八の六
- 三十八 一節五十八の六
- 三十九 一節五十八の六
- 四十 一節五十八の六
- 四十一 一節五十八の六
- 四十二 一節五十八の六
- 四十三 一節五十八の六
- 四十四 一節五十八の六
- 四十五 一節五十八の六
- 四十六 一節五十八の六
- 四十七 一節五十八の六
- 四十八 一節五十八の六
- 四十九 一節五十八の六
- 五十 一節五十八の六
- 五十一 一節五十八の六
- 五十二 一節五十八の六
- 五十三 一節五十八の六
- 五十四 一節五十八の六
- 五十五 一節五十八の六
- 五十六 一節五十八の六
- 五十七 一節五十八の六
- 五十八 一節五十八の六
- 五十九 一節五十八の六
- 六十 一節五十八の六
- 六十一 一節五十八の六
- 六十二 一節五十八の六
- 六十三 一節五十八の六
- 六十四 一節五十八の六
- 六十五 一節五十八の六
- 六十六 一節五十八の六
- 六十七 一節五十八の六
- 六十八 一節五十八の六
- 六十九 一節五十八の六
- 七十 一節五十八の六
- 七十一 一節五十八の六
- 七十二 一節五十八の六
- 七十三 一節五十八の六
- 七十四 一節五十八の六
- 七十五 一節五十八の六
- 七十六 一節五十八の六
- 七十七 一節五十八の六
- 七十八 一節五十八の六
- 七十九 一節五十八の六
- 八十 一節五十八の六
- 八十一 一節五十八の六
- 八十二 一節五十八の六
- 八十三 一節五十八の六
- 八十四 一節五十八の六
- 八十五 一節五十八の六
- 八十六 一節五十八の六
- 八十七 一節五十八の六
- 八十八 一節五十八の六
- 八十九 一節五十八の六
- 九十 一節五十八の六
- 九十一 一節五十八の六
- 九十二 一節五十八の六
- 九十三 一節五十八の六
- 九十四 一節五十八の六
- 九十五 一節五十八の六
- 九十六 一節五十八の六
- 九十七 一節五十八の六
- 九十八 一節五十八の六
- 九十九 一節五十八の六
- 百 一節五十八の六

五 獸十四〇十七
 六 獸十七〇十四
 七 獸十七〇十四
 八 獸十七〇十四
 九 獸十七〇十四
 十 獸十七〇十四
 十一 獸十七〇十四
 十二 獸十七〇十四
 十三 獸十七〇十四
 十四 獸十七〇十四
 十五 獸十七〇十四
 十六 獸十七〇十四
 十七 獸十七〇十四
 十八 獸十七〇十四
 十九 獸十七〇十四
 二十 獸十七〇十四
 二十一 獸十七〇十四
 二十二 獸十七〇十四
 二十三 獸十七〇十四
 二十四 獸十七〇十四
 二十五 獸十七〇十四
 二十六 獸十七〇十四
 二十七 獸十七〇十四
 二十八 獸十七〇十四
 二十九 獸十七〇十四
 三十 獸十七〇十四
 三十一 獸十七〇十四
 三十二 獸十七〇十四
 三十三 獸十七〇十四
 三十四 獸十七〇十四
 三十五 獸十七〇十四
 三十六 獸十七〇十四
 三十七 獸十七〇十四
 三十八 獸十七〇十四
 三十九 獸十七〇十四
 四十 獸十七〇十四
 四十一 獸十七〇十四
 四十二 獸十七〇十四
 四十三 獸十七〇十四
 四十四 獸十七〇十四
 四十五 獸十七〇十四
 四十六 獸十七〇十四
 四十七 獸十七〇十四
 四十八 獸十七〇十四
 四十九 獸十七〇十四
 五十 獸十七〇十四

人彼また全能の神の甚しき怒の酬を踐 彼が衣と服と録せる名あり曰く
 諸王の王諸主の主 我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中よ
 飛鳥に大なる聲にて呼曰けるハ爾曹神の大なる鐘よ集り來り 諸王の肉
 將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者の肉および自主奴隸大と小との別なく
 凡の人の肉を食へ 我かの獸地の諸王および其軍隊の既に築りて白馬に
 乗る者および其軍隊と戦はんとな爲を見たり 獸と偽の預言者と共に擒に
 せらる此偽の預言者ハ前に獸の前にて異なる跡を行ひ獸の印誌を受たる
 者および其像を拜する者を惑しと者あり此二のもの生ながら硫磺にて燃
 る火の池に投入られ 二 其餘の者ハ白馬に乗る者の口より出る所の劍に
 て殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽り
 され一人の天使底なき坑の輪と大なる繩を手に携へて天より降
 るを見たり 二 かれ惡魔と稱へサタンと稱る龍すなはち老蛇を執て之を千
 年のあひだ縛置んとす 三 之を底なき坑に投入し閉ふめて其上より封をなし

一 獸十六〇十四
 二 獸十七〇十四
 三 獸十七〇十四
 四 獸十七〇十四
 五 獸十七〇十四
 六 獸十七〇十四
 七 獸十七〇十四
 八 獸十七〇十四
 九 獸十七〇十四
 十 獸十七〇十四
 十一 獸十七〇十四
 十二 獸十七〇十四
 十三 獸十七〇十四
 十四 獸十七〇十四
 十五 獸十七〇十四
 十六 獸十七〇十四
 十七 獸十七〇十四
 十八 獸十七〇十四
 十九 獸十七〇十四
 二十 獸十七〇十四
 二十一 獸十七〇十四
 二十二 獸十七〇十四
 二十三 獸十七〇十四
 二十四 獸十七〇十四
 二十五 獸十七〇十四
 二十六 獸十七〇十四
 二十七 獸十七〇十四
 二十八 獸十七〇十四
 二十九 獸十七〇十四
 三十 獸十七〇十四
 三十一 獸十七〇十四
 三十二 獸十七〇十四
 三十三 獸十七〇十四
 三十四 獸十七〇十四
 三十五 獸十七〇十四
 三十六 獸十七〇十四
 三十七 獸十七〇十四
 三十八 獸十七〇十四
 三十九 獸十七〇十四
 四十 獸十七〇十四
 四十一 獸十七〇十四
 四十二 獸十七〇十四
 四十三 獸十七〇十四
 四十四 獸十七〇十四
 四十五 獸十七〇十四
 四十六 獸十七〇十四
 四十七 獸十七〇十四
 四十八 獸十七〇十四
 四十九 獸十七〇十四
 五十 獸十七〇十四

千年過るまで諸國の民を惑すよと莫らしむ其後かならず暫時のあひだ釋
 放さるべし 我おほくの座位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權
 を予らる又イエスの證および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり
 此ハ獸と其像を拜せず其印誌を額あるハハ手に受ざりし者の靈魂なり皆
 生てキリストと共に千年の間王と作り 五 其他の死人ハ千年終まで睡らさ
 る也ふれ第一の復生なり 六 第一の復生に與る者の福なり是聖者なり
 此輩の上に第二の死ハ權を執ふと能す彼等ハ神とキリストの祭司と作り
 リストと共に千年の間王たるべし 七 千年終てサタン其囚より釋放さる
 べし 八 かれ出て地の四方の列邦ゴグとマゴグを惑し之を集て戦しめんこ
 す彼等の數ハ海の沙の如し 九 かれら地に廻く滿て聖徒の陣營と愛せらる
 る城とを圍む此時に火天より降りて彼等を焚盡せり 十 彼等を惑し惡魔
 火と硫磺の池に投入されたり即ち獸および偽の預言者の居とふる也ふ
 ハ夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし 十一 われ白き大なる寶座と之に

ヨ 但六〇十四
 ヤ 約五〇廿八
 ヲ 但七〇十
 ケ 約三〇五
 コ 約六十九
 シ 約二〇六
 ソ 約六十五
 タ 約二〇八

坐する者を見る地と天と其前を過て再び留るべき處を得す我また死し者の大と小との別なく皆神の前に立を見たり其處に據ありて展く別に又一の書ありて展ふれ生命の書なり死し者ハ皆書に録せる所の事に由その行に循ひて審判を受る也海その中の死人を出し死と陰府と其中の死人を出せり彼等おのく其行に循ひて審判を受たり死と陰府と火の池に投入されたり是第二の死なり凡て生命の書に録されざる者も亦火の池に投入されたり

チ 約六十五
 ア 約三〇三
 ナ 約五二二
 ハ 約五〇五
 カ 約六〇六
 マ 約七〇七
 ム 約七〇七
 メ 約七〇七
 ミ 約七〇七

われ新しき天と新しき地を見たり先の天と先の地の既に過ぎり海も亦有ふまなしわれ聖城なる新しきエルサレム備 整ひ神の所を出て天より降るを見その状ハ新婦その新郎を迎ん爲に修飾たるが如しわれ大なる聲の天より出るを聞き云く神の幕屋人の間にあり神人と共に住人神の民となり神また人と共に在して其神と爲給ふなり神かれらの目の涙を悉く拭きり復死あらず哀み哭き痛み有ることなし蓋前事すでに過去

七 約六十五
 六 約六十五
 五 約六十五
 四 約六十五
 三 約六十五
 二 約六十五
 一 約六十五

五 ざり 寶座に坐する者われに曰けるハ見よ我萬物を新にせん又我に曰けるハ爾ふれを書記せ蓋ふの言ハ信す可して確實ふれ也六 我に曰けるハ既に成り我ハアルマ也オメガかなり始なり終なり渴者にハ假なしに生命の水の源にて飲事を許さん七 勝をうる者ハ此等の物を得て其業と爲ん我かれの神となり我わが子と爲べし八 然と臆する者信せざる者憎む可もの人を殺すもの奸姪を行ふもの魔術をなす者偶像を拜する者および凡て謊を言ものハ火と硫磺の燃る池にて其報を受べし是第二の死なり九 末後の七の災殃の盛る七の金椀を執る七人の天使の一人來りて我に語り曰けるハ來れ我なんぢハ羔の妻なる新婦を見せん十 われ靈に感じ天使に携へられて大なる高山に至れり此にて我に大なる城聖エルサレム神の榮を以て神の所を出て天より降るを示す十一 其城の光輝くふと至 寶き玉の如く澄澈る金剛石の如し十二 此大なる高き石垣ありて十二門あり其門に十二の天使をれり門の上に名を書せりイスラエルの十二の支派の名な

一、東、三の門あり北に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり城
 の石垣に十二の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり 我、語れる者城
 と門と石垣とを測ん爲に金の竿を持たり 城、四方にして長と闊と同
 じ天使竿を以て城を測し、六百里あり長と闊と高と共に相等し 又その石
 垣を測し、人の度に従へば、百四十四キユビトあり人の度、天使の度と
 同じ 石垣、金剛石にて築き城、清潔なる玻璃の如き純金にて造れり
 城の石垣の基址、各様の玉よて飾れり第一の基址、金剛石第二、青玉
 第三、赤玉第四、緑の玉 第五、紅の瑪瑙第六、黄色の玉第七、薄き黄色
 なる玉第八、水色の玉第九、紅の玉第十、翡翠第十一、深紅の玉第十二
 の紫の玉なり 十二の門、十二の眞珠なり一の眞珠にて一の門を造れり
 城の衛、澄澈る玻璃の如き純金なり 二、われ城の中、殿あるを見ず蓋主た
 る全能の神おしび羔その殿なれば也 三、また城に日月の照るを許さ蓋神
 の榮光、これを照し且羔城の月燈なれば也 四、萬の國の民、六の光に藉て行ま

心地の諸王おのれの榮と尊貴とを以て此城に來らん 五、その門、終日さら
 す此に夜ある事なし 萬の民己の榮と尊貴とを以て此城に來らん 凡て
 潔らざる者と憎むべき行を爲もの或は誰をいふ者ハ必ず此に入らざるを得ず
 唯羔の生命の書に録されたる者のみ入なり

第二十二章 天使生命の水の河を我に示せり其水澄澈りて水晶の如し神と
 羔の寶座より出 城の衛の中および河の左右に生命の樹あり十二種の果
 を結び一種を月ごとに結ぶ也その樹の葉、萬國の民を醫すべし 三、重て呪
 詛あるふさなし神と羔の寶座そふに在その僕ふれに事ん 僕ども神の面
 をみ神の名かれらの額に在べし 五、彼處にハ夜あるふさなく燈の光と日の
 光とを用るふさなし蓋主なる神かれらを照し給へば也かれらハ世々窮な
 く王たらん 天使また我、曰けるハ此言ハ信す可して誠實なり預言者の
 靈魂の神なる主速かに成んさ爲ふさを其衆僕に示すために其使者を遣せ
 り 七、われ速かに至らん此書の預言の言を守る者ハ福なり 〇 我、ヨハ子此等

九、八〇四六
九二〇三三の事を見聞せり之を見聞せしとき我に此等の事を示せる天使の足下に俯
 伏して拜せんと爲けれ九バ、かれ我にいふ然すべからず慎め、我ハ爾と同
 く僕なり亦なんちの兄弟なる預言者及び此書の言を守る者と同く僕なり
 爾た神を拜せよ、彼また我に曰けるハ此書の預言の言を封するよ一〇勿
 れ蓋時近けれ一〇バ也、不義者ハ不義なる任にし汚穢者ハ穢き任にし義者ハ
 義なる任にし聖者ハ聖き任にせよ、われ速一二に至らん必ず報應あり各人
一三の行ふ所に循ひて之に報へし、我ハアルバ也オメかなり首先なり末後な
一四り始なり終なり、その衣を洗ひし者ハ福なり彼等ハ生命の樹の果を受る
一五ふさを得また門より城に入ふさを得べし、大および魔術を爲もの奸淫な
一六行ふもの人を殺すもの偶像を拜する者また凡て虚言を好て虚妄を行ふ者
一七ハ城の外に居なり、我イエスわが使者を遣して此事を爾曹諸教會に證す
一八我ハダビテの根また其苗裔なり我ハ耀く曙の明星なり、爾と新婦といふ
一九來れ之を聞者も來れといへ渴者ハ來るべし願ふ者ハ假なし生命の水

二〇
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇

を飲べし、我ハの書の預言の言を聞者、證をなす若ハの書の預言の言に
 加る者あれバ神ハの書に録す所の災を以て之一九加へん、若ハの書の預言
 の言を削る者あれバ神之をして此書に録す所の生命の樹の果二〇聖城二一に
 與るふと莫らしむ、此事を證する者いひけるハ我必らず速二二に至らんア
 ーメン主イエスよ來り給へ、願くハ主イエスの恩寵すべての聖徒と共に
 在らん二三

新約全書約翰默示錄終

明治二十五年度

聯合安息日學校課程表

月 二			月 一			
廿八日	同十一章十七ヨリ三十	◇	廿一日	同十章十一ヨリ二十一	三日	約翰傳九章十四ヨリ廿五
廿一日	同十一章一ヨリ十六		十七日	同九章卅五ヨリ四十一	十日	同九章卅六ヨリ卅四
十四日	同十章卅二ヨリ四十二		廿四日	同十章一ヨリ十	十七日	同九章卅五ヨリ四十一
七日	同十章廿二ヨリ卅一		廿一日	同十章十一ヨリ二十一	廿四日	同十章一ヨリ十
月 四	月 三		廿八日	同十三章一ヨリ十一	廿七日	同十二章十二ヨリ十九
廿四日	同十三章一ヨリ十一	◇	十七日	同十二章四十四ヨリ五十	二十日	同十二章一ヨリ十一
十日	同十二章三十四ヨリ四十三		三日	同十二章二十ヨリ三十三	十三日	同十一章四十五ヨリ五十七
三日	同十二章二十ヨリ三十三		廿四日	同十三章一ヨリ十一	六日	同十一章卅一ヨリ四十四

月 五			月 六			
廿九日	同十四章十四ヨリ二十四	◇	廿六日	同十六章一ヨリ十一	五日	同十四章二十五ヨリ三十一
廿二日	同十四章一ヨリ十三		十九日	同十五章十七ヨリ廿七	十二日	同十五章一ヨリ十六
十五日	同十三章三十一ヨリ三十八		八日	同十三章二十一ヨリ三十	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
八日	同十三章二十一ヨリ三十		廿八日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
月 七	月 八		廿八日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
廿四日	同一章十四ヨリ二十五	◇	廿八日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
十七日	ヘテロ前書一章一ヨリ十三		廿四日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
十日	同十六章二十五ヨリ三十三		廿四日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四
三日	同十六章十二ヨリ二十四		廿八日	同十三章一ヨリ十一	廿九日	同十四章十四ヨリ二十四

月 十				月 九			
三十日	廿三日	十六日	九日	二日	廿五日	十八日	十一日
同十八章十五ヨリ二十七	同十八章一ヨリ十四	同十七章十九ヨリ二十六	同十七章十一ヨリ十八	約翰傳十七章一ヨリ十	同五章八ヨリ十四	同五章一ヨリ七	同四章十二ヨリ十九
							四日
							同四章一ヨリ十一
月 二十				月 一 十			
	廿五日	十八日	十一日	四日	廿七日	二十日	十三日
	同二十一章十五ヨリ二十五	同二十一章一ヨリ十四	同二十章十六ヨリ三十一	同二十章一ヨリ十五	同十九章三十一ヨリ四十二	同十九章十七ヨリ三十	同十九章一ヨリ十六
							六日
							同十八章二十八ヨリ四十

(大國語学社刊)

10

第...

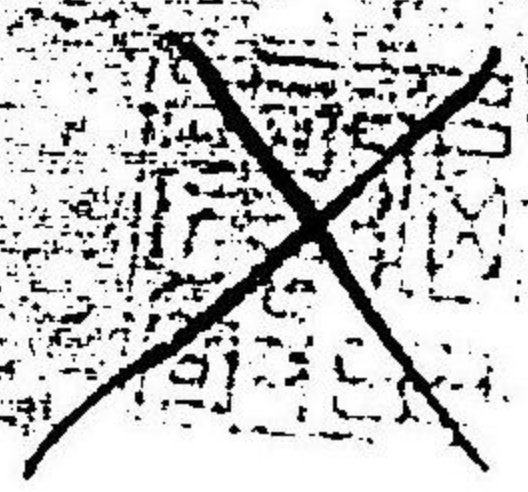
大阪米滿教會員

龜田伊知末

下...

龜田俊夫

買...





021643-000-9

193.5-s5

新約全書(引照)

米国聖書会社

M20

ABI-1552



H.H.O.